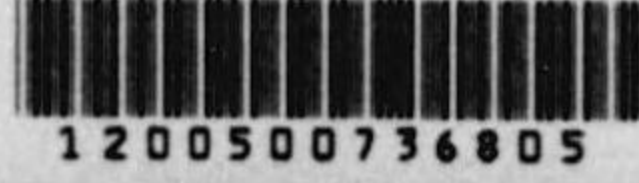


329.4-Sh65-2ㄅ

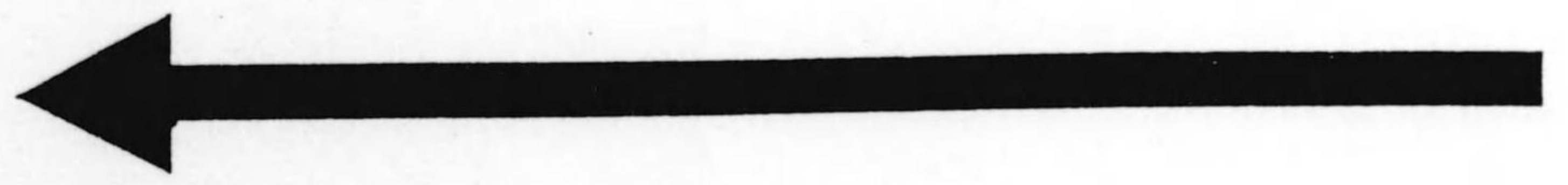


1200500736805

29.4
H65
20



始



18188

329.4
SH65
2 (b)

法學博士 信夫淳平述



戰時
國際法講義



第二卷

第二卷目次

第三編 陸 戰

第一章 概 論

第一款 陸戰の一般的性質……………一

陸戰の意義——戦闘の地域に関する用語——(一)戦地——(二)作戦地帯——(三)戦場——帝國軍法會議法に謂ふ作戦地域——戦地と作戦地帯は一致すと限らない——作戦地帯の限局——陸戦は海戦に先だちて發生——陸戦の目的——文明の戦闘の要求する箴規——交戦法則の意義——現代の交戦法則の三根幹——第二次大戦に於ける『獨逸兵十誡』

第二款 陸戦關係の法規……………二二

第一項 國際條約に依るもの……………二二

現行の重なる國際約定——陸戦法規は全交戦法規の基本法——明文なきの故を以て擅斷は許されず

第二項 國內法規の定むるもの……………一五

陸戦の法規慣例に關する條約と規則——規定通り發令せる國幾許も無し——米國の一八六三年の『陸戰訓令』——後年の陸戦法規概ね之に取つた——獨逸の一九〇二年の『陸戰慣例』——佛國の『陸軍將校用國際法提要』——英國の『陸戦法規慣例便覽』——一九一四年の同國『軍事法規提要』——帝國陸軍の諸操典——國內法規も完成が望ましい——伊國の一九三八年の交戦法規

第二章 交戦者

第一款 戦闘員及び非戦闘員……………三〇

交戦者の語——戦闘員及び非戦闘員の語——現行規則の右の區別は適切でない——古は戦闘員と非戦闘員の區別なし——ルクソウの個人非敵説とその反響——戦闘機關破壊説と國家全體破壊説——敵人としての非戦闘員の性質——近代戦に於ける非戦闘員の地位——直接の加害の目的物でない——近代戦が個人非敵説を許さざる理由——非戦闘員尊重主義と武器の威力——人道上の要求は今日とても依然存す——敵國元首は交戦者を以て遇すべきか

第二款 正規兵及び不正規兵……………五〇

第一項 その資格の異同……………五〇

交戦者の資格——特定の民兵及び義勇兵も交戦者——その資格を認むる四條件——(一)責任者その頭に在ること——(二)遠見の利く徽章固着のこと——(三)公然兵器を携帯すること——(四)法規慣例を遵守すること——陸上の軍事行動に従事する海軍兵——野蠻兵にて編成する軍隊の使用——その當否——遊撃隊——適法の交戦者なるや否や

第二項 民衆軍……………六七

民衆軍の語——現規定以前の民衆軍——ブルッセル會議に於ける民衆軍問題——第一回海牙會議に於ける妥結——民衆軍に要する條件——日露戦役中の營口の我が義勇兵團——支那事變中の漢口の支那自衛團——未占領地人民の單獨抵抗——既占領地に於ける民衆軍

第三項 私服狙撃者(便衣隊)……………七六

常人は敵對行爲を行ふ資格を有せず——便衣隊とは何ぞ——普佛戦役に於ける便衣隊——日露戦役に於ける便衣隊——昭和七年の上海事變と支那便衣隊——支那事變に於ける便衣隊——西班牙内亂戦に於ける同上——便衣隊は間諜よりも性質が悪い——常人の墜落敵機操縦士殺害

第三款 俘虜

第一項 俘虜に關する國際法規

陸戰の俘虜に關する國際法規の制定——海戰及び空戰に於ける俘虜——第一次大戦と陸戰法規慣例規則——第一次大戦末期の米獨俘虜協約——萬國國際法協會の俘虜待遇規則案——その中の常人俘虜待遇規則案——俘虜の待遇に關する國際法規の改定

第二項 俘虜の性質

俘虜とは何ぞ——俘虜と爲し及び俘虜たるを得る者——(一)正規兵その他交戰の有資格者——(二)從軍の軍屬——(三)新聞通信員、酒保用達人等——(四)敵の作戦に參與せる外國武官——(五)敵國の元首及び顯要の文武官——(六)捕獲せる敵國商船の乗員——(七)敵機及び中立機の或乗員乗客——俘虜の範圍と獨逸『陸戰慣例』

第三項 俘虜の取扱の基本的原則

俘虜は捕獲者の私有物でない——俘虜の取扱の今昔——今日は人道的取扱を要求す——その條件及び限度——日露戰役に於ける皇軍の俘虜取扱振——當年の露國側の日本俘虜取扱振——大正三年の對獨戰に於ける獨逸俘虜——轉近歐洲諸國の逆轉支那事變に於ける支那俘虜——第二次大戦に於ける聯合軍俘虜——敵軍參加の中立國人たる俘虜——脱走兵にして自軍に俘虜となる場合——俘虜の私有品——

時の保管は妨げない——特定の俘虜將校に刀劍携帶許可——旅順の俘虜將校の帶劍に關し一問題——戰場の傷病者に對し俘虜の輸血利用

第四項 俘虜の收容及び自由拘束の範圍

俘虜留置の要否——俘虜收容所の所在地——收容所の設備——中立國代表者に依る檢分——第一次大戦に於ける俘虜收容狀況——報復手段として收容俘虜の虐待——俘虜の氏名階級の訊問應答——軍情に關しては應答の義務なし——收容國の法令に不從順の俘虜——俘虜の逃走——逃走に對して加ふべき懲罰——俘虜の多數共謀に由る逃走——逃走の殘留俘虜に對する連坐罰——俘虜處罰の管轄機關——日露戰役中制定の露國俘虜處罰法——通信の自由及び條件——第一次大戦中交戰諸國の取扱振——信仰の自由——俘虜の遺言

第五項 俘虜の勞務

勞務の條件——(一)階級及び技能に相應すること——(二)過度の勞務たらざること——(三)作戦動作に關係なきこと——俘虜將校の勞務——蘇露國の俘虜階級平等觀と勞務關係——軍人以外の俘虜の勞役——俘虜の勞役の國內勞働者への影響——第一次大戦に於ける俘虜の勞務狀況——俘虜の勞銀——公務所又は私人より收得する勞銀——日露戰役の露國俘虜の勞務及び勞銀

第六項 俘虜の給養……………一八五

俘虜收容國の給養義務——給養は收容國軍隊のそれと對等——給養義務規定殊に對等主義の實行振——(一)日露戰役——(二)日獨戰役——(三)第一次大戰——俘虜將校の俸給の支給——第一次大戰中の英佛米獨の取扱振——本國よりの給養補助の送金の效力——*Antoine v. Morshead, 1815*

第七項 俘虜の解放、交換、及び送還……………一九九

俘虜の身分の消滅する事由——宣誓——宣誓解放に關する現行規定——宣誓解放と本國法律の許否の關係——宣誓に由る禁止行為の範圍——禁止行為の效力は現戰役中に限らる——宣誓解放を許す者の範圍——宣誓の方式——宣誓違反に對する處罰——その裁判所——俘虜の交換——交換は均等的に之を行ふ——交換解放の俘虜の戰闘再參加——日露戰役に於ける俘虜交換問題——第一次大戰中の俘虜交換——俘虜交換等に關し交戰國の直接交渉——平和克復に由る送還——特別の事情に由る歸還の遷延——犯行ある俘虜——債務の辨濟未了の俘虜——俘虜輸送船の取扱

第八項 俘虜情報局及び救恤協會……………二二五

俘虜情報局の由來——その性質及び任務——その所管——日露戰役の我が俘虜情報局——第一次大戰に於ける我が俘虜情報局——同じく他の交戰諸國の俘虜情報局

——第二次大戰に於ける同上——俘虜救恤協會

第九項 一九二九年の俘虜待遇條約……………二二三

海牙規則の代替物ではなく補足法——重なる補足條項——連帶條項の否定は一特色——本條約の全文——本條約附屬の標準協定

第四款 陸戰に於ける傷病者の救護……………二六三

第一項 傷病者の取扱に關する一般的原则……………二六三

往昔の戰場に於ける傷病者——赤十字條約の由來——第一次大戰と赤十字條約——一九二九年改正の赤十字條約の内容——傷病者の尊重保護——傷病者を敵前に遺棄する場合の措置——捕へられたる傷病者は俘虜となる——戰場遺棄の死傷病者の取扱——日露戰役中の我軍の敵屍取扱振——遺棄死傷病者の取扱の實際的困難——傷病者の收容看護に關し住民の共助

第二項 衛生部隊及び衛生機關の營造物……………二八一

衛生部隊と衛生機關の營造物の異同——兩者の尊重保護——保護の喪失——保護の喪失とならざる特定事實

第三項 救護に従事する人員……………二八五

衛生人員及び隊附救法者の尊重保護——保護の絶対性及びその當否——之に關する
故有實博士の所説——常置衛生人員と同一に取扱ふ特定兵——篤志救恤協會の人員
の保護——敵手に陥りたる人員の取扱——該人員の俸給手當の支給

第四項 救護關係の建物及び材料……………二九五

材料及び輸送機關の保有と使用——固定營造物の建物及び材料の處分——救恤協會
の建物及び材料の尊重

第五項 衛生上の輸送機關……………二九九

衛生上の輸送機關の取扱規定——攻圍地に於ける傷病者の後送——軍隊輸送と混行
するなきを要す——移動衛生部隊として取扱はざる特例——衛生以外の軍隊輸送機
關の捕獲——衛生輸送機關としての航空機

第六項 衛生機關の殊別記章……………三〇四

傷病者の所在を殊別する古來の記章——赤十字標章の由來——回教國に特に認めら
るる殊別記章——赤十字標章の寸法には制限が無い——赤十字標章の表出物件——
臂章の装着及び認識證明書の帶有——赤十字旗を掲ぐる資格あるもの——中立國の
衛生部隊の掲ぐる旗章

第七項 本條約の適用その他に關する諸事項……………三一

本條約の適用範圍及び執行方法——赤十字標章等の濫用禁止——瑞西國の紋章の使
用も禁止——日英兩國は該條項を留保——本條約違反行爲の取締に關する立法——
條約違反行爲の審査——新條約と舊二條約との關係——附屬議定書にて表示せる希
望事項——本條約の解釋上の紛争の解決法——本條約の全文

第三章 戰 闘

第一款 害敵手段……………三三〇

第一項 害敵手段は無制限を許さず……………三三〇

戰闘は無制限の暴力行爲でない——屠敵主義と人道主義の調和——聖彼得堡宣言の
意義——陸戦法規慣例規則の嚴肅の規定——害敵手段の選擇制限の標準の困難——
特別の條約を以て定めたる禁止事項——聖彼得堡宣言に謂ふ爆發性の發射物——第
一回海牙會議の輕氣球宣言——同じく瓦斯投射物宣言——同じくダムダム彈宣言

第二項 陸戦法規慣例規則の特別禁止事項……………三四〇

第一目 毒又は施毒兵器の使用……………三四〇

特に禁止の八ヶ目——兵器の語義——文明戰には毒の利用は許されない——井戸水
源河流等への投毒——動物の屍の水中投入の當否——第一次大戰中の實例——支那

事變に於て敵の井水果物等施毒——水の供給遮斷の當否——施毒食物の上空よりの投下

第二目 背信行爲を以てする敵の殺傷……………三五〇

要は暗殺の禁止——暗殺は戰陣道德之を許さず——一九三七年のテロ取締條約——乞降を裝ふて敵を殺傷

第三目 乞降兵の殺傷及び不助命の宣言……………三五四

窮鳥懷に入らば獵夫も之を助く——乞降の時まで頑強に抵抗する敵——助命は部隊の全員乞降の場合のみ——退却する敵の殺傷——乞降の合圖——不助命の宣言も禁止——不助命宣言を是認する例外の場合——その各場合の實際的取捨——收容困難の俘虜は解放を要す——不助命宣言を軍紀違反に問へる例

第四目 不必要の苦痛を與ふる兵器類の使用……………三六五

必要以上の苦痛を與ふるは無益のみ——その限界を立つるの困難——ダムダム彈——第一回海牙會議のダムダム彈討議——南阿の役とダムダム彈——日露戰役に露軍のダムダム彈使用——當年の皇軍の愼慮——第二回海牙會議のダムダム禁止確認——第一次大戰と不必要の苦痛の兵器——英獨互に對手のダムダム使用を詰る——米國のダムダム製造及び賣込——伊國のエチオピア役とダムダム——支那事變中支

那軍のダムダム使用——近代の新兵器と本號の關係——手榴彈——燒夷彈——散彈銃——火液——他日の國際會議に於て新檢討を要す

第五目 軍用標章等の擅用……………三八〇

一の背信行爲たるを免れず——『擅ニ使用スルコト』の意義——戰鬪開始前の敵旗章制服等の使用——被服補足のための敵の制服使用——制服擅用に關する條文の不備——(一)中立人の制服又は平服の擅用——(二)敵兵の平服擅用

第六目 本國に對する作戰動作の強要……………三八五

ト、チ兩號の禁止——第二十三條第二項の舊規定との異同——謂ゆる作戰動作の範圍——學說も定解を缺く——オッペンハイムの所説は比較的妥當——嚮導の許否——禁止の主眼は敵對行爲の強要にある——任意の作戰動作参加は妨げない——敵兵に對する離叛鼓吹の當否——敵國の常人に對する叛亂鼓吹

第三項 毒瓦斯……………三九二

第一目 毒瓦斯の當否……………三九二

第一次大戰の齎せる三種の新兵器——獨軍の毒瓦斯創用——毒瓦斯の考案は往昔にもあり——獨逸は毒瓦斯を違法に非すと辯じた——英國も報復的に毒瓦斯を使用——當年の毒瓦斯戰術の目的——第一次大戰後化學戰の研究益々進む——現代に於

ける毒瓦斯の種類——毒瓦斯に關係ある大戦前の國際法規——それ等と離れて別に検討するを要す——毒瓦斯を非とする論旨とその當否——毒瓦斯は必しも非人道的と云へない——ブレンチス中佐の毒瓦斯辯護論——毒瓦斯を平和維持の具と見る説——武器の強烈は廢戰の期待と無關係——毒瓦斯の回避は容易なりとの説——毒瓦斯の當否の條件

第二目 第一次大戦後の毒瓦斯問題……………四一六

先づ獨逸の毒瓦斯製造と輸入の禁制——華府會議に於ける毒瓦斯問題——華府條約の毒瓦斯禁止但し効力不發——國際聯盟に於ける毒瓦斯問題——一九二五年のジュネーヴ議定書——文字に適切でない所がある——本議定書の實際的價值——本議定書以後の國際聯盟の行動——ピロッチ案——英國提出の軍縮案中の化學戰條項——細菌戰術の有效性に關する否定説——毒瓦斯問題の難關依然打開せられず——その打開の唯一の方法——伊國のエチオピア戰と毒瓦斯——西班牙の内亂戰と同上——支那事變と同上——第二次大戦と同上——殺人光線

第二款 攻圍及び砲撃……………四四五

第一項 攻圍及び砲撃の目的地及び物件……………四四五

害敵手段の條項と攻圍及び砲撃——攻圍の意義——攻圍と封鎖の異同——要塞及び

要塞地帯——攻圍の目的及び手段——要塞砲撃と平和的住民の生命財産——不防守の都市村落の砲撃禁止——攻撃と砲撃——轟撃の語——『防守せざる』の意義——陸海空の各戰を通じ一様には云へず——陸戰に於けるその意義——防守と否とは城砦の有無ではない——不防守は無抵抗の侵入可能を意味す——防守地を包括的の一單位と見る説——威嚇目的の無差別的砲撃の當否——防守地内在住の常人の地位——砲力の増大に伴ふ加害の必然的延擱——砲撃も軍事的目標主義とせば如何——その反對論の當否——鐵道の砲撃——中立國航空機の攻圍地附近通過禁止——被攻圍地に在る中立國外交官——普佛戰役に於ける本國との通信問題——普軍は開誠信書に限り發受を許可した——之に關するホルルの批評——通信問題に關する當年の米普交渉——戰場と中立地帯間の交通問題

第二項 砲撃開始前に執るべき手段……………四七〇

砲撃は強襲の場合の外豫告を要す——強襲の意義——旅順攻圍中の非交戰者避難問題——青島の攻圍に於ける同上——支那事變に於ける廬山殘留第三國人——豫告と砲撃開始の期間

第三項 特定建設物の保護……………四七七

加害を避くべき建設物の種類——敵が作戰上に利用せば保護を喪ふ——作戰上の必

要なき破壊は發行のみ——第一次大戦中に於けるその類例——日露戦役中の皇軍の措置とは大相違——要塞内の保護建設物砲撃の當否——保護建設物に要する徽章——病院及び傷病者收容所の保護徽章——日露戦役中の病院砲撃回避交渉始末

第四項 奇計……………四八六

奇計の意義——宣傳戦は奇計の擴大したるもの——奇計は背信行爲と異なる——この區別を説ける獨逸『陸戦慣例』——背信行爲は結局は軍の不利——戰場に於ける死傷者の佯裝——白旗を掲ぐる降伏の佯裝——敵の喇叭譜信號等の佯用——煙幕及び迷彩

第三款 戦場所在の財産……………四九五

第一項 敵人の財産……………四九五

占領地財産に係る第四十六條との關係——財産加害の重要性——財産加害の責任に關する根本原則——『萬已むを得ざる場合』といふ例外——軍事的必要の語義——例外却つて本則となり易い——便衣隊の敵兵狙撃利用の建物——その破壊を適法とする條件——荒壞——如何なる場合に適法視せらるべきか——第一次大戦中獨軍の行へる大荒壞——荒壞を行ふ場合に住民の給養保護

第二項 中立人の財産……………五〇七

陸戦中立權利義務條約と中立人財産——中立人の財産も敵國に在らば敵性——その損害に對し交戦者は責を負はず——交戦法則違反の加害には責任が伴ふ——敵が作戦上に利用せば破壊を妨げず——戰場殘留の中立人の自業自得——損害無責任の先例——支那事變中帝國側の第三國への注意——漢口舊英租界に關する英人の誤解——中立財産損害の賠償責任の有無——昭和七年の上海戦に伴へる賠償問題——之に關するライト教授の見解——その當否——當年の帝國政府の方針——賠償問題の解決——支那事變に於ける外國人の財産損害——賠償要求に對する帝國政府の方針——米人權益の損害と帝國政府の措置——軍の占據せる中立人財産の還附——上海滬江大學の還附問題

第三項 掠奪……………五三五

掠奪の意義——掠奪は往昔は違法視せられず——今日は之を嚴禁す——その理由——支那事變中の我が海軍陸戦隊の一美談——鹵獲品も之を私有すれば掠奪となる——掠奪の責任

第四款 間諜……………五四四

第一項 間諜の構成……………五四四

間諜の性質及び要件——行動が作戦地帯内に於けるを要す——この要件狹隘の嫌な

きか—行動の目的が情報蒐集—蒐集の情報を敵に通報する意思—隠密に又は虚偽の口實にて行動—通信傳達者—輕氣球に依る聯絡任務者—それが敵情偵察に従事する場合—敵情偵察従事の航空機—嚮導—日露戦役に於ける『露探』—第二次大戦に於ける『第五列』

第二項 間諜の處罰……………五六〇

間諜は國際法上犯罪行為ではない—しかも國內法は之を嚴刑に處す—その理由—間諜は現行犯に限らる—處罰は裁判を経たる上なるを要す—概して死刑を以て處斷す—間諜幫助者の處罰

第五款 陣中交渉……………五六五

第一項 軍使……………五六五

戰陣の間にも交渉を要することあり—軍使の任務及び不可侵權—軍使の隨從者同伴は義務的ではない—白旗の性質—軍使の接受は義務的でない—肯せずして前進する軍使への射撃—軍使不接受の事前の宣明—軍情探知に對する豫防手段—軍使は自身の使命を濫用すべからず—背信行為は不可侵權を失はしむ—軍使の敵情偵察は間諜を構成するや—軍使接見中も戰陣續行を妨げず—軍使の任に當る人の資格—軍使に關する獨逸陸戰慣例規定—水上に於ける軍使—

航空機に依る軍使—ラヂオの軍使代用—第二次大戦中軍使ビラ投下併行の例

第二項 部分的休闘……………五八〇

部分的休闘の意義—日露戦役中の一例—陸戰法規慣例規則の規定

第三項 降伏……………五八四

降伏及び開城の意義—必しも規約あるとは限らない—降伏の勸告—皇軍に依りて行はれたる例—降伏勸告の文例—西南の亂の山縣參軍の對西郷—日清戦役の對丁汝昌—日露戦役の對旅順露軍最高指揮官—支那事變の對南京防衛司令官—降伏者は本國政府の制裁を受く—降伏規約の規定事項—軍人の名譽に關する例規の參酌—制裁は降伏規約の效力に影響なし—但し越權事項の規定は無効—降伏者は俘虜となる—セダンの降伏には俘虜八萬三千—降伏將校の帶劍—大正三年の青島開城規約—帶劍許可は兵には及ばず—降伏者の私有品—降伏規約の遵守—第二次大戦初期に於けるワルサウの開城—同じく巴里の開城

第四章 敵國領土の占領

第一款 概論……………六〇六

第一項 占領及び占領地の性質……………六〇六

占領の意義——占據の語——占領地の意義——水面は獨立的には占領地たるを得ず
 ——占領の要件たる權力樹立の程度——支那事變の皇軍占領地内の敵兵匪——空軍に依る權力の維持——占領は征服とその觀念を異にす——占領軍は領土國の主權を代行す——領土所屬國の主權代行説の反對論——占領中の併合宣言は違法——近代に於ける違法の二幅對——一九〇〇年の英國の南阿併合——一九一一年の伊國のトリポリ併合——一九三五年の伊國のエチオピア併合——第二次大戦中の獨逸の白領土一部併合——主權者の權力微弱化と主權の喪失——占領には宣言又は告知を要件とせず——占領地駐在の自國領事官の職務——支那事變に於ける帝國領事官の異例——第三國領事官の認可狀の發給者——支那事變中の第三國領事官——第二次大戦に於ける獨逸の方針

第二項 支那事變に於ける皇軍占領地……………六三三

皇軍占領地の特異性——占領地と上海租界の關係——蘇州河以北の租界内地域——租界外の支那行政地域——漢口の舊英租界

第二款 占領地の行政及び常事司法……………六四四

第一項 行政機關……………六四四

行政施行は權利たると同時に義務——行政は民情に由りその形態を異にす——日露

戦役の我が占領地行政機關——軍政と民政——大正三年の青島の我が軍政——直接住民に接する庶政機關——留職の官吏の職務宣誓——第一次大戦中の獨軍の占領地行政——占領地總督府の構成——白國議會の機能の停止又は制限——租稅の改定増設——銀行及び通貨の取締——生活必需品に糧食の統制——第二次大戦中獨逸の波蘭占領地行政——支那事變の占領地の支那側行政機關——同じく皇軍の行政機關——占領地宣撫班——占領地内敵國稅關の接收——支那事變に於ける稅關の接收——同じく郵政の接收——占領軍の行政的任務の擴大

第二項 司法機關……………六六九

裁判所は成るべく從來のを存續——日清日露兩戦役に於ける皇軍の取扱——獨軍の白耳義占領地の裁判所改廢——裁判所は司法權を誰の名に於てする——上海租界の支那特別法院の接收問題

第三項 占領地施行の尋常法令及び徵稅……………六八五

成るべく現行法令を尊重——陸戦法規慣例規則の規定の由來——改廢するとせざる法令の種類——蘇露國は第四十三條を如何に取扱ふ——徵稅も現行規則に依る——別に徵稅規程を作るを得る場合あり——新稅設定の當否——占領地離去の住民に對する課稅強制——占領軍の行政上の措置の後日の效力

第四項 住民の身體及び操節の自由とその拘束……………六九四

海牙規則の規定——本國主權者に對する隸屬關係の尊重——第一次大戦中の獨逸占領軍の方針——情報の強制的供與の禁止——嚮導の問題——嚮導使用に關する現行法規の解釋——我が日本は嚮導強制使用主義——欺導に對する制裁——治安に害なき限り信仰の自由——生命の尊重——日露戦役の皇軍の武士道的方針——歐洲基督教國占領軍の無慈悲——第一次大戦中の獨逸占領軍の嚮行——同占領軍の布令せる極度の自由拘束——國祭日祝賀の禁令——第二次大戦中の獨逸占領地——交戦法則の認むる身體の拘束——課役——許容的と不許容的の課役——課役の履行手段——第一次大戦中の課役の悪例——不良住民の拉去——第一次大戦中の無差別的拉去——人質——(一)報復的にするもの——(二)住民の服従保障のため——(三)徴發又は取立金強要のため——(四)敵の攻撃を鈍らさしむるため——人質制の當否——人質は漫に殺害するを得ない——徴兵強募——占領地出入の特許——中立國人の占領地復歸の許否——通行券及び安導券——その異同——兩者の書式——保護標

第五項 私有財産尊重の原則と例外……………七三三

往古は私有財産強奪は天下公許——昔は米國大審院にも私財沒收説あり——*Ware v. Hylton, 1796*——非沒收主義を強調せる米國の判決例——*Brown v. U. S., 1814*——非沒收主義を明規せる米國の條約——南北戦役に於て沒收主義に逆轉——

米西戦役に於ける取扱振——今日では私有財産尊重が不動の箴規——その理由——王室の私有財産の取扱——私有財産尊重にも例外はある——その例外の許さるる事項——(一)戦利品——(二)作戦上須要の物件——(三)徴發及び取立金——押收の私有鐵道の營業收益の處分——中立國の私航空機の押收——掠奪の嚴禁——第一次大戦中の獨逸軍の掠奪——聯合與國側の私有財産尊重の程度——支那事變に於ける敵財處理

第六項 徴發及び取立金……………七五二

第一目 徴發……………七五二

徴發の意義——徴發し得る物品——徴發は在住外國人にも及ぼすを得——徴發の要件——(一)軍自身の需要する物品に限る——(二)地方資力の堪ゆるを限度とす——(三)作戦參加義務たらざるを要す——(四)指揮官の許可あるを要す——徴發代金の支拂——代金は徴發者の査定する所に依る——さりとて不當の安價は妥當でない——即金支拂を爲さざれば領收證を交付——領收證の性質——支拂延滞の徴發の性質に係る一判例——徴發代金支拂用の貨幣——軍用手票——日露戦役に於ける軍用手票——支那事變に於ける同上——徴發の履行手段——徴發したる物品の處分權——之に關するチェッコ國大審院の判決——その判決の當否——同様の問題に係る波蘭控訴院の判決——第一次大戦中の獨逸占領軍の徴發振——敵の空襲に對する障

壁的の民屋徴發

第二目 取立金……………七七七

取立金の意義——その當否——その徴收要件に關する現行規定——濫用の餘地なきに非ず——過去の戰役に於ける獨軍の誅求苛征——第一次大戰に於ては過去に倍蓰す

第七項 敵國公有財産の取扱……………七八八

第一目 國有財産……………七八八

敵財産取扱上國有私有の殊別の當否——海牙規則の關係條項——國有の語義——敵の國有財産の押收——押收の語義——現金の國有私有の判別の困難——第一次大戰中獨軍の銀行在金押收——その軍事公債の強制應募命令——第二次大戰中の佛國銀行の金塊押收——有價證券の押收に關する疑問——押收の國有動産の轉賣——押收するを得ざる國有財産——義和團事變に於ける獨軍の行動——現金代替物として美術品類の押收——官の記録殊に司法關係書類——國の專賣品は國有動産と看做す——鐵道及び鐵道材料——線路の軌條——中立領土所在の敵の鐵道の押收——日獨戰役に於ける山東鐵道の押收——その理由の當否——海底電線——國有私有の不明の動産は國有と推定——日露戰役のダルニー敵財産處分方針

第二目 國有不動産及び市區町村財産……………八〇六

使用且収益に止まり處分權を有せず——森林の管理——第一次大戰中の獨逸占領地の森林——伐採契約の未履行分は戰後は失效——特定の保護建造物——寺院教會堂の附屬物件——市區町村の財産は尊重する

第八項 中立國人の財産の非常收用……………八一

第一目 第一次大戰以前に於ける慣例及び學說……………八一

非常收用權の意義——非常收用の目的物——非常收用權と似て非なるもの——(一)先買權——(二)情報洩泄防止の出港差止權——(三)中立船傭入權——ナポレオンの非常收用權濫用——非常收用に關する當年の條約——一七九九年の米普條約——十九世紀後半以後肯定的條約が多い——南北戰役——The Labuan, 1862——普佛戰役——普軍は河口沈塞用に英國船を收用——非常收用に關するフェリモアの說

第二目 第一次大戰中の實例……………八一

英國捕獲審檢廷の非常收用權肯定——The Zamora, 1916——捕獲審檢未済の拿捕物件にも適用——英國の和蘭船收用——米國も和蘭船收用——蘭國の抗議と米國の答辯——米國の蘭船收用條件——被收用船に對する獨逸の方針——米國は造船の契約設計書等をも徴發——中立諸國の獨船收用——伊國——葡國の行動獨逸を對葡開

戦に導く——獨逸の對葡宣戦——葡國は英國との同盟の誼を以て辯明——英國も葡國の行動を適法と辯護——伯刺西爾及び西班牙

第三目 非常收用權の將來……………八三八

學設の趨向——非常收用の條件——非常收用は公海にて行ふを得るや——非常收用權を中立國に認むる當否——アルヴァレスの説——ガルナーの説——非常收用に伴ふ賠償額の査定

第九項 占領地財産に關する現行法規の不備……………八四五

現行法規の要約——一九二八年のベロツト戰時法則——之に對する批評——米國の一九二八年の戰時債權決済法

第三款 占領地の軍事司法……………八六〇

第一項 軍律……………八六〇

軍事刑法及び軍法會議——軍律は軍令又は軍事刑法と異なる——軍律の性質——軍律の規定事項は占領軍の自由裁量——但し絶對無制限ではない——軍律の歐語——軍律に規定する罪科——戰律罪及び敵軍幫助罪——敵軍幫助罪と叛逆罪——軍律の範圍——告諭體の軍律——箇條書きの軍律——普佛戰役——露土戰役——南阿の役——第一次大戰——皇軍制定の過去の軍律——日清戰役——日露戰役——支那事變

第二項 軍事法廷……………九〇八

陸海軍制定の軍罰處分令——本軍罰令と治外法權を有する外國人——歐米人の抗議と帝國政府の釋明——その管轄權肯定のスピーア中佐事件——昭和十五年六月十一日の軍律布告——治外法權に關するルノールの所見

第三項 軍律違反の制裁……………九一四

軍事法廷の性質——その構成及び管轄——第一次大戰中の獨逸占領軍軍事法廷——軍事法廷の審理手續——日露戰役に於ける我が軍事法廷——支那事變の軍罰處分會議體刑——第一次大戰中獨逸占領軍の體刑——カヴェル嬢の銃殺——財産刑——全財産の沒收もある——その當否——軍律に峻嚴性は免れない——連坐罰——第一次大戰中獨逸占領軍の連坐罰——連坐罰の當否——連帶の責任ある個人の行爲とは何ぞ——報復手段としての連坐罰——刑期未滿者の平和克復後の處置——審理中に平和克復となれる場合

第四編 空 戰

第一章 第一次大戰の試鍊

第一款 概論……………九二七

第一項 第一次大戦前に於ける上空利用の範圍……………九二七

往昔の輕氣球に依る空下爆撃の企圖——輕氣球よりの爆彈投下禁止の宣言——有効期間を五ヶ年と限れる理由——輕氣球宣言の遵守——當時未だ現代の航空機に想到せず——輕氣球宣言の效力復活問題——第二回海牙會議に於て辛うじて可決——本宣言の實際的效力は既に皆無——本宣言復活以後の飛行機の大發達——空爆問題の討究

第二項 第一次大戦中の空戦の大發達……………九三七

當初は小規模を出でず——活動逐次加はる——空戦の重要性の認識——制空權は敵の死命を制す——支那事變に於ける我が制空權——第二次大戦に於ける獨逸の制空權——防禦術の進歩は攻撃具のそれに遅る——空爆全廢論とその價值——空軍の陸海兩軍との相互補翼——空戦を律する國際法規——陸戰規則第二十五條と空戦の關係——本條は第一次大戦には效力不發生——當初は概して無差別的爆撃を避止——後には双方憚らず之を行つた——威嚇的爆撃も盛に行はれた

第二款 空戦の準則に關する第一次大戦後の考究……………九五三

領空權の性質及び範圍——(一)上空無限自由說——(二)空帯分界說——(三)上空無限主權說——一九一〇年の巴里國際會議——一九一一年の萬國國際法學會の決議

——一九一三年の萬國國際法協會の報告——大戦前の上空主權肯定の法規と條約——一九一九年巴里調印の國際航空條約——本條約の價值——戦時の上空絶對閉鎖權を拘束しない——別に空戦法規を編案するの要あり——空戦法規も陸海戦法規と大に關聯す——海牙空戦法規案の由來——成案の議定——各國の受諾を得ざりし重なる理由——一九二四年の萬國國際法協會案——ハーヴァード大學國際法研究會案——現在では海牙案が最有力の準據法

第二章 一九二三年の海牙空戦法規案

第一款 概論……………九八〇

第一項 航空機の類別……………九八〇

何をか航空機といふ——航空機の種類——飛行船——國際航空條約に依る航空機の類別——海牙空戦法規案に依る類別——軍用航空機の性質

第二項 外部標識、機性變更、及び國籍……………九八四

外部標識は義務的——外部標識は鮮明なるを要す——各國への通告——虚偽標識使用の禁止——その違反に對する制裁——戰闘開始前の虚偽標識使用の當否——それは爲すべからざるものと解したい——機に迷彩を施すことの當否——非軍用機を軍用

機に変更——公海に於ては変更を行ふを得ない——中立國管轄内に於ける變更——
それは爲し得ざるものと解したい——軍用機を公海に於て非軍用機に変更——否定す
べき理由あるまい——航空機の國籍——一國以上の國籍を有するを得ない——何れ
の國籍なるかの規定が無い

第三項 航空の自由とその取締

九九三

交戰國軍用機の中立國の上空飛行——第一次大戰前に於ける肯否兩説——第一次大
戰中中立諸國の取扱振——空戦法規案の採擇したる一般原則——規定の取締は中立
國としては義務的——管轄の語——伊國提出の上空管轄權十哩延長案——一應廢案
となる——伊國代表他日の再討議を要望す——第二次大戰に於ける中立領空侵害

第二款 空戦に於ける交戦者及び敵對行爲

九九八

第一項 交戦者

九九八

交戦資格者は軍用航空機に限らる——中立人の交戦國軍用機乗員——軍用機乗員の
特殊徽章——必しも制服着用を要しない——敵兵の制服の着用——非軍用航空機の
敵對行爲禁止——敵對行爲には軍事情報の傳達を含む——軍事情報の範圍——軍事
情報と戰時無線通信取締の關係——私航空機の武裝問題——赤十字海戰應用條約は
空戦にも適用——空戦に於ける俘虜の取扱

第二項 空戦用の武器

一〇〇七

空戦用の武器は事實的に無制限——航空機裝備の武器の發達——爆發性投射物——
爆弾はその中の最有力具——爆弾の大進歩——その威力の増大——化學爆弾の活用
——毒瓦斯彈——曳尾彈——燒夷彈——燒夷彈の使用の當否——空戦法規案はその
使用を禁ぜず——之に對する批評——第二次大戰に英軍創用の燒夷カード

第三項 航空機に依る宣傳流布

一〇一九

宣傳流布の意義及び手段——その大利用——之を戰律犯に問ふことの當否——空戦
法規案は宣傳流布を違法とせず——宣傳の内容——降伏勸告狀の投下——敵將への
挑戰狀——第三國人への避難勸告ビラ——宣傳用の航空機は軍用機に限るべし

第四項 行動の自由を失へる敵機

一〇二六

行動の自由を失へる敵機への攻撃——乞降する迄は攻撃は妨げない——航空機に對
して爲す乞降の意思表示——地上の敵兵が乞降する場合——空中の敵機が乞降する
場合——敵機を離れたる乗員に對する攻撃——該乗員が機を燒毀せんとする場合
——敵機の撞撃——支那事變に於ける皇軍機の壯舉——敵機乗員の落下傘に依る避
難——その下降中の攻撃の當否——之に關する空戦法規案の規定——機が行動の自
由を失へる場合のみ——議すべき餘地がある

第五項 航空機搭乗者の間諜行爲……………一〇三四

陸戦に於ける間諜の規定を準用——乗員乗客の去機後に行へる間諜行爲——その間諜を再乗機せしめたる操縦士——之を間諜に擬せる第一次大戦中の例——この點に關する空戦法規案の不備

第三款 空下爆撃……………一〇三七

第一項 概論……………一〇三七

空爆の當否に關する學說——第一次大戦前——第一次大戦後——國際聯盟軍縮會議の空爆禁止論——我國提出の條件附空爆禁止案——有耶無耶の裡に葬らる——問題の難關——苛烈の武器禁止は實行却つて不可能——空爆の制限は可なるも禁止は不可能——作戰地域主義と軍事的目標主義——その得失

第二項 空爆禁止の特定事項……………一〇四八

支那事變の皇軍空爆と英國首相——空戦法規案の爆撃禁止規定——普通人民の威嚇の目的の爆撃——威嚇は却つて敵愾心を高むとの説——支那事變に於て皇軍爆撃理由の誤傳——威嚇爆撃禁止規定の効力は疑はし——非軍事的私有財産破壊の目的の爆撃——非戦闘者損傷の目的の爆撃——第一次大戦中の實例——報復手段として無差別的爆撃——昭和七年の上海戦に於ける誤報——抗日宣傳の具は爆撃の理由とな

らず——第二次大戦中獨軍の倫敦大空襲——微發又は取立金強要のための爆撃——機が着陸し微發を強要するは妨げず——住民の之に應ぜず又は抵抗する場合

第三項 空爆を適法とする軍事的目標……………一〇六三

軍事的目標主義の合理性——爆撃と砲撃の各目的の相違——爆撃は空下地の防守と否とを問はない——且空戦には不防守地としては殆ど無い——空襲を絶対に避くるの困難——空戦法規案第二十四條成立の経緯——米伊兩國案の妥協——軍事的目標の意義——空戦法規案に依る五種の軍事的目標——(イ)軍隊——(ロ)軍事工作物——(ハ)軍事建設物又は軍事貯藏所——飛行場も一の軍事建設物——將來の海上飛行場——軍事貯藏所の範圍——(ニ)明瞭なる軍需品の工場——明瞭なる軍需品の語の曖昧——重要且公知の中樞の語も同様——軍需品工場の現業員——(ホ)軍専用の交通線及び運輸線——軍専用の可能性なき鐵道は殆ど無い——都市を貫通する鐵道線路——鐵道列車——停車場——第三國の資本に依る鐵道の破壊——上海附近の三鐵道——船——海牙案所規以外の適法の爆撃目標——官廳及び議院——獨裁的政黨の幹部所在の建物——新聞社——市町村役場——敵國民の或種の私有建物——銀行——汽船會社——航空會社の作業建物及び格納庫——内外合辦の支那航空會社の性質——非戦闘者への故意の加害は嚴に戒む——西班牙内亂戦の例——適法の爆撃に附隨的の常人の被害——支那事變に於ける南京廣東等の爆撃——之に關する國際聯盟

の非難——その非難は當らず——帝國政府の累次の説明——飛沫的被害の絶對禁止は不可能——第三國人のそれも爆撃者に責任なし——支那事變初期の英大使遭難事件——事の顛末——問題の遭難地點——戦闘地帯に於ける非戦闘者の位地——被害者の一國を代表する外交使臣——自動車の手頭に掲揚の英國旗——國旗の性質——戦闘地帯の無豫報の通過——實の戦と交戦法規慣例の關係

第四項 軍事的目標の爆撃に關する制限……………一一三

空戦法規案の規定——陸上軍隊作戦行動の直近地域の語義——直近地域外の都邑建物等の爆撃禁止——無差別的爆撃となる目標の爆撃禁止——無差別的爆撃の意味——目標の破壊と航空機の機能及び任務——軍事施設を故さら爆撃禁止地に介在——作戦の現實の要求と兩立しない——無差別的爆撃とストックホルム案——爆撃物件の特定地所在制限の當否——特定の軍事施設工場等の都市離隔案——特定目的物の爆撃の夜間限定説——之と或程度に類似のウキリアムス案——夜間に限る爆撃案の難關——夜間爆撃禁止説——直近地域内の都市村落建物の爆撃——軍事的目標の煙幕に依る隠蔽——違反行爲の責任

第五項 特定の建物及び地帯の保護……………一一三

第一次大戦の經驗——空戦法規案の規定——支那事變中支那軍の我が病院船爆撃——軍事的に使用せば保護を喪ふ——第一次大戦中の例——西班牙内亂戦中の例

——支那事變に於ける支那軍の違法——「軍事機關の利益の爲」の語——保護建物の標識——夜間の標識——保護建物とその内容物件——水火災の避難民收容所——昭和七年の上海戦に於ける一問題——重要歴史的記念建造物の保護地帯——都市の内外全部を保護地帯——保護地帯の設定は義務的ではない——設定の上は平時各國に通告を要す——その通告は戦時撤回するを得ない——保護地帯は戦時標識の表示を要す——その標識は豫め各國へ通告を要す——標識なき場合にも爆撃するを得ない——保護地帯を非戦闘者に應用の避難區——萬國國際法協會の避難區案——支那事變に於ける *Jaquinot zone*——敵の軍事施行を行はざる保障が要件——漢口の避難區問題

第六項 空爆に於ける豫告の要否……………一一五七

空戦法規案には何等規定が無い——學説は不要説に傾く——獨希混成仲裁裁判所の判例——その當否——無豫告の爆撃は違法ではない——作戦上妨げなくば豫告するに若かず——昭和七年の上海戦に於ける好範例——支那事變の南京爆撃の際の豫告——之に對する在南京外交團の態度——南京爆撃に關する米國政府の抗議——之に對する帝國政府の回答——太原、上海市、漢口等爆撃の豫告——英國印度駐屯軍の土匪爆撃の豫告

第七項 第二次大戦の初期に於ける空爆狀況……………一一七二

華々しき空爆戦の當初無かりし事情——獨軍の對波蘭戦は空爆にて一決した——開戦の空爆にて始まる定石は動かさず——空爆の法則は如何に遵由せられしか——獨軍の巴里第一回空襲——航空機に由る宣傳戦

第四款 敵國及び中立國航空機、竝にその搭乗者に對する軍の權力……………一一八〇

第一項 敵國航空機及びその搭乗者……………一一八〇

敵の公航空機は審檢を経ずして沒收——その例外——沒收したる敵機の使用——敵の私航空機に關する諸問題——敵の私航空機に對する射撃——西班牙内亂戦及び支那事變中の實例——桂林號事件——次で歐亞航空公司所屬機の奇禍——右の兩事件に關するスベイトの評——第三國關係機の戰闘地域の飛行禁止——敵の私航空機の破壊——敵國航空機の搭乗者の取扱——軍用航空機の乗員及び乗客——非軍用公航空機の乗員及び乗客——私航空機の乗員及び乗客——敵國救護航空機の乗員——解放の延期——敵に對する特別且積極的の幫助犯——被解放者名の對戰國への通告

第二項 中立國航空機及びその搭乗者……………一一九七

空戦法規案の規定——交戰國と中立國の各權利の調和——第三十條と戰時無線通信取締の關係——占領軍に依る中立國私航空機の徵發——交戰國の國內所在のそれの

徵發——徵發は乗員の強制使役には及ばない——抑留中の中立國航空機の乗員乗客——軍役に適する敵國人乗客は俘虜——俘虜たらざる者の解放の時期——敵に對する特別且積極的の幫助犯——常人俘虜も軍人俘虜と同一の待遇

第五款 軍用航空機に依る臨檢搜查及び拿捕……………一二〇六

第一項 商船に對し行ふ場合……………一二〇六

航空機に依る臨檢搜查の當否——空戦法規案起草委員會に於ける討議——妥協を得ずして未解決に残さる——萬國國際法協會の臨檢搜索權肯定案——國際法規は未實在——主義上肯定して可なるべし——機乗員の商船移乗及び轉航命令——命令の強制手段——乗員及び乗客を安全の地に移轉

第二項 航空機に對して行ふ場合……………一二三三

私航空機は臨檢搜索に服するを要す——着陸着水又は轉航の命令——之に従はざれば射撃を受く——中立國非軍用公航空機には臨檢のみ——敵國私航空機は總て捕獲——開戦の際我方所在の敵國私航空機——捕獲も恩惠的解放も共に自由——乗員の取扱——中立國の私航空機を捕獲し得る場合——臨檢搜索に對する抵抗——軍用航空機の護送にて航空する場合——軍隊直近地域通過の禁令の無視——軍事的幫助に従事——須要書類の不備又は不正規——航路變更に關する理由の不充分——禁制品

輸送又は機自體が禁制品——封鎖の侵破——上空の封鎖犯取締の實際的困難——國籍の虚偽的移轉——捕獲の理由となるべき行爲の時期——捕獲は審檢手續に附するを要す——拿捕の私航空機の沒收に關する準則——中立國私航空機の破壊——その破壊に於ける注意及び責任——絶對的禁制品の引渡請求又は破壊——無害の中立貨の破壊に對する賠償

戰時國際法講義第二卷

第三編 陸 戰

第一章 概 論

第一款 陸戰の一般的性質

陸戰の意



七六三 陸戰とは陸上又は國內の河川沼湖に於て平面的に行はるる戰鬪である。之に相對する海戰とは公海又は交戰國領水（港灣及び大江を含む）の水面又は水中に於て、若くは公海又は領水の水面よりして陸上に向つて行はるる戰鬪であり、空戰とは上空に於て、又は上空より空下に若くは空下より上空に向つて、行はるるそれである。陸軍がその有する艇制を以て敵と沼湖に闘ひ、將た所屬の航空機を以て敵都を空襲し、又は敵機と上空に相闘ふあるも、その故を以て陸戰化して海戰となり、空戰變じて陸戰となる譯ではない。故に陸戰と海戰及び空戰とを別つの標準は、戰鬪の方法又は武器の所屬系統にはあらずして、戰鬪の行はる場所にある。國內の河川沼湖といふと雖も、例へば支那の揚子江の如き、或は黃浦江の如き、謂ゆる江と稱

第一款 陸戰の一般的性質

し（江とは河川ではなくして寧ろ海の義である）且軍艦の溯航自由自在なる所に於て行はるる戦闘は、海戦を以て論ずべきものなることを俟たない。陸戦と海戦及び空戦との別を明かにすることは、私有財産の取扱や中立法則の適用の上に差等の關係があるので、必しも文字の末の徒事ではない。

戦闘の地
域に關す
る用語

七六四 凡そ交戦は戦地に於て行はるるも、戦地は必しも交戦の現に行はるる所とは限らない。國際法に於て交戦に關する特定の地域を表示する語には三つある。一は戦地 (Région de guerre ; Region of war)、二は作戦地帯 (Zone d'opération de guerre ; Zone of operations of war)、三は戰場 (Théâtre de guerre ; Theatre of war ; Battlefield) である。

(一) 戦地

戦地とは交戦國が敵對行動を準備し且遂行し得る所の水陸及び空面で、精しく云へば、交戦國双方の全領土、全領水、及び全領空、竝に公海その他無主の土地及びその上空である。但し交戦國の領土にしても、例へば中立國の有する租借地又は受任統治地の如き、將た國際條約に於て又は交戦國間の特別協定に依り敵對行動を執らざるべき旨を約束せる特定地域の如きは之を除外する。次に作戦地帯とは、交戦國が敵對行動を遂行し又は遂行する所と豫想せられ、又は敵對行動に須要の作戦機關の實在する所の地域である。作戦地帯は強力なる武器の新發明に伴ふて自然擴大する。往昔の大砲の威力の及ぶ所數哩に出でざりし時代において、作戦地帯は軍隊の占據地點の直近附近に限られたが、後年大砲の射程の益々擴大すると共に、作戦地帯も愈々擴大した。而して空軍全盛の現代においては、航空機の駛走する所則ち作戦地帯といふ譯にもなるから、極端に云へば中立國の領土、領水、及びその上空を除ける全地球上を擧げて作戦地帯と見るを得べき理であるが、それは理窟で、常識的には敵對行動の現に又は近く遂行せらるべき地域と解さば足りる。而して最

(二) 作戦地帯

(三) 戰場

後に戰場とは、交戦國の軍隊が現に戦闘を爲し又は爲し終つた直後の地域である。追て述ぶる休戦規約の條項に關する陸戦法規例規則の第三十九條、及び中立國領土内に入れる交戦國軍隊の隔離留置に關する陸戦中立權利義務條約の第十一條には、原佛文の "théâtre de la guerre" を「戦地」と官譯してあるが、これは「戰場」と邦譯すべきものである。

我が陸軍では、戦地を「戦争の實施せらるる地域にして、其の範圍は政略及地理關係、兩國軍の作戦目的等に依りて定まるものとす」、作戦地（といふも作戦地帯といふも實質的には意義に變りない）を「戦地の一部分にして彼我兩軍作戦する所を謂ふ、兩軍中に數軍ありて各異なる地域にて作戦するときは作戦地の數も亦之に應ず」、又戰場を「作戦地の一部にして兩軍或は其の一部の現に戦闘動作を交ふる地及已に交へたる地を謂ひ、將來交ふべき地は將來の戰場と謂ふ」と爲し（陸軍大學校將校集會所編『戰術研究の參考』、大正二年版、第四二〇頁以下）、又別に「作戦地境」なるものを想定し、之を「各軍又は各軍内の各戰略單位の作戦する地域（此地域には作戦地帯と兵站管區とあり）にして、高級指揮官の命令に依り其境界を定めらるるものとす」と解する（同上第四二六頁）。何をか戰略單位と爲すかと云へば、「統御、經理、衛生の各機關を備へ數日間獨立して作戦し得る諸兵聯合の建制部隊にして、其の進退に關しては日々其の長の直接命令に依りて之を行ひ得べき最大單位を謂ふ」とある（同上第四二八頁）。この外尙ほ「戦闘地域」の語もありて、これは「攻撃に於て其の動作を整齊ならしめんが爲め豫め各部隊に配當する地域にして、通常歩兵大隊に之を示すものとす」と説かれてある（同上第四四四頁）。この「作戦地境」は之を作戦地帯に、又「戦闘地域」は廣義の戰場に入れて見るも妨げあるまいから、交戦に關する特定地域は大體に於て以上擧げたる「戦地」、「作

戦地帯、及び「戦場」の三者に類別し得らるべきである。

この三者の区分は、例へば追て述ぶる間諜なるものの構成要件、その他交戦上の権利義務の發動に關し逕庭を生ずる場合もあるので、念のため一應の解説をして置くのである。

帝國軍法會議法に於ては、戰地帯と作戦地帯を區別し、戰地帯は戰場と一致するものとしない

七六五 帝國陸軍にては前掲の諸用語の外、別に「作戦地域」の語もある。即ち陸軍軍法會議法第十三條

に「軍軍法會議：ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス」と規定し、その第二號（及び第三號）に「作戦地域ニ在ル第一條乃至第三條（第六條）記載ノ者ニ對スル被告事件」とあるのがそれである。この作戦地域の語に關しては、同法中に何等解說的條項は無いやうである。然しながら軍（及び第十三條にある獨立師團又は獨立混成旅團）軍法會議の管轄權は、如何にその地域を廣意に解するにもせよ、事實占領地と作戦地帯と戰場の三者以外にそれが及ぶことは考へられない。戦地にして敵軍の權力の實在する所には、軍法會議の管轄權を及ぼさしめんとしても事實不可能である。故に軍法會議の支配する戦地は、自然に占領地と作戦地帯と戰場の三者孰れかに限局せらるべきである。随つて謂ふ所の作戦地域とは、戦地の中にありて特にこの三者を指すものと解すべきであらう。

戰地帯とは戰場と一致するものとしない

七六六 戰場は戦地なるも戦地は必しも戰場に非ざることには前に述べた。同様に戦地は必しも作戦地帯ではない。戦地と作戦地帯の範圍は必しも一致すと限らざるのみならず、寧ろ一致せざるを多しとするが、或場合には、例へば交戦參加國の數、その位置、外種々の情勢の下に於ては、よしんば全然一致せざる迄も、一致に近きものとなることもある。第一次大戰の如きは稍々それであつた。又或は斯う見る論者もある、『蘇露國にては戦は勞働主義國が他國の同じ階級者を救援せんがために行ふものと爲すのであるから、戦地と作

作戦地帯の限局

戦地帯「Theatre of war」とあるも意は作戦地帯のことのやうである」の區別は重要でない。共產主義者としては、階級別は右の區別よりも優越たらざるを得ず、随つて作戦地帯は自動的に戦地とその範圍を一にする。』(T. A. Tarcouzio, *The Soviet Union and Int. Law*, p. 318)。蓋し敵味方を縦斷的の國家とせずして横斷的の同志の階級と爲す觀念の下にありては、對戰國內の同志の階級に對する革命鼓吹の及ぶ所則ち恰く作戦地帯といふ譯であらう。けれども對戰國の同志階級者は必しも響の聲に應ずるが如くに起つとは保し難く、起つともそれは内亂に過ぎぬ性質のものであるから、國際戰に於ける作戦地帯がその儘同じ戦地の全局に一致すと見るには感なきを得ない。

七六七 交戦國は作戦地帯を戦地の中の特定地域に限局し、その以外の地域に及ぼさしめざることを開戦の當初自發的に聲明することもある。その一例は一九一一年の伊土戰役に於ける伊國政府の聲明に見えた。即ち伊國政府は對土開戦より三日後の十月二日、在大使館を通じ「伊國はトリポリ及びシレナイカ以外には土耳其帝國の何れの地方にも軍隊を上陸せしむるの意思を毫も有せず。伊國海軍もその行動を専ら伊國の沿岸、公開都市、トリポリへの軍隊輸送掩護、並にアドリア及びアイオニア海に於ける伊國商船の保護に限るべし。」と聲明した。これは開戦と同時に列強殊に英國筋より出でたる敵對行動を専らトリポリ沿岸に限られたしとの希望に應じたものと解せられた。尤も伊軍は戦局の進むと共に土耳其の諸港を連結する若干の海底電線を切斷し、又ダルダネルスに砲撃を加へ、且ローデス島を占領するに至つたが、當初は作戦地を右の如くに限局したものである。この外アルバニアの沿岸に對しても、戦渦の巴爾幹に波及することを氣遣ひ、又土耳其の亞細亞領土沿岸に對しても歐洲諸國の利害少なからざるに鑑み、共に軍事行動を執らざることに

陸戦は海
戦に先だ
ちて發生

した。

七六八 陸戦の濫觴は之を海戦のそれに比すれば遙に遠く、太古にありては戦闘即ち陸戦であつた。戦闘は蓋し人類の創生とその淵源を一にするであらう。人類が水草を追ひつつ部落を作り、酋族相頼り相對すると共に戦闘は彼等の日常行事となつた。その漸次原始時代を去り、國と國との相對峙する世となりても、やはり戦闘は國際の常態であつた。今日の文明世界に於ては、平和が國際の自然の本態で、戦闘は不自然の變態であるが、太古にありてはそれが逆で、戦闘が寧ろ自然の本態であつた。而してその戦闘とは一に陸戦を意味した。古來島國、半島國、その他長大の海岸線を有する諸國中には、大小の程度に海軍を有せるものも無いではなかつたが、その海軍は孰れも海賊の兼業たるものであつた。海軍の主將は則ち海賊の頭目であつた。必しも掠奪横領を專業とするとは限らず、自己の繩張を侵す外敵に對しては攻防の事に當れるに於て、外から見れば海賊も海軍も殆ど區別の無きものであつた。然るに海賊が天候を測り風潮を利し、舟筏を操縦し港津の間に馳驅するのは、山賊が山野を徘徊し、村落を荒し、路人を襲ふやうに簡單には行かず、相應に知識を要し技能を要することであるから、隨つて海賊は山賊よりも發達の道程に於て遙に遅れ、又隨つて海戦は陸戦よりも遅れて發達したこと察するに難くない。戦闘が海上に於て相行はるに至つたのは、時人が造船及び航海術を知り、且飛道具の稍々發達するに至りたる遙に後世のことに屬し、精々往古のバビロン、アッシリア、乃至は埃及、波斯の時代に入りたる大約紀元前五千年以降のことと思はれる。

爾來星霜幾千載、この間にありて陸戦はその形に於ても質に於ても、世紀を重ねる毎に偉大の進化を示した。昔は沛公の項羽と鴻門に對陣する、公の兵十萬を五十萬と稱し、羽の兵四十萬を百萬と號せるは、麾下

の現有最大兵力を互に誇街せるものなるが、今日にありては十萬二十萬はをろか、現實百萬二百萬臺の大兵を動かして異まざること二回の歐洲大戰、將た日支の戦闘、共に證して餘りある。各種武器の大進歩、攻防機關の大發達、戦闘舞臺の大擴張に至りては、前人の夢想だにせず、するも現代の仕が一にだに及ばざりに相違ない。

陸戦の目
的

七六九 されど陸戦そのものの性質若くは目的は、昔日も今日も格別變る所は無い。開戦の目的は、昔日と今日とは大分變つて來た。即ち往昔にありては、開戦は多くは單に城を屠り地を略し、領土を擴め財寶を奪ふにありて、要は専ら國君の霸圖匪望を充すにあつた。然るに今日に於ける開戦は斯かるを許さずで、その目的は主として特定の國策を遂行するがためか、他國の侵略に對抗するがためか、將た特定の條約上の義務を履行するがためかにある。然るに戦闘の目的は自ら撰を之と異にする。戦闘の目的は、要は敵を武力の下に屈伏せしむるにあること古今を通じ大體に於て一である。而して陸戦にありては、その敵を屈伏せしむる所以の目的は、海戦及び空戦のそれとの間に似た所もあり異なる點もあるが、概略之を二つと見るに誤りない。一は敵の陸上、河川、又は沼湖に於ける兵力を撃破すること、二は敵の領土に軍の權力を樹立することである。約言すれば、その前者は狹義の戦闘即ち敵の兵力（軍事的機關及び施設を含む）及び資源に對する加害であり、後者は敵地の占領である。

文明の戦
闘の要求
する規範

七七〇 陸戦の當事者はこの兩者を遂行するに方り、往昔にありてはそれが全然若くは殆ど無節制的で、時には人道主義がその上に發露せる戦場の美談も無いではなかりしが、そは稀有に屬し常事ではなかつた。然るに現代にありては、第一には交戦者と非交戦者——俗に謂ふ戦闘員と非戦闘員——の區別を設けて危害

を漫に後者に加へざるを精神とし、第二には加害手段に特定の制限を加へ、第三には抵抗力を失ひひたる敵兵を人道的に取扱ひ、第四には一時の占領と永遠の征服とを區別して住民の權利を尊重する、この少なくとも四つを戦闘の箴規と爲し、之を無視して行ふを許さずといふのが現代の陸戦法則の眞髓となつてある。尤も右の第一は、近代の謂ゆる國家總力戦制の下に、戦闘員と非戦闘員の分界極めて不鮮明となるに至れる次第は別に説く如くで、随つて非戦闘員の不加害は事實に於て保障し得なくなつた。第二も、強烈なる破壊力の新武器の發明、殊に空下爆撃及び毒瓦斯の大活用に伴ひ、その制限を墨守すること頗る困難となつた。随つて今日の交戦法則の箴規は、僅にその一半の俘虜及び病傷者の人道的取扱と敵地占領に關する若干の法則の二點に於て餘喘を保つと評さば評し得ぬでもない（この二つすら輒近の戦役に於て往々無視されなければならぬ）。然しながら、これは強て交戦法則の現在の缺陷を評して見た迄のことで、その故を以て交戦法則を無價値と視るは當らない。戦闘の文野の分歧點は、それが一に交戦法則に遵由して行はるるや否やにある。

七七一 交戦法則とは要するに交戦國が敵の兵力及び資源に對して行ふ加害手段に關し、人道上その他の關係に於て要求せらるる或種の禁止又は制限の或は成文を以て律定せられ、或は周認の慣例として列國の之に遵由すべきものとなつてある所の規矩準繩の綜合的稱呼である。交戦法則は、往昔の戦闘に於ける常例たりし敵土及び敵人の蹂躪殺戮勝手次第といふ一般的慣習の上に適度の制限を加ふることの要求に胚胎する。その要求する所の法則は、概言するに積極的よりも消極的である。即ち如何に戦ふべきかよりも如何に戦つては相成らぬかを律定するものである。人を殺し財を壞つには斯かる手段を以てせよと命ずるのではなく、斯かる手段は宜しく避けよと命ずるのである。特定の加害手段を行ふに方りては特定の注意の下に若くは特

定の範圍に於て之を行ふべしといふのも、これ亦一種の消極的令規と見るに妨げない。これが交戦法則の概念である。

七七二 現代の戦時國際法の基本的原則とする所の十綱目のことは曩に述べた（第一卷第四節）。その中の第四乃至第六は則ち今日の交戦法則の三根幹たるもので、重ねて之を要約すれば、（一）戦闘の目的は敵の抵抗力を挫くにあるから、苟もこの目的を達するに絶対必要なる限りは、如何なる種類の武器にても、將た加害手段の何たるを擇ばず、之を利用するに妨げないことである。別言すれば、敵兵を殺傷し敵物を破壊するに就て如何にその手段が猛烈であり、慘酷であり、強暴であつても、苟も敵の抵抗力を挫くといふ戦闘の目的を達するに絶対必要のものであらば、之を利用するに毫も遠慮を須むない。人間の性情は昔日よりも決して變化した譯ではなく、文明の進歩と共に理性は向上し、無益の殺生を排斥するの念慮は遂に高まつたに相違なきが、科學の大進歩に伴ふ武器の精銳化に對し之を破壊するの必要は必然的に戦闘を却つて昔日よりも殘酷性のものたらしめずんば已まず、随つて科學の發達にして停頓せず、而して苟も世に戦闘が消滅せざる限りは、之に殘酷性の増大を非認せんとするが如きは現實に即せざる迂儒の見たるを免れない。（二）然しながら右の無制限の利用は畢竟戦闘の目的を達するに絶対必要であるが故である。随つてその絶対必要なるに非ざるものありては、右の無制限の利用を許容する理由は全然消滅する。例へば敵國人にしても交戦に關係なき常人及び財産に對する故意の加害の如きは、戦闘の目的に必要なことでない。既に必要のことでないから、之に對する故意の加害は戦闘上無益のことに屬し、随つて許容せらるべきでない。これが原則第二である。リヴィエーの『總ての交戦の目的は勝利である。この目的を達するために必要なる暴力の使用は適法

であり、ただ必要に非ざるは違法である。(Rivier, *Principes du Droit des Gens*, II, p. 233) と云へるは、右の第一と第二を併せ説いて簡にして要を得たる言である。(三) 敵の交戦者(即ち兵力を構成する戦闘員及び非戦闘員)に對しては如何なる手段を以てするも加害することの許容せらるる所以は、それが抵抗力を有するが故である。随つて既に抵抗力を失へる交戦者に對しては、最早や之に加害すべき交戦上の必要は無い理である。この理より推し、戰場に於て兵器を捨て又は自衛の手段盡きて乞降する敵兵、その他負傷して抵抗力を失ひたる敵兵は、謂ゆる *hors de combat* として之に加害するを許されざることである。俘虜及び負傷兵の取扱に關する諸般の法規は、總てこの原則に發する。

七七三 獨逸は第一次大戦に於て交戦法則違反の行爲を累次演じて憚らざりしとして、當時甚しく非難を受けたが、又その違反と目せられたる行爲の類例は以下追々記述する如くであるが、一九三九年の第二次大戦に於ては、獨逸はその兵士をして交戦の法規慣例を遵守して行動せしむるため『獨逸兵十誠』なるものを制定し、之を兵の手帳の裏面に印刷したる由で、その十誠なるものは

- (一) 獨逸の兵は獨逸國民の勝利のために戦ふものなり。殘酷及び無益の破壊は兵の威嚴を損するものと知るべし。
- (二) 戦闘員は制服を着し且遠方より明瞭に識認し得べき徽章を具有するを要す。この徽章を具有せずして私服にて戦闘することは之を禁ず。
- (三) 降伏したる敵は之を殺すべからず。間諜とても亦然りとす。間諜は裁判を受しむるため之を引致すべし。
- (四) 俘虜は之を虐待し又は侮辱することを得ず。俘虜の携帯する武器、圖面、及び書類は之を取上ぐべし。その一身に屬するものには觸るるべからず。
- (五) ダムダム彈は之を使用することを得ず。彈丸をダムダム彈に變形することは之を禁ず。

第二次大戦に於ける獨逸兵十誠

(六) 赤十字は之を侵すことを得ず。負傷の敵兵はその取扱方に斟酌を加ふべし。敵の衛生部員及び軍隊附屬の教法者の職務執行は妨礙することなきを要す。

(七) 常人には攻撃を加ふべからず。物を掠奪し又は惡意にて破壊することは之を禁ず。歴史的記念物及び宗教、技藝、學術、又は公益の用に供せらるる建物は特に注意して取扱ふべし。住民を何等の役務に使用するには必ず上司の指揮を受くべく、且之に賠償するを要す。

(八) 中立國の領域はその上空も陸地も通過することを得ず。中立領域に砲撃を加へ之を作戦行動地域と爲すことは之を禁ず。

(九) 獨逸兵にして敵の俘虜となりたる場合に、その氏名及び階級に付訊問を受けたるときは實を以て答ふべし。但し如何なる場合にありても自己の所屬部隊を告ぐることを得ず、又獨逸側の軍事上又は經濟上の状態に關し陳述を爲すことを得ず。たとひ約束又は脅迫を以てせらるるも之に誘導せらるることなきを要す。

(一〇) 以上の命令に違反したる兵は總て處罰せらるべし。敵にして以上第一項乃至第八項の規定に違反したるときは直ちに之を報告すべし。報復を行ふは高級指揮官の命令ある場合に限るものとす。

(The Japan Advertiser, Oct. 10, 1939, Berlin, Trans. Ocean, Oct. 8)

と云へるものであつた。右は獨逸宣傳省の公表とあるから、單なる宣傳用に過ぎぬものか否やか判らぬけれども、事實斯かる誠訓を發したものとすれば、その規定事項は孰れも現代の交戦法則に副ふもので、確に善い心懸けであつたと稱すべきである。第二次大戦に於て獨逸の將兵が果して逐一この誠訓に則りて行動したりしや否やは、本款擱筆の際には何とも判知するを得なかつた。

第二款 陸戦關係の法規

第一項 國際條約に依るもの

現行の重
なる國際
約定

七七四 陸戦に關する現行の重なる國際約定には左の如きものがある。

(一)一八六八年の聖彼得堡宣言。

(二)一八九九年第一回海牙平和會議議定の『一。輕氣球上ヨリ又ハ之ニ類似シタル新ナル方法ニ依リ投射物及爆裂物ヲ投下スルヲ禁止スルコト』、『二。窒息セシムベキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ禁止スルコト』、『三。外包硬固ナル彈丸ニシテ其ノ外包中心ノ全部ヲ蓋包セズ若ハ其ノ外包ニ截刻ヲ施シタルモノノ如キ人體内ニ入テ容易ニ開展シ又ハ扁平ト爲ルベキ彈丸ノ使用ヲ禁止スルコト』に關する三宣言。

(三)一九〇七年第二回海牙平和會議議定の『陸戦ノ法規慣例ニ關スル條約』及び同條約附屬の『陸戦ノ法規慣例ニ關スル規則』。

(四)一九二五年ジュネーヴ議定の『窒息性、毒性又ハ其ノ他ノ瓦斯及細菌學的戰爭方法ヲ戰爭ニ使用スルコトヲ禁止スル議定書』。

(五)一九二五年ジュネーヴ議定の『戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約』。

(六)一九二五年ジュネーヴ議定の『俘虜ノ待遇ニ關スル條約』。

陸戦法規
は全交戦
本法規の基

七七五 以上の諸條約中その(三)以外のものは、必しも獨り陸戦に限れるものではないが、その實際の適用は主として陸戦に於けるものであるから、便宜陸戦關係の國際條約として此に論ずることとする。元來陸

戦、海戦、及び空戦の各戰闘は諸般の形状を相異にし、その手段も亦自ら相異なる所よりして、之を支配する法規慣例にも自ら特殊のものがあつり、殊に水中戦及び空戦は最近代の發達であるだけ、従前の他種戰闘の法規慣例を以て律するを得ざる點が多々ある。衣は以て寒暑を凌ぎ食は以て飢渴を愈すの用たる根本原則は通じて一なるも、東西自ら裁縫を異にし老壯自ら餌煮を別にすればこれ亦自然の要求たるべく、理は移して各種戰闘の法規慣例の上にも論ずべきである。然しながら同時に、三者の全般を掩ふ所の共通的諸原則もある。それ等の諸原則は大體之を陸戦法規に求むるを得べく、隨つて現代の交戦法規の基本法は實に陸戦法規にありと云ふも失當でない。現に第二回海牙平和會議に於て表白せられたる希望の第四として、同會議の最終議定書に『本會議は……如何なる場合に於ても列國は陸戦の法規慣例に關する條約の原則を爲し得る限り海戦に應用せむことを希望す。』との聲明があり、又一九二三年の海牙議定の空戦法規案も、その第六十二條に『本規則に特別の規定ある場合……を除く外、敵對行爲に従事する航空機乗員は……陸上軍隊に適用せらるる戰時法規及中立法規に遵ふべきものとす。』と規定し、翌一九二四年の萬國國際法協會のストックホルム空戦規則案第六條にも大體同様の規定がある。これは恰も國內法に於て、商事に關し商法に規定なきもの及び商慣習法なきものに就ては民法を適用すと爲せると擇ばない。陸戦法規に一倍の研究を要する所以は此にある。特に陸戦法規慣例規則は、現在に於て陸戦關係の諸法規中の核心を作すもので、その條文五十六條條は、之を海戦に關する國際的法典たるべかりし倫敦宣言の七十一條、空戦に關し同様の一九二三年の海牙

空戦法規案の六十二ヶ條に比すれば、その規定事項は比較的簡少ではあるが、しかも該規則は陸戦の最主要の準據法として、現實の價値は倫敦宣言及び空戦法規案に勝るも劣らざるものである。

七七六 陸戦に關する前掲諸條約の内容は追て關係款項の下に於て隨時解説すべきが、これ等諸條約の規定する所とても、陸戦の凡ゆる行動を律するに就て決して全掩のものではない。戰闘手段の中には、成文の交戦法規の上に規定するに至らざりしものも多々あり、その當然違法行爲を以て論すべきものにして、明文の上には特に禁止又は制限されてないものも少なくない。然しながら、その規定が無いからとて、違法が化して適法となるに非ざるの理は銘記するを要する。陸戦法規慣例條約の前文には『實際ニ起ル一切ノ場合ニ普ク適用スベキ規定ハ此ノ際之ヲ協定シ置クコト能ハザリシト雖、明文ナキノ故ヲ以テ規定セラレザル總テノ場合ヲ軍隊指揮官ノ擅斷ニ委スルハ亦締結國ノ意思ニ非ザリシナリ。』又、『締約國ハ其ノ採用シタル條規ニ含マレザル場合ニ於テモ、人民及交戦者ガ依然文明國ノ間ニ存立スル慣習、人道ノ法規、及公共良心ノ要求ヨリ生ズル國際法ノ原則ノ保護及支配ノ下ニ立ツコトヲ確認スルヲ以テ適當ト認ム。』と特に宣言した。即ち苟も文明國間の慣例に反し、將た人道に悖戻すること明白なる行爲は、たとひ法規に明文なしと雖も、之を戒飭すべきは當然である。第二回海牙平和會議に於て、追て海戦編にて述ぶる無繫維自動觸發水雷問題の討議の際、各國代表の意見殊に英獨のそれが容易に妥協せざるや、英國代表は『幸にして一條約の締結に到達するにもせよ、將た不幸にして之に到達するを得ざるにもせよ、人道的要求は之を無視するを許されない。特定條約が禁止せずとの單なる理由に於て或行動を適法なりと論ずるは當らず。』と云へるに、獨逸代表も勿論なりと述べて之を肯定した。曾ては海牙諸條約を以て單に德義的拘束力を有するに過ぎずと放言した

る獨逸のその代表者ですら尙ほ且之を肯定せるに於て、この理の何人も反論を容れ得ざる當然のことたることと以て知るべきである。ただ成文法規の上に何等規定なく、而して國際法の原則に違反せず、人道上の要求に悖戻せざる行爲たる限りは、適法的手段として交戦國の之に訴ふるに妨げなきこと勿論で、軍隊指揮官はその裁量にて適當に之を取捨すべきである。

第二項 國內法規の定むるもの

七七七 一八九九年の第一回海牙平和會議に於て創定し一九〇七年の第二回の同會議に於て改正の加はりたる現行の基本的陸戦法規は、詳に云へば『陸戦ノ法規慣例ニ關スル條約』と『陸戦ノ法規慣例ニ關スル規則』の二つである。(略して前者を陸戦法規慣例條約、後者を陸戦法規慣例規則と稱する)。陸戦法規慣例條約は一の國際條約として、締約國をその規定條項の範圍に於て拘束するものである。然るに陸戦法規慣例規則は、該條約第一條に『締約國ハ其ノ陸軍軍隊ニ對シ本條約ニ附屬スル陸戦ノ法規慣例ニ關スル規則ニ適合スル訓令ヲ發スベシ。』とあるが如く(第一回海牙會議の該條約第一條の規定も亦同じ)、締約國が各自の軍隊に對して追て發すべき訓令の典型たらしむるために、該條約の附屬として標本的に添付せる言はば一の參考文書に過ぎぬものである。さりながら該條約と該規則とは元々不可分の關係のもので、前者の締約國は則ち後者の規定を尊重すべき少なくとも德義的義務の下にあること論を俟たない。殊にその規定事項は、第一回の該條約の前文に『…前記の目的を體し陸戦慣習を明確に規定するを目的とする許多の條規を採用せり。』とあるが如く、敢て新に陸戦の法則を創作したものではなく、大部分は文明諸國間の累次の陸戦を経て自然

陸戦の慣例に法則を定むる條約と規則

明文なき以て擅斷を許されず

の間に發達したる諸般の慣例を改めて確認し、之を條文に編成したといふ迄で、別語にて云へば、從來の不文律の種々の權利義務を成文の國際法規に直したといふに過ぎざるに於て尙ほさらである。

七七八 然るに第一回の該條約の出來てから後、その署名及び後日加入の二十ヶ國（第二回の該條約のそれは三十二ヶ國）を算する締約國中にありて、右の第一條の規定に従つて典型的の該規則に適合する訓令を自國の軍隊に發し、又は從來の自國陸戰法規の上に相當改定を加へたる國としては、東西を通じ僅に二三ヶ國に過ぎず（獨逸の一九〇二年制定の『陸戰慣例』は必しも右の規定に従つたものでないこと追て述ぶる如くである）、餘の大部分の國々は之をその儘にし、別に新規の發令ありしを聞かない。これは一は二回の陸戰法規慣例條約第一條に於て、孰れも締約國の該訓令布達に特定の期限を附するなかりし手落ちにも由ることであらう。尤も日露戰役中、露國は開戦後五ヶ月餘を経たる七月十四日（一九〇四年）を以て『陸戰法規慣例訓令』を在滿洲部隊に發した。（一八七七年の露土開戦の際にも、露國陸軍省は赤十字條約、聖彼得堡宣言、ブルツセル宣言案等の要旨を問答體に記せる簡易の『陸戰法規提要』を編纂し、之を諸團隊に頒布して將校の指針用にしたことがある。日露戰役に於ける右の訓令は、將校に對するのと下士卒に對するのとの二部に別れ、その後者は十一ヶ條の簡單なる戰場心得に止まれるも、前者は之を交戦者の資格、その權利義務、負傷者取扱、俘虜取扱、軍使、間諜等の諸章、全文四十四ヶ條を有し、大體に於て海牙議定の陸戰法規慣例規則に遵由せるものであつた。我が日本は同戰役に於て特に綜合的の法規は制定せざりしも、開戦後累次制定したる俘虜取扱規則、俘虜情報局設置令、その他若干の單行的法令は、孰れも陸戰法規慣例規則の精神に則つたものである。『陸戰法規慣例規則に適合する訓令』とは必しも綜合的の一訓令たるべきを意味せず、各

事項に應ずる單行的法規を各別に制定することにしても更に妨げないのである。ハーシェー教授が

『露國の側に於ける若干の缺陷を外にし、日露兩國のこれ等訓令は人道及び宗教的寛容の最高型の精神を吐露せるもので、大に賞揚し且學ぶに値する。日露兩國の則りたる慣例は今日文明國の交戦に於て一般に遵守せらるるに至りたるに於て、彼等は國際法の精神の少なくとも一部分を建立したものと謂ふべきである。』(Hershey, Int. Law & Dip. Jur. R. J. War, p. 294)

と評せるは、必しも諛言であるまい。

七七九 然しながら海牙平和會議に於て、各國をして據つて以て陸戰の準則に關する訓令を部内に發せしむるに就ての典型として陸戰法規慣例規則を議定せるその以前にありても、既に權威ある國內法規を獨自に制定したる國は無ではなかつた。乃ち米國の如きは、夙に之を具有する隨一の國である。米國が一八六三年に制定したる『陸戰訓令』("Instructions for the Government of Armies of the United States in the Field")は、蓋し近代世界に於ける國內陸戰法典の魁たるものであらう。米國はその前々年に南北戰を迎へ、ヴァージニア州を始め各地に激戰ありたるが、兩軍の行動には虐殺、掠奪、その他非人道のこと少なからずあつた。北軍の司令官中には、當年の米國有數の國際法學者として知られたるハレック少將の如きもありて、その部下に對し能ふ限り交戦の法規慣例に則らしむる所あつたやうであるが、規律の肅正は全軍に及ばざる憾があつた。大統領リンカーンは之を遺憾とし、北軍出征部隊の戰場に於て遵由すべき交戦法規を編案するの目的を以て、一九六二年十二月新に陸軍省にその編案委員會を設けしめた。而してその主任に當らしめた者は、コロンビア大學の史學教授リーパー（元獨逸人で、壯時普魯西政府の忌諱に觸れて下獄し、後米國に歸

米國の一
八六三年
の『陸戰
訓令』

新規通令
に發せし
許も無し

化したる Dr. Francis Lieber) である。リーバーは四名の同僚(孰れも少將級の武官)と共に熱心その業に當り、大體の草案を得るや、彼は關係者の査閲を求むると同時に特に之をハレックに送り、その添削を請ふた。一八六三年二月二十日付紐育のハレック宛の書信に曰ふ。

『……本草案を法律家として且司令官として閲覽せらるべき貴下に向つては、拙者特別に御助言を乞ふの至情を申述度、草案の全體に對する一般的高見にても結構に候。草案には幾多の重要問題を慎重に網羅するに努めたるが、この類の編纂は何れの國にも未だ存在せざるものなること國際法のこの部面に通曉せらるる貴下御承知の通りに有之、拙者之を起草するに就て指針と爲し、基礎と爲し、將た參考と爲すべき一巻の文獻も無之、隨つて始めて筆を之に下すに方り、胸中の萬感蓋し往昔のヂラスチニアン帝の法典編纂委員の何人も斯く迄ではなかりしと察し申候。拙者が唯一の指針としたるものは慣例、歴史、道理、良心と、眞理、正義及び文明の誠實なる好愛、ただ是れのみ。しかも成果の尙ほ甚しく不完全なるは勿論に候。……戰場に於て敵の軍旗及び制服を使用することに就ては、何等か追加する方然るべきや。之が使用を認むるに於ては、助命せざることを宣言して然るべきかと思惟す。又叛亂及び我國への侵入のことに關しては拙者三節を設けたるも、之に關する軍司令官の自國民の取扱方に關しては、本案編纂の指定事項以外に屬するが故に、態と之を省略致候。』(G. B. Davis, "Dr. Francis Lieber's Instructions for the Government of Armies of the U. S. in the Field," Amer. Jour. of Int. Law, Vol. 14, Jan. 1921, p. 20)

ハレックはリーバーの草案に些少の加筆する所ありしも、大體に於て之を贊した。而して大統領リンカーンも之を嘉納し、同一八六三年四月二十四日、軍令第百號として之を陸軍部内に布達し、その厲行方を出征諸團隊に嚴命した。リーバーの同年五月二十日付にて重ねてハレックに送りし書翰に曰ふ。

『……本令の内容に關しては、委員會に於て同僚の二三將軍より若干の有益なる追加ありたるが、中には削除を受けた所もあり、これは拙者の遺憾とする所に候得共、兎に角本令は我が米國の誇りとするに足るべく、將來英佛獨諸國に於て同様の編纂を爲す場合にその基礎となるに相違なかるべし。……貴名が本令に表面無關係に見ゆるは遺憾に候得共、名利に淡なる貴下としては格別苦にもせられざるべし。……拙者は今や貴下に於て私有財産の漫然たる破壊を禁ずる本令の諸條項に就て注意を喚起すべき強き一命令を發せらるるべき時期なりと思惟す。西方及び南方出征の我が諸將士よりの來信に依れば、我軍側にて行へる財産破壊には驚くべき無茶のものあるが如し。斯の如きは我が軍紀を弛廢せしめ、富力を破壊して瘡能はざらしめ、平和の克復を益々困難ならしめ、測るべからざる損害を招來せしむるものに有之、この際貴下には本令に基き一段と強き語調にてこれ等を嚴に戒飭する命令を發せられ、敵をして我軍の蠻行を云爲するの餘地なからしむるに力を致されたいこと切望に堪へず。……』(Ibid., pp. 20-21)

ハレックも蓋し之に應じ、部下を嚴飭するに就て相當措置する所あつたことと察する。

七八〇 右の陸戰訓令は、米國政府が元と當面の南北戰に適應せしむるため急ぎ編纂したものであるが、その規定事項は當時にありて戰時國際法上一般周認の陸戰關係の重要な諸原則を殆ど洩れなく網羅したるもので、ブルンチュリが『本訓令は巻頭より巻末まで國際法關係の一般原則を擧げて包含し、その規定する方式は人道の現代思想及び文明人の則るべき交戰方法に一として合致せざるはない。本訓令の勢力は遂に米國の境域以外に及び、戰時公法の諸原則の形式に向つて貢獻する所極めて大である。』(Bluntschli, *Practical Int. Conf.*, p. 6) と激賞し、マルテンスも『世界に率先して交戰の法規慣例を正確に解定したる名譽は、實に之を米國及び大統領リンカーンに捧げざるを得ず。』(Martens, *La Paix et la Guerre*, p. 77) と稱讚し、更にルノールも『如何にその中には缺點があるにせよ、本訓令は凡そ軍隊の行動を一定の成文法則の下に律し得るの可能性を世に證示したる大功績は没すべからず。』(Renault, "War and The Law of Nations,"

後年の陸
戦法規を
にね範を
取つた之

Amer. Jour. of Int. Law, Vol. 9, Jan. 1914, p. 2)と感嘆したるが如く、陸戦法典として確に世界に先蹤を印せるもので、一八七四年のブルッセル宣言案の討議の基礎案となつたのみならず、歐洲若干國をして孰れも之に倣ふて自國の陸戦法規を編纂するの好範例とならしめた。別に記する和蘭のボルチュガエル將軍の一八七一年に編纂し同國陸軍士官學校の教科用となれる『交戦法規提要』、一八七七年に佛國のビョー執筆の『陸軍將校用國際法提要』、一八七八年の塞耳比國陸軍省の編纂せる『陸戦訓令提要』、同年瑞西政府のヒルチー教授をして起草せしめたる『交戦法規』(Prof. Hilty, *Kriegsrecht*)、一八八三年英國陸軍省の刊行したる『軍事法規提要』(*Manual of Military Law*)、一八九三年に西班牙政府の同國陸軍士官學校教科用に編纂したる『陸戦法規慣例』、次に述ぶる一九〇二年に獨逸參謀本部の制定したる有名なる『陸戦慣例』、更に一九〇四年、英國陸軍省のホルランド教授に委嘱して編纂したる『陸戦法規慣例便覽』等、孰れも直接間接にリーパーの法典を参考したるに非ざるはない。米國自身も嘗に南北戦役に於てのみならず、後年の對西戦役にも之をその儘に適用し、斯くして第一次大戰直前の一九一四年四月二十五日改定の『陸戦規則』(*Rules of Land Warfare*)を見るに至るまで、まさに五十年の久しきに亙りて生命を有せしめた。この改定『陸戦規則』は、舊『陸戦訓令』の全文百五十七條なるに比し四百四十三條の多きものとなつたが、舊訓令中の重要な諸條項は殆ど全部之を踏襲し、ただ事實既に不用となれる例へば奴隸の取扱に關する條項などを削除し、更に補ふに海牙議定の陸戦法規慣例規則及びジュネーヴ議定の赤十字條約中の重要條項を以てしたもので、その土臺となつたものは、やはりリーパーの當年起草の舊訓令であつたのである。

因みに記す。リーパーの米國陸戦訓令は歐大陸諸國にても疾く翻譯せられたが、支那に於てもブルンチュリの『成文

國際法』を官譯して光緒六年(明治十三年、一八八〇年)に刊行したる『公法會通』には、その續卷に『美國行軍訓戒』として添附してある。

七八一 海牙平和會議議定の陸戦法規慣例條約が締約諸國に命ずるに同條約附屬の陸戦法規慣例規則に適合する訓令を各自の陸軍軍隊に發すべきこと以てせる次第は前に述べた。獨逸參謀本部は同條約(第一回海牙會議議定の舊條約)の出來てから三年後の一九〇二年に、『陸戦慣例』(*"Kriegsbrauch im Landkriege"*)を制定して之を陸軍部に令達した。(その佛譯には P. Carpentier, *Les Lois de la Guerre Continentale, publication du Grand Etat-Major Allemand, 1904*; 英譯には J. H. Morgan, *The German War Book, 1915*, がある)。獨逸は既に一八七〇年の普佛の役に於て自國軍隊の遵すべき法則として一訓令を布達したが、これは陸軍部内限りの内訓としてあつたので、内容は世間に知れてない。その公に知られてあるものは一九〇二年の『陸戦慣例』のみである。獨逸の當年の陸軍當局者の見解では、世に陸戦の法規なるものは存在しない、存在するのは單に慣例のみである、その慣例とても時代に依りて異なるのみならず、同一戦役に於ても必しも一樣でない、又一般に認めらるる慣例とても、作戦上の必要の前には全然それに依らざるも可なるものである、といふのが彼等の根本觀念である。随つて彼等は陸戦法規といふ語を好まない。これその編纂令達したるものに特に『陸戦慣例』の命題を用ひたる所以である。

獨逸の『陸戦慣例』は、敵國軍隊に對する加害手段、敵國の占領地及び住民の取扱、及び中立國の權利義務の三部十五章より成るが、その指導原理としたる所のものには要するに曩に述べたる戰時無法主義で(第一卷、第二一二節以下参照)、帝政時代の獨逸の軍部及び國際法學者の或者は之を祖述し、且凡そ戰は單に敵國

獨逸の一九〇二年の『陸戦慣例』

の軍隊のみを對手とせず、敵國の有形的權力のみを撃破するに止めず、併せてその精神的威力をも破壊するを要す、随つて敵の私有財産を破壊し、敵の常人に壓辱を加へ、都市村落を砲撃し、無償の徵發を行ひ、資源を涸竭せしめ、甚しきは俘虜を殺戮し、その他敵に屈伏を促し講和を哀求せしむるに必要なる如何なる手段にも訴ふるを可なりとし、海牙條約の要求する人道主義の如きは感傷性且女々しき情念 (Sentimentalität und weiblicher Gefühlschwärmerei) に過ぎずと斷じ、軍事的必要の至上主義を極度に力説したるものである。陸戦法規慣例條約は附屬の該「規則ニ適合スル訓令ヲ發スベシ」と命ぜるか、獨逸の「陸戦慣例」は當に之に適合せざるのみか、隨所に該規則を冷嘲し、隨所に之を打消す反對の規定が設けられてある。

その後第二回海牙平和會議改定の陸戦法規慣例條約あるに及び、獨逸は一九〇二年の「陸戦慣例」を何程か緩和し、何程が新條約の規定に一致するが如き訓令を陸軍部内に發した (M. Danjierre, *German Imperialism and Int. Law*, p. 150 以下参照)。これは新條約の或條項が獨逸自身の發議に出でたといふ關係からであらう。といふ次第は、一九〇二年の「陸戦慣例」中には、海牙條約の如きは單に徳義的拘束力を有するに過ぎず、獨逸陸軍は自己の便宜に従ひ之を守るも守らざるも可なり、との意味が記してあるので、列國は獨逸の誠意を大に疑つた。そこで獨逸は不信實の非難を避くるがためか、第二回海牙會議に於て陸戦法規慣例條約及び同規則の改正問題の討議に方り、同國代表は別に「(一)交戰國にして本規則「本條約附屬の陸戦法規慣例規則」に違反するものは被害國に對し賠償を爲すの義務あること、(二)兵の違反行爲に對しては所屬國政府その責に任すべきこと」と云へる宣言案を提出した。各國全權孰れも異議なく、全會一致にて之に賛した。その結果が新條約(現行)第三條の「前記規則ノ條項ニ違反シタル交戰當事者ハ損害アルトキハ之ガ賠償

ノ責ヲ負フベキモノトス。交戰當事者ハ其ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行爲ニ付責任ヲ負フ。」といふ舊條約に見るなかりし民事的制裁の一規定の挿加となつたのである。獨逸が改めて發したる訓令といふのは、畢竟左の提議の責任上から新條約の該規定と一致せしめざるを得ざるものであつたのである。けれども第一次大戰に於ける獨軍の諸般の行動から見れば、假に獨逸が敗績せざりしならんには、果して獨逸自身それを厲行したりしか、聊か疑問たらざりしを得まい。然しながら、これは必しも獨逸のみでなく、對戰國としても亦同様であつたかも知れない。

七八二 一八七七年の露土戰役に露國陸軍省にて「陸戦法規提要」を編纂して將校の指針用に供したことは前に述べたが、佛國の陸軍省にては之を便利の企てと見たものか、同じ一八七七年、同國の國際法學者ビヨール (Prof. Biliot) に委嘱し、陸戦の法規慣例を簡單に記述せる「陸軍將校用國際法提要」(“*Manuel de Droit International à l'Usage des Officiers d'Armée de Terre — Ouvrage autorisé pour les Ecoles Militaires.*”)を編纂し、自國の陸軍士官學校の教科用にした。内容は敵對行爲と占領の二章に過ぎぬ一小冊子であるが、當年にありては實用向の好提要たりしやうである。

その後海牙の陸戦法規慣例規則の成るに及び、佛國參謀本部にては右の國際法提要を改纂し、爾後版を重ね、一九一三年にその第四版が出た。内容は大體に於て陸戦法規慣例規則の條文を複寫したやうなものである。翌年の第一次大戰は之を實際に試練する機會となり、而して佛國軍隊の戰場に於ける行動には、之と甚しき背馳の跡ありしを聞かなかつた。

七八三 英國にては、一八七九年に上院議員スリング (Lord Thring) が陸軍省の囑託にて編纂に着手し、

佛國の
陸軍將
校用國際
法提要

英國の

『陸戦法規慣例便覽』

一八八三年に刊行されたる『軍事法規提要』(Manual of Military Law) があるも、これは彼の一私著となつてあるから措き、公的の權威ある文書としては、ホルランド教授が同じく英國陸軍省の依頼にて編纂し、一九〇四年を以て始めて世に出せる『陸戦法規慣例便覽』("Handbook of the Laws and Customs of War on Land") を推すべきである(一九〇八年に再版、一九一四年に最後の第三版が出た)。ホルランドは是より先き一八八八年、同國海軍省の依頼にて『海軍捕獲法提要』("Manual of Naval Prize Law") を編纂したるが、第二回海牙平和會議直後の一九〇八年、別に『陸戦法規』(The Laws of War on Land, Written and Unwritten) を私的に刊行した。而して兩書共に、交戦法則に關する英國の政府及び學界の所見を窺ふ上に於て好文獻となつてある。

一九一四年の陸軍法規提要

七八四 この間にありて英國陸軍省にては、別にオッペンハイム教授とエドモンズ大佐(Col. Edmunds)の共纂に成る陸戦の法規慣例關係の一切の條規類を輯録且多少の解説を加へたるものを "Land Warfare: An Exposition of the Laws and Usages of War on Land for the Guidance of Officers of His Majesty's Army" と題して一九一二年に刊行し、更に一九一四年には、右をも併録したる官版の "Manual of Military Law" として之を上梓した。これは "Manual" 即ち提要とあるも、陸戦の法規慣例に關する諸事項を五百十條の多きに排序し、幾多の先例や解説をも附加してあり、提要の語寧ろ謙辭と謂ふべく、陸戦に關する一大教科書と見ても可いものである。

帝國陸軍の諸操典

七八五 帝國陸軍が日露戰役に於て海牙陸戦法規慣例規則に準據せる數種の單行的法規を制定實施したることは前に述べたが、之を外にし、陸軍には作戦行動に關する成文の準則として歩騎砲兵及び航空兵の各操

典、陣中要務令、戰鬪綱要等幾十種の多きがあり、殊に航空兵操典は比較的最近(昭和九年三月)の編纂に係り、附録を外にし本文千六百二十二條に互る極めて綿密なる規定を有し、他國の同種操典に比し勝るも劣らざる完備のものと思われる。けれども、これ等諸操典の内容は、概言するに各科軍隊の訓練上主要なる戰鬪の方式、陣中諸勤務の準繩、教練の方針要目等にありて、國際法眼に映する交戦の法規慣例には殆ど觸れてないやうであるから、此に謂ふ陸戦法規を以て論ずるは當らざることであらう。

國內法規も完成が望ましい

七八六 以上述べたる各國制定の陸戦法規は、當該國の陸軍部隊の戰時行動の準據法として孰れも有用の具たるは論なきが、ただその孰れも國際的拘束力を有せざる國內法規たるに止まり、且當該國は戰時任意に之を改廢するを得るは勿論、交戦國の一方にして同様の規定を設け且守るに非ずんば他の一方は敢てその規定を適用せずと爲すのが各國の國內交戦法規の普遍的條規となつてあるから(例へば別に述ぶる帝國海戦法規の第六條に『敵國ニシテ本令ノ規定ト異ル措置ヲ爲ス場合ニ於テハ海軍大臣ハ本令ノ一部又ハ全部ヲ適用セズ、必要ニ應ジ適宜ノ規定ヲ設クルコトヲ得』とある)、自然その遵守力に薄弱の感あるを免れない。故に眞に交戦法規としての效力を發揮せしむるには、國際條約として之を制定し、之に國際的拘束力を有せしむるに若くはなきこと辯を俟たない。けれども折角國際法上の相反撥する諸主義及び各國の海軍政策を辛うじて調和し、互讓妥協の末に漸く成るに至らしめたる倫敦宣言すら、その運命遂に彼が如くになりしに願み、今後國際的の陸戦(及び海戦並に空戦)法規の議定を見るまでには尙ほ幾層の難關を送迎すべく、その實現は何れの日か期するを得ない。國際法の成典化は誰しも望む所であるが、その業は却々以て容易ならず、別して戰時國際法の成典化は至難のことで、一朝にして能くする所でない。努めて倦まずんば早晚彼岸に達す

るには相違なかるべきも、その早晩は今後十年を算すべきか、百年を俟つべきか、將た千年の後たるべきか到底豫言を許さない。故にせめては國內的のそれにも能ふ限り之が完成を計り、その中の共通條規を以て骨と爲し、漸次之に肉を付け、以て他日の國際法規制定の基礎工作と爲すのも一の順序であらう。この見地に於て國內法規の制定且完成も決して無用の業でないのみならず、大に望ましきことたるに相違ない。

七八七 この意味に於て伊太利の一九三八年制定の交戦法規の大法典の出現は、その内容の當否は暫く措き、種々の見地に於て大に歓迎すべきであらう。第一次大戦に先だつ一兩年前、及び同戰役中より戦後にありて、世界の重なる陸海軍國にして交戦の法則を國內法規を以て律定したるものも若干はあつた。例へば佛國は一九二二年十二月十九日布告の海戦訓令(一九三四年三月八日改正)を以て、獨逸も同年九月制定し大戰勃發の際の一九一四年八月三日に公布せる海上捕獲令に於て、我國も大正三年(一九一四年)十月六日布達の帝國海戦法規に於て、米國も一九一七年六月三十日の海戦訓令に於て、孰れも倫敦宣言の條項を多分に採擇したる海戦關係の國內法規を律定した。その外中立に關する國內法規としては、米國の一九三五年以降累次改定の中立法、一九三八年五月の北歐諸國の中立規則等、孰れも顯著のものに屬するが、陸海空の三戦を通ずる交戦法規に兼ぬるに中立法規を以てしたる、即ち戰時に於ける交戦國として又は中立國として一切の行動の規定を網羅する浩濼の法典を制定したのは、蓋し伊國の一九三八年七月八日の發布に係るそれであらう。海戦又は中立に關する各國の法規に關することは追て當該章下に於て説くことにし、伊國の一九三八年の法典は前述の如く陸海空の三戦及び中立のことを沍く包羅する交戦法規であるから、便宜此にその大要を披露し置くも場所必しも當を失せずと思ふ。

是より先き一九三五年九月、伊國政府は交戦及び中立の關係事項を沍く規定する新法典の編纂に志し、國際法學者及び軍事專家にて組織する一委員會を設けた(委員長は上院議員 Amelio Giannini)。然るに同委員會は、程なく起れるエチオピア戰のため調査を一時中絶せしめたるも、役後再び業を進め、一九三七年四月その報告書が出来た。政府はその報告書に更に審議を加へたる末、翌一九三八年五月二日勅裁を經、同年七月八日の勅令を以て之を發表したものである。該法規は交戦篇と中立篇の二部に別たれ、その前者は多くは一八九六年の伊國野戰勤務令、海牙平和會議議定の諸條約、その他交戦關係の法規慣例に則つたものであるが、中には新創案に屬するものもあり、中立篇の全條文僅に三十五ヶ條なるに對し實に三百六十四ヶ條を有する浩濼のものである。その段落は、交戦篇は之を總則(第一條乃至第二十四條)、軍事行動(第二十五條乃至第三百三十一條)、海戦に關する特則(第三百三十二條乃至第二百二十七條)、空戦に關する特則(第二百二十八條乃至第二百七十九條)、敵人及び敵貨の取扱、並に敵との經濟關係(第二百八十條乃至第三百三十六條)、刑事的制裁(第三百三十七條乃至第三百五十八條)、及び定義その他補足的法令の制定發表に關する手續(第三百五十九條乃至第三百六十四條)の七款となつてある。

右の第一款の總則に於ては國家の領域、個人及び法人の敵性、軍隊指揮官の權能等に關する規定の外、報復手段として國際法上その他の遵守すべき義務及び諸般の權利のことを規定し、第二款の軍事行動に關する條項に於ては間諜、開城、負傷者取扱等に關する一般周認の規定を掲ぐる以外に、化學戰及び細菌戰の絶對禁止のことを明規したのは一特色である。又敵の軍事的目標に對する砲爆撃は、その全部又は一部を破壊することが作戦上有利となる場合に限り適法とし(第四十條)、又都市村落の砲爆撃は、その破壊を正當ならし

むるに足るべき軍事施設、軍需品工場等の存在する場合に限り之を適法とする(第四十一條)。但し單に一般常人を懲罰し又は非軍事的重要な財産を破壊するの目的にて砲撃を加ふることは如何なる場合に於ても許されずとある(第四十二條)。戦時これ等の抑制が果して忠實に守らるべきや否やは別とし、兎に角條文の上では右様の好規定が示されてある。

第三款の海戦に關する特則には、船及び貨物竝に禁制品に關する多少斬新の規定がある。特に禁制品は之を七種に大別し(第五百十九條)、別に命令を以て且中立國へ告知の上にて品目を増加するを得べく、但し衛生材料及び船の自用品は之に編入するを得ずと規定する(第六十條)。外に敵船積載の中立貨の不捕獲のこゝと、封鎖の施行地域のこと、封鎖に實力を要すること等の普遍的規定もあり、又捕獲審檢所は國內法を適用すべきものとし、國內法にて争點を決裁する能はざる場合には周認の國際慣例に依るとある(第二百二十二條)。又第四款の空戦に關する特則中には、空戦に關する一般的法則の外、敵國及び中立國航空機の性質より航空機積載の貨物の敵性又は中立性のことに至る詳細の規定を設け(第二百三十九條乃至第二百五十二條)、敵機は公私のもの共に拿捕且沒收すべきものと爲し(第二百三十九條)、中立機の拿捕且沒收となるべき場合が八つ列挙してある(第二百四十條)。第五款の敵人及び敵貨の取扱竝に敵との通商關係中には、第一次大戦中英佛諸國の採りたる方針を踏襲したる所少なからずあるやうである。

轉じて中立篇にありては、海牙の陸戦及び海戦兩中立權利義務條約の重なる條項の外、個人の交戦國のためにする武器及び軍用器材の取引の禁止、その他米國の一九三五年以降の中立法の禁止事項を採擇したる所あり(第九條)、又交戦國航空機の取締に關しても、第二十九條以下に於て、別に記する北歐諸國の一九三八

年五月の中立規則に於けるそれと大體同様の規定が少なからず設けられてある。然しながら前述の如く中立篇の條項は、交戦篇のそのの三百六十四條の多きに對し僅に三十五條に過ぎず、隨つてその規定事項の重要性は別とし、量に於ては新法規は主として交戦に關するものたること知るべきである。

尙ほその内容の詳細に至りては、便宜關係款項の下に援引するとして今は略する。

第二章 交戦者

第一款 戦闘員及び非戦闘員

交戦者の語

七八八 交戦者(Belligerents)の語は、交戦の主體たる交戦當事國(Belligerent States)を指すこともあれば、現實の戦闘に従事する個々の將兵を意味することもある。陸戦法規慣例規則の第一款の命題である『交戦者』(“Des Belligerents”)及び同款第一章『交戦者ノ資格』の『交戦者』とは専ら後者の意味に屬し、即ち文明國間の交戦に於て一定の資格の認めらるる所の個々の將兵を指す。然しながら、この意味に於ける交戦者の語は實は適切とは云へない。交戦者と云へば交戦の主格者である。交戦の主格者は交戦を爲す權利を有するもの即ち交戦權の主體で、それは國家であつて將兵ではない。將兵は國家の交戦權の行使の下に戦闘に従事するも、交戦權の行使者ではなく、即ち極めて嚴密に云へば、戦闘は爲すも交戦は爲さず、又爲すを得ない。故に本規則の第一款及び同款第一章の命題である『交戦者』は、蓋し戦闘従事者とも譯さねばならぬものと信ずる。或はベリジェントを戦闘員と譯し、次に述ぶる第三條の“de combatants et de non-combatants”を闘者及び非闘者とも譯するのの一辦法であらう。けれども交戦者の語は既に我國調印の國際文書の上に於ける公的譯語となつてあるから、今さら非議するも安當であるまじく、要は右の意義を理解しての上でこの語を使用すべきである。(同じ意味に於て中立人、中立貨、中立船等の語も之を誤解するなきを要する。中立の主格者は國家であつて、人や貨物や船ではない。けれども、これ等の語も海牙諸條約

の我が公譯語として用ひられてあるから、本講中にも之をその儘に踏襲する所屢々ある)。

七八九 次に戦闘員及び非戦闘員の語である。

戦闘員及び非戦闘員の語

陸戦法規慣例規則にて謂ふ所の交戦者とは、前述の如く、國家の交戦權の行使の下に戦闘に従事するもので、之に従事せざる一般常人は交戦者なる語に對し非交戦者(non-belligerents)と云ふべきであるが、本規則の上に於ける非戦闘員とは謂ゆる非交戦者とは異なり、銃器を手にして能動的に敵と戦闘こそせざるも、戦闘員の言はば補助機關となりて同じく戦線に立つ者を指すのである。即ち本規則第三條に

第三條 交戦當事者ノ兵力ハ戦闘員及非戦闘員ヲ以テ之を編成スルコトヲ得。

敵ニ捕ハレタル場合ニ於テハ二者均シク俘虏ノ取扱ヲ受クル權利ヲ有ス。

とあるが如くである。尙ほ本條に於て交戦國の兵力はと云はないで『交戦當事者ノ兵力ハ』(“Les forces armées des parties belligerentes”; “The armed forces of the belligerent parties”)としたのは、交戦の主體は必しも國家のみと限らず、未だ國家を成すに至らざるも法規慣例を守りて交戦する謂ゆる交戦團體なるものもあるので、それ等を包括的に言表すために態と國の語を避けて當事者と稱したのであらう。

故に非戦闘員たる語には二様の遺方があること知るべきである。一は交戦國(或は交戦當事者と云ふも可い)の兵力に編成せらるる非戦闘員で、即ち戦線に立つも干戈を手にして敵と闘ふを本務とするに非ざる軍人軍屬、例へば軍醫官、主計官、法務官、通譯、軍隊附布教師等である。(本規則第十三條の『新聞ノ通信員及探訪者、竝酒保用達人等ノ如キ直接ニ軍ノ一部ヲ爲サザル從軍者』は之と全然別である)。第二の意義に於ける非戦闘員は軍人以外の一般常人で、即ち交戦當事者の兵力の構成員でなく、武器を手にせず、戦時にあ

るも尙ほ且全然平和的の業務を唯一的に営み又は平和的に生活を送りつつある者を謂ふ。この意義に於ける非戦闘員は、古來今に至るまで世間普通の俗用語であり、且往昔に於ては公用語でもあつたが、本規則第三條に於て前掲の規定を見るに至つた以來、一般常人の意味に於ける非戦闘員のこととは非交戦者と稱するのより正しき用語となつた。之を非戦闘員といふことは俗用としては勿論妨げなきも、本規則の上では兩者を殊別して見るのでなければ意義に混雜を生ずる。この混雜を避くるためには、右の第一の意義に於ける非戦闘員には時として英文の軍事關係文書の上に見る所の "Military non-combatants" 即ち軍事非戦闘員、又は陣中非戦闘員といふが如き文字を用ゆるのも一策であらう。

序でながら。我國に於て軍事的對外公文の上に正しくこの語を用ひた一例は、大正三年の日獨戦の際、青島攻城軍指揮官神尾陸軍中將及び青島封鎖艦隊司令官加藤海軍中將(定吉男)の連署にてワルデック青島總督に送りし同地殘留非交戦者救助に關する聖旨傳達の同年十月十二日付書翰である。即ち「下名等ハ閣下ノ名譽アル守城ニ當リ現ニ青島ニ在ル交戦國ノ非交戦者(添附の英文には non-belligerents) 及中立國人ニシテ攻城ヨリ生ズル損害ヲ避ケント欲スル者ヲ救助セントスル日本皇帝陛下ノ至仁至慈ナル聖旨ヲ閣下ニ通告スルノ光榮ヲ有ス…」とあつた。日露戦役に於て同じ目的に係る乃木旅順口攻圍軍司令官及び東郷遼東半島封鎖艦隊司令長官連署の在旅順露軍指揮官宛書翰(明治三十七年八月十六日付)には「謹デ一書ヲ呈シ、茲ニ日本皇帝陛下ノ至大ナル聖旨ハ現ニ旅順口ニ在ル婦人、小兒、僧侶、中立國外交官、觀戰將校ニシテ砲撃及攻撃ノ危險ヲ避ケント欲スル者ヲ救助スルニ在ルコトヲ閣下ニ通報スルノ光榮ヲ有ス…」とありて、非交戦者又は非戦闘員の語は共に用ひてなかつた。

現行規則
の右の區別
は適切
でない

七九〇 然しながら以上述べたる戦闘員、非戦闘員、及び非交戦當事者の區別は、現行陸戦法規慣例規則の上に示されてある所に就て云へるものなるが、實を云へば右の區別には面白からぬ點がある。本規則第三

條には前掲の如く非戦闘員を交戦當事者の兵力編成の一部と爲すを得としてあるも、非戦闘員が兵力の一部となるといふは言葉それ自身に於て妥當であるまい。尤も本規則の上に於て謂ふ所の非戦闘員とは、前にも云へる如く軍醫官、主計官の如きを指すのであるが、彼等とても軍人である。身自ら進んで劍を抜き敵を屠る者には非ざるにもせよ、陣中に在りて作戦事務に従事する紛らうなき軍人である。して見れば、彼等はやはり戦闘員として見るのが妥當であらう。(銃劍を手にするに非ずんば戦闘員に非ずと云はば、牒報や宣傳の勤務に従事する軍人は戦闘員に非ずとの論理とならう)。通譯の如きも、身分は軍屬であると同時に職務はやはり作戦事務に關係を有するから、廣義の軍人として之を戦闘員の中に入るに妨げあるまい。講者は一切の敵人を三つに別ちたい。即ち(一)戦闘員、(二)準戦闘員、及び(三)全然戦闘に關係なき平和的常人たる非戦闘員の三種である。軍人軍屬はその職務の關係上悉く之を戦闘員とする。準戦闘員とは後方にありて軍事關係の現業に従事する例へば軍需品工場の職工の如きものを謂ふ。婦女子の現業員も無論除外しない。戦時には壯丁の大多數は戦線に立つから、軍需品工場の現業員には婦女子は一層多數とならう。第一次大戦の末期に於て英國内の軍需品工場の現業員は總計二百八十七萬一千、その中婦女子は八十二萬五千を算したとある(G. A. B. Pewart, *The Great Munition Feat*, 1921, p. 14)。現代及び將來の大戦にありては、その數は遙に之に勝るであらう。之を戦闘員に準することなく、平和的常人を以て取扱ふに於ては、彼等の従事する軍需品工場は敵の砲撃より無難たるの特權を得ることになるが、それは恕せらるべきでない。スペイトは從來は兵の志氣の盛衰が戦局の輸贏を支配したるも、今後は軍需品工場の現業員のそれが勝敗を決する標準たるべしと論じたる末『軍需品工場の現業員は之を敵國人中の非戦闘者に屬せしむるよりも戦闘員の方に編

入するを要すとの意見が國際法學者の間に出づるやうにならう。」と云へるが(Swaight, *Critics*, p. 161)、これまさに卓見と符節を合するものである。要するに軍需品工場の現業員の如きは、その現業に従事する間は戦闘員に準せしめ、敵の加害の適法の目的物と爲すに充分の理由がある。

特に現業に従事する間といふ所以は他なし、元來戦闘員の以て戦闘員たる所以は、その固着的身分よりも現に従事する職務の上に存するのである。軍人は兵營の内外に於て戦闘の教育、演習、又は實行に従事するときは戦闘員たること論なきも(その間に於ける休憩、食事、就眠等は戦闘員の資格を中斷せざること論を俟たない)、然しながら彼等にして郷里に歸休し(將校ならば私宅に歸り)、軍服を脱して浴衣がけとなり、謡曲なり園藝なりに時を送るとならば(戦時にはそんな餘裕は無かるべきも)、軍人の身分は依然その身に固着するも、嚴格に云へば戦闘員たるの資格は一時中斷する。故に戦闘員たると否とは、多少の例外は別とし、要は軍服を着すると否とにて別れると大雑把に云へば云へるのである。この理は兵器廠その他軍需品工場の従業員にも推すべく、即ち彼等は國家總力戦の現代にありては戦闘員に準せられ、當然加害の目的物となるが、従業時間を終へ工場を出でて自宅に歸らば、その時は最早や戦闘員でなくして無害の常人を以て目すべきである。この分界は時には確と判別すること難く、殊に將校にありては、私服にて軍人としての職務に當る場合も多かるべく、従つて戦闘員たるの資格の有無如何を以上の原則から截然割出すこと能はざる場合もあらんが、理論としては、その資格は身分に固着するに非ずして現實の職務に由りて異同するものと解すべく、否らずんば何を以て戦闘員と爲すかの標準は立て難くなる。

古は戦闘

七九一 されど暫く從來の用語を踏襲し、且俗用に從ひ非戦闘員即ち *non-combatants* を以下一般常人の

員と非戦
闘者の區
別なし

意味に用ゆるとし(但し員の字を改め非戦闘者としたく、本講に於ては多く非戦闘者の語を用ゆるが、時には耳慣れて居るので非戦闘員といふこともある)、之に對しては故意に危害を加へざることが近代の交戦法則の原則となつてある。古代及び中世紀にありては、戦闘員と非戦闘者との間に全然區別なく、均しく之を殺害して憚らなかつた。稀には古代にありても夙に之を戒め、無辜の常人に加害せざるべきを説いたものも、現に二千有餘年前の東洋にある。「尉繚子」に「凡兵不攻無過之城、不殺無罪之人。夫殺人之父兄、利人之貨財、臣妾人之子女、此皆盜也。故兵者所以誅暴亂禁不義也。兵之所加者、農不離其田業、賈不離其肆宅、士夫不離其官府。由其武議在於一人。故兵不血刃而天下親。」(武議第八)とあるが、之を簡易の言葉で云へば、凡そ兵は咎の無い城を攻めず、罪の無い人を殺すべきでない。徒らに人の父兄を殺し、人の貨財を奪ひ、人の子女を奴隷にするが如きは、これ則ち盜賊行爲である。用兵の目的は暴亂を除き不義を禁ずるにある。兵が敵を攻むるに方りては農夫はその田畑にて、商賈はその店舗にて、官吏はその役所にて、各その業務に従事して然るべきで、これは畢竟作戦計畫が大將一人の心に出で、軍紀の下に全軍統一せらるるからである。故に兵は又血ぬらないで何人も之に親むのである、といふ意味で、即ち疾く古代に於て今日の交戦法則の根本義を説ける眞個不磨の箴言と謂ふべきである。

然しながら往古稀には斯かる人道主義の戦律が一代の兵家に依りて唱へらるるありしにもせよ、實際の交戦慣例は概して敵の個人をも悉く敵とするにあつた。故に往昔にありては、戦時とならば常に對手の國家そのものを敵としたるのみならず、敵國所屬の個人をも悉く敵とし、戦闘員同様に之を殺戮して憚らないのが一般の慣例であつた。昔はフアッテルの「國の元首が他の元首に宣戦するときは、その全國民が他の全國民

に對し宣戦するを意味する。他なし、元首は國民を代表し、全社會の名に於て行動する者たるからである。一國民が他國民に對するは、ただ一團として、一單位としてに於てのみ。故に交戦國の一方の臣民は他方の總ての臣民の敵となる。』(Vattel, III, § 70)と云へるは、單に戦は國家全般の關する所たるを高調するの意なりしか、將た國家を構成する國民各個にも敵性あるを示すの意なりしか明晰を缺くも、兎に角古にありては、交戦國の個人相互間の敵對關係の認められしは事實であつた。随つてこの觀念及び慣行の下にありては、交戦者は常に武器を手にする戦闘員及び非戦闘員のみならず、全然戦闘に與らざる老幼婦女までも之に擬し、暴掠殺戮を之に加へて憚らなかつたのは怪むに足らない。

七九二 然るに一は人道主義の反映と、又一は國家の公兵と私兵とが漸次裁別せられ、兵は國家の統制の下に立つものとの思想が發達すると共に、敵の戦闘員と非戦闘者はその取扱を異にすべく、後者は殺害すべからざるものとの觀念が次第に萌芽した。而してその發育を特に助長せしめたものはルウソウの『戦は人と人との關係に非ずして國家間の關係のみ。個人は偶然敵となるに過ぎず。その敵となるのも、個人としてに非ず又國民としてに非ずして、兵士としてのみ。國家の一員としてに非ずして、國家の防護者としてのみ。國家の敵者は他の國家にして、人に非ず。』(“La guerre n'est donc point une relation d'homme à homme

mais une relation d'État à État, dans laquelle les particuliers ne sont ennemis qu'accidentellement, non point comme hommes ni même comme citoyens mais comme soldats; non point comme membre de la patrie, mais comme ses défenseurs. Enfin, chaque État ne peut avoir pour ennemis que d'autres États, et non pas des hommes, attendu qu'entre choses de diverses natures on ne peut fixer aucun vrai rap-

ルウソウの個人非敵説とその反響

port.”— Rousseau, *Contract Social*, I, Chap. iv)との個人非敵説である。この説はホールが

『國際法が一の體系として成立するに至りたる以來の當初の一百七十年間にありては、交戦の關係に於て個人を國家と區別することの思想は未だ曾て國際法學者の腦裡に起らなかつた。彼等は孰れも、敵國の臣民がそれ自身個々に敵たるは勿論のことと思惟した。然るに一八〇一年、國家個人殊別説は始めて國際法の新聞題となつた。この年、佛國にて捕獲審檢所の開廷の際にボルタリー「同國の法律家にして宗教大臣たりし Jean Etienne Marie Portalis, 1745—1807」は、その口演中に於て「戦は國と國との關係にして、個人と個人のそれに非ず。兩交戦國間にありては、その國を組成する個人は偶然に敵となれるのみ。彼等の互に敵たるは人間としてに非ず、將た市民としてに非ずして、ただ兵たるが故のみ」と唱へた。これルウソウの説を言葉通りに借りた言である。この説は當座は贊和者も無かつた。ド マルテンス、クリューパー、ケント、ホキートン、及びマンニグは明示的又は默認的に傳統的の見解より離れず、而してそれが今世紀の初葉に於ける既定の法則と認められてあつた。轉近にありてはリケルム、トキッス、フェリモア、ハレック、及びネグリンは、その強き支持者である。尤も他方にありても、ルウソウの思想は近代の大陸諸學者の多數に依り紹述せらるるが、その所說中には如何に稱すべきものもあるにもせよ、慣行の明かに一變せらるるに至らざる限り、以て從來の學説と相競ふに足るものとは認むるを得ない。』(Hall, § 18, pp. 85—7)と云ひ、ウエストレークが

『假にこの學説「ルウソウの個人非敵説」に理ありとすれば、國家は個人の財産に一切手を觸るるを得ざるることになる。一步進んで云へば、國家は戦時税を個人に課するをも得ざることになる。その前提の誤まれること推して知るべきである。國家を以て個人と離れたる一の法人なりとし、戦は法人としての國と國との關係なりとする。それにしても例へば有限責任の會社の株主は、會社が特立の法人たるの故を以てその事業經營に全然無關係といふを得ずで、或場合には責任を負ふこともある。國家といふ集團を構成する個人が國家の行動に全然無關係といふは許されない。古

は國君が己れの匪望よりして民意と没交渉的に戦を行へる時代もあつた。これが個人は戦に關係なしとの謬説の産出を助けたのであるが、一八一五年以降となりては、單に國家の私事として行へる戦とは歐洲に一も無く、孰れの戦も、その動機には種々ありしなれど、兎に角民意を代表するものと推定すべき國民の特定數の贊同の下に行はれしに非ざるはない。随つて國家の戦に個人が没交渉といふの當らざることを以て知るべきである。』(Westlake, "Note on Belligerent Rights at Sea," *Latin*, pp. 149-150)

と論じ、將たターリントンの

『英米の法廷にて採る所の且英米の國際法學者の殆ど總てが懐く所の學説に依れば、國家間の戦はその各國民間の戦で、交戦國の一方の臣民は他の一方の臣民の敵となる。…然るに之に對抗する學説、即ちルソウが初め單に哲理的一原則として唱へたるも後に大陸の法學者の大多數が國際法の根本的一原則として奉ずるに至りしそれに依れば、戦は國と國との關係で、國民が敵となるのは敢て國民としてでなく、又個人としてでなく、その單に兵たることの偶事に由ると説く。随つて大陸の學説では、少なくとも傾向としては、個人は國家の勤務に従事し又は戦闘部隊に編入せらるるに非ざる限り、廣汎的に云へば交戦の遂行に寄與する者に非ざる限り、その生命及び財産は一切侵されざるものと見る。然るに英米の學説の下にありては、交戦國の國民の私有財産は、陸上及び海上に於て、原則として對戦國の拿捕及び沒收を受くべきものとしてある。』(Edgar Turlington, "Treatment of Enemy Private Property in the U. S. before the World War," *Amer. Jour. of Int. Law*, Vol. 22, 1928, p. 270)

と叙せるが如く、英米には餘り受入れられなかつた。尤も英米の觀念の下にありても、戦闘員と非戦闘員との區別を全然認めざりしと見るは當らない。殊に義に記せる米國のリーバーの『陸戰訓令』——現行陸戰法規慣例規則の當初の典型となりしもの——には

第二十一條 敵國の市民又は土民は敵の國家又は國民の構成分子として敵たるものとし、随つて戦の苦難の下に立つ

べきものとす。

第二十二條 然れども過去數百年の文明の進歩と共に、敵國所屬の常人と敵國そのもの及び武器を操る人々との間に區別が取別け陸戰に於て漸次認められ、而して無武裝の市民は、交戦の要求が容認する限り、その生命、財産、及び名譽の尊重せらるべき原則が次第に周認せらるるに至れり。

第二十四條 往昔にありては、敵國の個人は自由及び保護を奪はれ、家族との離隔も免れざるものたるを原則とせり。今日にても蠻族間の交戦にありては然りとす。保護を與ふるは例外にてありしが、蒙昧未開の人々の間にありては今尙はその風あり。

第二十五條 歐洲人間の及び地球の他の方面に於ける歐洲人の後裔者間の近代の正規戦にありては、敵國の常人は之を保護すること原則となり、その自由を奪ひ個人關係を侵すは例外となれり。

とある如く、非戦闘者不侵害の主義を高調したるに於て、非戦闘者を戦闘員と同様に加害の目的物として可なりと爲すの意に非ざることは知るべきである。

ただ然しながら大陸諸國にありては、戦は單に國家間の争闘のみとの見はルソウ以來急に且根強く勢力を得るに至つた。ブルンチュリは一八六八年の公刊の著書に於て『戦は國家間のことにして、個人間に起れるものに非ず。正しき意義に於ける敵は交戦の國家にして、交戦國の市民はその相互間に於ても、將た敵の國家から見ても、共に敵に非ず。』と説けるが (Bluntchli, *SS* 530-531, p. 305)、この説が多少與かりて力ありしものか、或は寧ろ敵國の民心攪亂の謀略からであらうが、後二年にして起れる普佛の役に際し、普王ウキルヘルムは『朕は佛國に對し開戦するもので、佛國の市民に對しては非ず。故に佛國の市民は、獨逸軍隊に對し反抗を企つることに依りて朕の該市民に保護を與ふるの權利を棄てしむるに非ざる限り、その身

體及び財産の安全を引續き享有すべし。」と宣明した。明治二十七年の日清開戦の直後、我が第一軍司令官山縣大將の同年九月京城に於て部下軍隊に發したる諭告の末段には「我が敵とする所ものは獨り敵軍とす。其の他の人民に在りては、我が軍隊に妨害し若くは妨害を加へんとする者の外は、我れ敵視するの限にあらす。」と高調し、第二軍司令官大山大將の同年十月十五日の同様の諭告中にも「我軍の敵とする所は敵國の軍隊のみにして其の一個人に非ず。」と訓示した。降つては日露戦役の末葉の薩哈噠征討の際にも、樺太軍司令官竹内少將はコルサコフ占領と同時に同地住民に發したる諭告に於て「今や我が日本軍は餘力を以て本島に臨むも、敵とする所は露國軍隊に在り。敵意を有せざる住民に對しては敢て危害を加へざるのみならず、身體財産に對し其の保護を爲し、信教も亦自由なるべし。」と記して帝國軍隊の敵とすべき戦闘員とその然らざる非戦闘者との區別を明かにした。要は孰れも交戦の目的を達するには敵國の戦闘員を併せば足るべく、敵地の非戦闘者に加害を及ぼすべからずとの原則に遵由したものである。この原則は陸戦法規慣例規則の上にも一貫して發露する所で、この區別の認識は實に戦時公法の發達上重要な一紀元を作爲せるものと謂ふべく、第一次大戦當時までは國際の既定の根本法則として周認せられたものである。

七九三 然しながらルソウの個人非敵説を極端に押詰めれば、凡そ戦は國家と國家と相戦ふといふよりも、國家の戦闘力の代表機關が相戦ふもので、即ち國家の戦闘機關、若くは戦闘機關に直接關係ある限られたる部面の對抗關係といふことになる。随つて戦は軍隊と軍艦とに任せて置けば可いといふ論になる。又随つて加害の目的物も、砲撃は城砦要塞のみに對し、封鎖は軍港のみに限り之を行ふを以て適法とすべしといふことにもなる。さりながら更に他の一方より之を觀れば、既に戦を以て國家と國家との對抗關係なりと説

戦闘機關
破壊説と
國家全體
破壊説

く以上は、單に敵國の戦闘機關そのもののみを破壊するのではならず、併せてその戦闘機關の動力たる敵の國家及び國民そのものを破壊することを標的に置かねば論理徹底しない。故に戦闘機關破壊説は戰の國家對抗説から到達する一種の結論であるけれども、同時に却つて國家全體破壊説を生み出す所の背馳的論理を構成する。

七九四 殊に今日に於ては、戦は國民の總動員を以て當らざる可らずと説かれる。即ち國家は開戦と同時に國民全體の戦闘機能を擧げて發揮せしめざる可らずといふのである。既に然らば、交戦國は單に敵國の戦闘機關を破壊するのみに足らず、進んで敵國民全體の動員能力を悉く粉碎するに非ずんば交戦の目的は達し得られない。随つて國家の對抗關係は延いて國家の總ての機關及び構成部分の對抗關係となり、個人も直接間接に戦闘に關係あり將た關係あるべしと推定せらるる限り、悉く敵として之を取扱ふことが輓近の慣例となつて來た。勿論個人の相互に敵たるは兩國間の交戦關係から來る謂ゆる公敵のことで、個人關係の上に於ける私敵のことではないが、法律的には均しくこれ敵と見ざるを得ない。これはハレックが夙に

敵人とし
ての非戦
闘者の性
質

「戦にして既に正式に開始とならば、それは交戦國の政府と政府との間に限られず、一方の臣民は擧げて他の一方の臣民各個の法的敵とならしむるのである。この敵性は政治的關係に由るもので、個人的感情又は愛憎から來るのではない。法的敵ではあるが、人的敵ではない。その政治的關係にして持續する限り、即ち各人が各交戦國の臣民である限り、互に法的敵といふ關係に於て、公敵として相對するのである。往昔羅馬にては、公敵と私敵とを區別するため特に前者を *Hostis*、と云ひ、後者に *Inimicus* の語があつた。この區別は看過すべからざる肝要のものである。私敵は胸中に憎惡の念情を有するが、公敵にありては然らずで、個人的の傷害を互に希ふといふ關係には

ない。公敵は戦場にて對峙するも、普通には何等私怨を相互に有する譯ではない。實に之を有せざるのみならず、一朝講和成るの曉に於ては、化して相親しき友となり、互に情誼を示し合ふのが常である。(Hallack, Baker's, II, § 1, pp. 1-2)

と説ける如くである。ただ均しく敵であつても、交戦國の兵力を構成する謂ゆる交戦者即ち戦闘員及び非戦闘員をば能動的の敵性者とし、非交戦者即ち一般常人は之を受動的敵性者としてその間に區別を立つべく、海牙法規も亦この精神より離れてない。

七九五 第一次大戦に於ては、事實に於て戦闘員と非戦闘者の區別が全然若くは殆ど認められず、その共に加害の目的物となれるに於て、時代は昔日に逆轉するの概があつた。一は獨逸の『陸戦慣例』に於て高調されてある戦の觀念、即ち戦は獨り敵國の兵馬要塞等に對して行ふに止まらず、併せて敵國の精神的及び物質的全資源の破壊を意味し、隨つて敵國の個人の生命財産を破壊するも妨げず、との思想に基けるものであるが、聯合國側において同様の觀念の下に敵國の非戦闘者を取扱つた。英國は第一次大戦中戦時禁制品の絶對的と條件附の區別を廢止したること別に述ぶる如くであるが、その理由として同國外相は一九一五年二月十日の對米覺書に於て『敵國の軍隊又は政府に仕向けられたる糧食と常人に仕向けられたるそれとを區別するの根據は、軍隊と常人との區別そのものが消滅したる今日に於ては既に無意味となれり。』と記し、即ち少なくとも糧食の關する限り、全國皆兵の理論よりして戦闘員と非戦闘者の區別を非認したものである。更には英國捕獲審檢所にては、これも追て述ぶる The Kim 事件の檢定に於て『國民の壯丁は總て武器を手にして軍役に従事し、非戦闘者も戦場の兵士を後援する任務に服するの全國皆兵の戦にありては、條件附禁制品

近代戦に於ける非戦闘者の地位

の場合にても、その單に敵國を仕向地とするを以て捕獲理由と爲すに充分なりと交戦諸國は認むるに至るべく、殊に敵國政府にしてその臣民の財産を陸海軍用として沒收又は徵用するの權利を有し且行使する國にありては尙ほさらである。』と論じ、事實に於て戦闘員と非戦闘者との區別を非認した。右は禁制品の上に現はれたる例に過ぎざるが、他にも同様の意見は隨所に唱へられ、且實行せられた。而してその根本の觀念たりしものは、右にもある如く要するに國家總動員の戦時にありては、一切の工業は軍國の須要の下に立ち、非戦闘者としても作戦遂行の任務に當るのであるから、その性質上戦闘員と殆ど逕庭なく、隨つて兩者の區別は之を認むるに理由が無くなつたといふにある。この論は將來の戦時に於ても必然肯定せらるべきであらう。實に軍需工業の關係許りではない。國家總動員は單に一般常人が銃後の軍需品製作その他軍國の事に當るの故に於て爾く稱するに止まらず、敵機の來襲に際し丈夫は街路の巡邏警備に任し、婦女はモンペを袴しバケツを提げて消防のことに當り、全市民舉つて防空に従事するの事實に鑑み、均しく之を戦闘員に準ぜしむるに理由あるべく、斯くして國家總動員は最早や單なる形容詞ではなく、現實の意義に於てその然るを認むべきである。

七九六 開戦は敵國民を擧げて之に敵性を認むること英米古來の學說であり、今日は大體に於て世界の普遍的通則となつてある。けれども敵國民の全體に敵性を認むることは、その總てを加害の目的物と認めて可なりといふのとは意味が大に違ふ。第一次大戦以來、向後の戦時には戦闘員と非戦闘者の區別は消滅し、常人とても生命財産の保護を期すべきに非ずとの説を往々聞くが、如何なる時代にありても平和的常人を戦闘員同様に直接の加害の目的物として差支なしとの論は立たない。兩者の區別は世人の往々論ずるが如くに消

直接の加害の目的物でない

滅したのでは断じてなく、依然儼として存在する。ただ武器の進歩に伴ふ戦術の變化は加害の範圍を著しく擴大せしむるに至つた結果として、非戦闘者の生命財産は従来の法則が要求する如くに保護することが六ヶしくなつた。この事實は肯定せざるを得ないが、その保護を能ふ限り期することの根本の原則は、今日とも以前と少しも變る所ない。加害の直接の目的物は専ら戦闘員及び準戦闘員であり、全然戦闘に關係なき平和的常人は、その敵性あるにもせよ、身體及び財産の安全を期待するに充分の權利があり、ただ適法の交戦行為に不可避的に附随する場合に例外あるに止まる。英國の一九一一年の陸戦法規第十一條に『英國の見解に依れば、交戦状態の成立の齎す第一の結果は、一方の交戦國の臣民は他方のその臣民と互に敵となることに存す。然れども敵對行為は交戦國の武装軍隊の間に限られ、武器を手にせず且敵對行為に與らざる常人の生命財産は、相當の原因あり且特定の審問手續を経たる上の外、危害を之に加ふるを得ざるを國際法の周認の法則なりとす。』とあるは、右の根本原則を條文化せしめたる好箴規である。されば敵人は之を前述の如くに三種に類別し、戦闘員及び準戦闘員は共に加害の適法の目的物と爲し（且準戦闘員にして現業従事中敵の權内に陥つた場合には戦闘員同様に俘虜たるものと爲し）、純乎たる非戦闘者は依然且當然生命財産の保護を少なくも理論上には享有するものと爲すべく、この理は近代戦に於ても動かぬのである。

七九七 想ふに戦は國家間の關係で、交戦國の國民相互間の武力的對抗關係に非ざること、理論としては間然する所ない。この理論が概念的に認識せらるるに至つたのは、戦時國際法の一進歩なりも云へる。けれども之を實際に徴すれば、現代及び將來の戦にはこの理論を一貫し能はざる事情がある。今日及び今後の戦には、國家の戦闘機關と否らざるものとの間に確たる分界を立つることの不可能となつて來たことは、事

近代戦が
個人非敵
説を許さ
ざる理由

實として肯定せざらんとするも得ない。

その理由の第一は、現代の戦闘機能は常に銃を手にして戦線に立つ所の兵員のみならず、國內の壯丁といふ壯丁は勿論、婦女子と雖も力役に堪ゆるものは軍需品製造その他の戦闘關係勞働に従事し、將た戦場の各種後方勤務に當り、殆ど國民全體を擧げて直接間接作戰のことに與らしむるので、交戦者の性質及び範圍が實際に於て著しく變つて來たといふ事情にある。

第二には、現代の交戦手段は常に直接に敵の戦闘力を破壊するを以て足れりとせず、同時に敵の糧道を絶ち、物資の供給を妨げ、敵國人を飢渴に陥らしめてその降伏を促すに力を餘さず、随つて之がため艱苦疲弊を感ずる點に於ては、戦線の交戦者と後方の非戦闘者との間に區別は無い。故に戦は戦闘機關の對抗なりとの見方は、謂ゆる經濟戦の同時に若くはより以上に激烈に行はるるに至れる今日、殆ど意味を成さなくなつたのである。

第三は近代に於ける空戦の偉大なる發達である。航空機に依る爆弾投下は追て述ぶる軍事的目標なるものに常に正確に命中すべしとは限らず、その目標を常に正確に判知することも難く、殊に夜間にありては尙ほさらであるから、非戦闘者も時には犠牲となること已むを得ない。故に空下爆撃にして適法と認められ、それが盛に活用せらるる限り、今日及び今後の戦にありては、戦は戦闘員のみを對手とするものといふことは事實の到底肯定せざる所である。一九二三年の空戦法規案には、交戦權者と人道主義とを調和せしむるに於て苦心の跡が明かに認めらるるも、同案はその後條約としての效力を發するに至らず、假に條約となつたとした所で、人道主義に聊か偏重する同案の規定が實際に臨んで果して如何程までに遵守せらるべきや、何と

も保し難いのである。

第四には、將來の戦に於ては謂ゆる化學戦が重要な、或は最重要の、役割を演ずべきは疑を容れない。即ち各種毒瓦斯の利用である。而して毒瓦斯の浸透する所は獨り敵の陣地のみならず、被害の範圍は附近の都市村落にも及び、一般常人もその犠牲となるを覺悟せねばならぬ。殊に上空よりの毒瓦斯散布は、空下の都市村落の全地域を擧げて荒壞に歸せしむるの目的を以て行はるべきであるから、化學戦の前には戦闘員も非戦闘員も區別の立てやうが無い。毒瓦斯の使用が絶対禁止とならば兎に角——それは到底期し難いことである——その然らざる限り、非戦闘員の加害の絶対禁止もこれ亦出来ない相談である。而して第五には、現代の戦は最早や國君宰臣の道樂でなく、職業的軍人の擅斷でなく、一に國論に依りて遂行せられ、政府は國民を代表し、國民全體はその責に任すべきものと推定せらるべきであるから、即ち國民全體は敵國民全體に對し交戦者である譯で、隨つて國民の一部たる非戦闘員獨り被害の免除を要求するを得ずとの理論も立つ。

以上の諸理由は戦の従前の觀念を一變せしめ、戦は文字通りの國家間、寧ろ交戦國兩國人間の戦たることを立證せしめる。即ち現代及び將來の戦は、單に戦闘員のみが之に當るのでは足らず、國民戦に應ずるには國民戦を以てせざる可らざる實際の必要に鑑み、交戦上必要な範圍に於て敵國の個人にも均しくその敵性を認め、陸上及び海上に於て個人の或行動を禁止若くは強要し、將た加害を已むなしとする。而して國際法は之を適法の措置として承認するに非ずんば事實の實際に適さない。國際法も國際現象の實際的推移に伴ふてその原則に伸縮を加ふるは、猶ほ國內法律が社會の變遷に連れて隨時更正を見るのと理は異らざるに於て、之を以て交戦法則の退歩と見るは當らない。

非戦闘員
尊重主義
と武器
威力の

七九八 顧みるに戦闘員と非戦闘員とを區別するの觀念は、その淵源の人道主義にあるのは論なきも、一は戦闘武器、殊に大砲の威力の尙ほ微弱なりし時代の反映であつた。大砲の始めて歐洲の野戦に現れたのは英王ヘンリー五世(Henry V)の一四一五年の對佛戦の時と云はれ、要塞攻圍に用ひられたのは佛王シアルル八世(Charles)の一四九四年の伊太利征討の時とあるが、當年の大砲は重さ百斤に足らず。遂に降つてナポレオン時代にありてすら、大砲の口径は寸を出せず、その有效射程は精々一百米突と云はれたものである。之を日露戦役に於ける我が二十八糎砲、第一次大戦に於ける獨軍の四十二糎砲、更に第二次大戦に於て獨軍のマヂノ線突破に創用したと傳へらるる五十糎の超巨砲の現代に比すれば、まさに隔世の感なきを得ない。往昔の射程極めて短く、砲彈の破壊力も數米突以外に及ばざりし時代にありては、被攻圍の要塞地帯内にありても、一般常人は敵の砲火を避くるに容易であり、又砲撃者にありても、敵の戦闘員と非戦闘員とを識別して砲火を専ら前者の上に注ぐことは困難でなかつた。非戦闘員尊重の思想は是に於てか生育し、化して一の動かざる交戦法則となるに至つた。故に交戦は敵の戦闘員のみを對手とすべく、非戦闘員には危害を加ふべからずとの思想及び法則は、往昔砲の威力の尙ほ微弱なりし時代に生れ、而して名實共に有效的に行はれた。人道主義は先づ戦闘員と非戦闘員とを截別し、加害は専ら前者のみに限るべしとの交戦法規が出来て乃ち之を砲撃者に命ずるに至つたものと見るのは、砲撃の沿革からすれば順序を轉倒した見方である。隨つて砲の威力が益々増大し(又空下爆撃も愈々發展し)、科學の進歩に伴ふ加害の範圍が彌が上に増大するに至らば、之と反比例に非戦闘員尊重主義は自然に薄らがるを得ない。隨つて戦闘員と非戦闘員の區別は、之を別種の標準に求むるに非ずんば理論と實際の間に扞格を生じ、現實の交戦法則として辻褄の合はざ

る腐儒の空言なるを免れぬことになる。

七九九 然しながらこの見解は、その故を以て無辜の老弱婦女は戦場の將兵と同様に遠慮なく加害の對象として可なりとの結論を伴生するのではない。兩者の區別は淵源を人道主義に發したる人類自然の要求で、如何に現代の戦は事實に於て敵性を擴大し、事實に於て敵國全體の破壊を交戦の目的と爲さしむるものなるにもせよ、將た如何に新武器が現はれ如何に戦闘方法が一變するに至ればとて、交戦者以外の純乎たる非戦闘者に對し加害に容赦を須みずとの論は立たない。ムーアはこの問題を詳細に検討したる末 (Moore, *Int. Law and Some Curr. Illus.*, Introd. p. viii-xi) 「予はこの説「戦闘員と非戦闘者の區別の非認」を以て事實及び原理の推定の上から、又その含蓄する所に考へ、危険であり且謬見であると斷するに躊躇しない。何故に危険であるかと云へば、兩者の區別は我等の誇りとする文明そのものと同意義である所の生命財産の破壊に對する制限の基礎であり本源であるからである。又何故に謬見であるかと云へば、その非認は従前の諸戦の性質及び規模の誤解のみならず、無武装の民衆を非戦闘者として保護する所以の理由の誤解に基くからである。」(Total, p. 6) と論じたるが、事實尙も世に人道の存する限り、又人道を戦時國際法の一支柱と爲す限り、兩者の區別が今日全然消滅したと見るのは正鵠を失する。害敵手段は専ら敵の交戦者に對して之を行ひ、非戦闘者に對しては能ふ限り之を避け、故意に之を行はず、行ふは特別の事情の下に於ける場合に限らる、といふことは依然現代の交戦法則の嚴肅に命ずる所で、これは既往と將來とに論なく、戦時國際法上の牢乎として動かすべからざる一大鐵則である。現に第一次大戦後の華盛頓會議に於て成立したる潜水艦及び毒瓦斯に關する五國條約及びその議事録に於ても、將た一九二三年の空戦法規案の上にも、非戦闘者を保護する

の精神は依然隨時に謳はれてある。戦は先づ敵の資源を絶つに力を注ぐを要すとせば、敵の糧食の依つて生ずる本源の平和的農夫を先づ擧殺し、又將兵を産み出す所の婦女を悉く殺戮するのが捷徑であり、又それを適法と云ふべきことにもなるが、如何に人道無視論者とても、勿論然りとは答へまい。現代及び將來の戦に於ては、戦闘員と非戦闘者の相互の範疇は従前と異なりて前者に益々廣くなると共に、その區別を明確に立つるの従前に比し甚しく困難となるは論なきも、その困難なるの故を以て全然區別するに及ばずと爲すは論理の許さざる所で、或程度の分界の存在は依然之を認むべく、随つて非戦闘者に對する人道上の要求の將來とても能ふ限り尊重すべきは言を俟たない。

八〇〇 凡そ交戦者(戦闘員及び狹義の非戦闘員)は、その將校たると下士卒たるとに論なく、加害の適法の目的者たること論を俟たない。直接戦場にて軍を指揮せざるも、作戦の要路に立つ敵國の軍人は、これ亦交戦當事者の廣義の兵力を構成する一員として、之を殺傷するも違法と云へまい(但し背信行爲に依る殺傷の第二十三條口號の禁止に屬することは追て述ぶる如くである)。然らば敵國の元首はどうであるか。別言すれば、敵國の元首は目するに交戦者を以てし、随つて加害の適法の目的者として之を殺傷し得るか。

この問題に關しては、多くの國際法教科書には之に論及せるものあるを見ず、僅にオッペンハイム外二二の少しく之に觸るる位のものである。オッペンハイムの所説の要に曰ふ。

『凡そ戦闘員にありては、將と士卒を問はず將た國君又はその家族とても「此に謂ふ家族とは皇族王族にして戦闘員たる者と解すべきであらう、女性や老幼を加害の目的者と爲すべからざるは言を要しない」、之を殺傷することを得るのである。或學者は、元首又はその家族は殺傷の目的者と爲さざるを交戦慣例とすと主張する (Klüber, § 245:

G. F. Martens, II, § 278; Heffter, § 126。兎に角これ等顯要者の殺傷に關しては、嚴たる法律の上に於ては何等規則は無い。…敵國の元首及び顯官は、軍隊に屬せざる場合には、攻撃及び殺傷關係に於ては敵國の常人に類する位地の者である。けれども彼等は敵國の重要人物であり、敵國に取りては入用で侵入軍に取りては有害の者であるから、之を俘虜とするに勿論妨げない。(Oppenheim, II, § 108, p. 169; § 117, p. 176)

即ち元首及び皇王族も戰闘員とならば殺傷の目的者と爲すを得るも、軍隊に屬せざる以上は殺傷の關する限り常人として取扱ひ、その生命を尊重すべく、ただ俘虜と爲すは妨げない、といふやうに解せられる。想ふに元首とても交戰國を代表する交戰當事者たるに相違ない。隨つて敵國元首にして親しく戰場に臨み又は本營に在りて軍を指揮せば、普通の將官と同じく適法に殺傷の目的者とし、將た俘虜と爲すこと妨げあるまいが、さもない限りは、敵たりと雖も一國の元首たるに相當する尊敬を之に拂ふのが至當であらう。戰陣の間にも禮ありで、武士はその禮を守ることにはしたい。況してそれが交戰慣例なりとせば尙ほさらである。

第二款 正規兵及び不正規兵

第一項 その資格の異同

八〇一 交戰上に於て一定の資格を有するもの、即ち正當の戰闘者としての權利を有し、その待遇を敵より受くるを得る所のものとしては、往昔にありては、苟も武器を操りて敵に對抗することを國君より許されたる者は皆交戰者であつた。歐洲君主國の古い宣戰の布告文を見ると、己れの總ての臣民に許すに武器を手

交戰者の
資格

にして敵を撃攘すべきことを以てす、といふやうなことを書いたのが往々ある。斯く國君に於て戰時その國民の何人にも交戰者たるの資格を與へ、敵も之を交戰者として取扱へる風習は十八世紀の後半まで往々ありたるが、作戦の組織化すると共に戰闘には専門の人々をして之に當らしむることが時代の要求となり、漸次交戰者を一定の資格に制限するやうになつた。勿論その間に於ても、如何なる資格者を以て交戰者と爲すかに就ては議論慣例共に區々で、徵兵制を有する國は自然之を正規の兵種に限らんとするの傾向であつた。一八七〇年の普佛の役に際し、佛國議會にては同年八月「佛國民にして自發的に國土の防護のために起つ者は、少なくとも所屬隊伍の認識し得べき徽章を帶有する限り、國軍の一部を構成するものと看做すべし。」との法律を作りたるに、普魯西政府は之を認むることを拒み、「凡そ俘虜にして俘虜たるの取扱を受けんとするには、正當官憲の本人への直接發したる召集令の下に召集せられ且組織ある團隊の兵員名簿に登録せられたる佛國軍人なることを立證するを要す。」との布告を以て佛國に對し警告を與へ、以て謂ゆる不正規兵を適法の交戰者と認めず、隨つて俘虜としての待遇を與へずとの意を明かにした。

然るに斯く適法の交戰者を制限することは、平時徵兵制に依る強大の陸軍を有する國に利益が偏重する嫌ありとて、他の歐洲諸國は之に賛しない。されば同役後三年にして開かれたるブルッセル會議に於ては、交戰者は獨り正規兵に限らず、特定の條件を具備する民兵及び義勇兵、竝に謂ゆる民衆軍をも亦交戰者と認めるといふことにした(第九條)。その規定を第一回海牙平和會議に於ては踏襲し、更に第二回同會議に於て些少の修正(民衆軍に「公然兵器ヲ携帯シ」の條件を附加)が加はり、現行陸戰法規慣例規則の左記第一條の規定となつたのである。

第一條 戦争ノ法規及權利義務ハ單ニ之ヲ軍ニ適用スルノミナラズ、左ノ條件ヲ具備スル民兵及義勇兵團ニモ亦之ヲ適用ス。

- 一。部下ノ爲ニ責任ヲ負フ者其ノ頭ニ在ルコト。
- 二。遠方ヨリ認識シ得ベキ固着ノ特殊徽章ヲ有スルコト。
- 三。公然兵器ヲ携帯スルコト。
- 四。其ノ動作ニ付戦争ノ法規慣例ヲ遵守スルコト。

民兵又ハ義勇兵團ヲ以テ軍ノ全部又ハ一部ヲ組織スル國ニ在リテハ之ヲ軍ノ名稱中ニ包含ス。

八〇二 戦争の法規及び權利義務の何たるかは別に説く如くであるが、その之を適用する軍 (armies) とは交戦上の訓練且裝備を有する正規の團隊及びその構成分子を總稱するもので、簡単に云へば正規兵である。正規兵に戦争の法規及び權利義務を適用するの理は説明を要しないが、特定條件を具備する民兵及び義勇兵團にも之を適用すること、別言すれば特定の民兵及び義勇兵團を正規兵と同様に取扱ふことに就ては多少の解説を要する。

民兵 (Militia) とは平時特定の軍事訓練を受くるも常備の軍隊を編成せず、ただ戦時とならば召集を受け、兵役に服して交戦に従事するといふ不正規兵である。又義勇兵團 (Volunteer corps) とは、戦時有志者の志願して交戦に従事する不正規兵の集團で、その民兵と異なる要點は強制召集に非ざることにある。國家の兵制を常備の正規兵に採るべきか將た民兵制又は義勇兵制に依らしむべきかは、各その國內法の定むる所に屬し、國際法の干渉する所でなく、國際法は單にそれ等兵種の交戦者としての交戦法規上の特定資格の具備如

特定の民
兵及び義
勇兵も交
戦者

何を問ふに止まる。

八〇三 民兵及び義勇兵團を正規兵と同様に取扱ふべきやの問題は、一八七四年のブルッセル會議に於て始めて提起せられた。同會議に於ては、瑞西國代表 (Col. Hammer) は、自國の軍隊は主として民兵なりとの理由で、條件の如何に論なく之を正規軍と同様に視るべしとの論を主張したが、種々の反對論もありて成立せず、結局露國の原提案が大體に於て可決せられ、

第一。軍隊の外左の條件を具備する民兵及び義勇兵は交戦者たるの資格を有す。(一)責任を負ふ者その頭にあり且本營よりの指揮の下に立つこと、(二)遠方より認識し得べき明瞭なる或徽章を有すること、(三)公然武器を携帯すること、(四)交戦の法規慣例及び手續に従つて行動すること。以上の條件を具備せざる武装隊は交戦者たるの資格を有せざるものとし、之を正規の敵兵と認めず、捕へたる場合は裁判に依らずして處斷するを得。

第二。交戦國の軍隊は戦闘員及び非戦闘員にて編成す。前者は交戦に能動的且直接的に従事し、後者は軍の一部を成すも、布教、醫務、經理、司法、その他の軍隊構成の各種部門に屬す。非戦闘員は敵に依り捕へられたる場合には戦闘員と均しく俘虜たるの權利を有し、且軍醫官、野戰病院補助員、及び布教師は中立人たるの權利を有す。

第三。敵に依り未だ占領せられざる地方の住民にして自國の防護のため武器を取る者は交戦者と看做し、之を捕へたる場合には俘虜として取扱ふべし。

第四。既に敵國の權力の下に置かれたる地方の住民たる常人にして武器を取りて敵に對抗する者は司法官憲に引渡すべく、且俘虜として取扱ふべき限に在らず。

第五。前記第一項及び第二項の條件を具備せざる常人にして或時には獨立して交戦に従事し、或時は平和的業務に服する者は交戦者たるの資格を有することなく、捕へられたる場合には軍律に依りて處斷せらるべし。

の成案となつた。けれども同會議の決議せる宣言は各國政府孰れも批准せず、その儘廢案となつた。然るに

その資格
を認むる
四條件

第一回海牙平和會議に於ては、右の露國案を換骨奪胎し、特に右の第一項の末段と第四項及び第五項即ち後に述ぶる民衆軍に關する條項が削除せられて陸戦法規慣例規則の前記第一條(及び第三條)と爲し、民衆軍のことは第二條に規定し、第二回平和會議に於ても大體之を踏襲して現行條文となつたものである。

(一)責任
に在るこ
者その頭

八〇四 民兵及び義勇兵團の戦争法規及び權利義務の適用を受くるに必要な第一條所規の四條件の第一は『部下ノ爲ニ責任ヲ負フ者其ノ頭ニ在ルコト』である。こは民兵又は義勇兵の動作をして亂雜ならしめず且能く交戦法規を遵守せしむるには、之を統率すべき責任者その頭に在るを必要とするからである。ブルッセル會議の露國原案には、該責任者は本國の本營よりの指揮命令の下に立つものたるを要すとの一條件もあつたが、これは不採用となつた。故に指揮命令の系統關係は必しも問はざるものと解せられてある。ウェストレークは『此に謂ふ責任とは單に有效的取締を行ふの能力 (a capacity of exercising effective control) を意味するのみ。』と説く (Westlake, II, p. 65)。

(二)遠見
の利く微
章固着の
こと

八〇五 第二は『遠方ヨリ認識シ得ベキ固着ノ特殊徽章ヲ有スルコト』である。遠方とは要するに敵に向つて加害行爲を爲し得る距離を意味し、即ち大體の標準を小銃の弾丸の大凡有效的に到達すべき距離と解するものが立法當時の定説であつた。けれども輓近銃器の偉大なる進歩に伴ひ射程は著しく増大し、到底肉眼にて見究めのつかぬ遠距離に達するから、射程を以て特殊徽章を認識し得べき遠方と解することは常識の許さざる所である。日露戦役中の或時、露國政府は米國官憲を通じ帝國政府に對し、露國は沿海州、薩哈噠島、及び東支鐵道沿道に露人の自由隊 (les corps francs ; free corps) を組織したること、而して同隊員は制服は着用せざるも、帽及び袖に特定徽章を縫付けてあることを通牒し來りたるが(明治三十七年七月二十九日)、

帝國政府は之に對し『露國政府の通牒に係る被服徽章にして實際肉眼を以て認識し得べき距離に於て一般人と看別し得べからざるときは勿論、陸戦の法規慣例に關する規則「舊」第一條所載の民兵及び義勇兵團たるに必要な他の諸條件を悉く完全に具備せざるときは、帝國政府は該自由隊を交戦者と認むる能はず。』と覆牒したことがある。即ち肉眼認識主義で、謂ゆる遠方の標準は之を肉眼 指揮將校の望遠鏡に依る肉眼に取るのなければ合理的と思へない。如何なる距離まで普通の望遠鏡で見えるかは、自ら器械の上に限定があらう。固着の徽章は一定の制服に於て最も善く表示せらるるが、必しも制服に限らるるのではなく、要は身體又は衣服に固着する徽章ならば可なりで、直ぐ取外れるやうなものでなければ可いのである。且その徽章は常に表面に露出せしめ置くことが必要で、ポケットその他に隠蔽し置くのでは『認識シ得べき』にならない。特殊徽章は豫め之を各國に通知し置くべしと第二回海牙平和會議に於て獨逸代表は提議したが、これは否決となつた。故に特殊徽章はその時々之を定めても可い譯で、つまり常人の尋常の帽その他と殊別せらるる徽章たるを要するのである。

八〇六 第三の條件は『公然兵器ヲ携帯スルコト』である。この一句は一八九九年の舊陸戦法規慣例規則には無かつたが、一九〇七年の第二回海牙平和會議に於て獨逸代表の提議に依り、更正の同規則に於て挿加せられたものである。即ち兵器たることを外部より明知し得べき種類のそれをば隠蔽することなく携帯するを要する。ピストルや短刀を懐中に忍ばせ、本式の刀劍に代ゆるに仕込杖を以てし、又は敵の近寄るに及んでその兵器を隠蔽するが如きは右の條件に副はない。

(四)法規

八〇七 第四は『其ノ動作ニ付戰爭ノ法規慣例ヲ遵守スルコト』である。例へば以下追々述ぶる所の陸戦

(三)公然
兵器を携
帶するこ
と

法規慣例規則第二十三條各號列擧の諸事項、その他掠奪を行ふが如き、俘虜を虐待する如き、諸般の禁止規定に違反するなきの要求である。この要求は民兵又は義勇兵の集團の全體に對するもので、その中の個々の兵が多少法規慣例に違反する行爲ありたればとて、それにて該集團の交戦者たるの特權が失はるといふ譯ではなす (Wetzlake, II, p. 25 参照)。

以上述べたる交戦者の諸條件は、陸戦にありて専ら平面戦の交戦者に係るもので、立體戦即ち空戦の交戦者にはその儘適用せんとし得ない。航空機、航空船等を操縦し又は之に搭乘する交戦者のことは、海牙平和會議の當年にありては全然豫想しなかつた所で、隨つて陸戦法規慣例規則に謂ふ所の交戦者の條件とは離れ、別に空戦法規の規定する所に譲らねばならぬこと論を俟たぬのである。

八〇八 海軍兵にして陸上の軍事行動に従事する者も、これ亦陸上に於ける正規兵たること論を俟たない。陸上を攻撃する艦隊は、その攻撃に依りて敵の軍事施設を破壊したる上、或は陸戦隊を上陸せしめて一時若干の地點を占領せしむることもあらう。元來敵地の占領は専ら陸兵の任務で、海軍(及び空軍)の任務ではない。追て述ぶるが如く、陸戦に於ける砲撃は、その終局の目的とする所は單に敵の軍事施設を破壊するのみに在らずして、先づ破壊して而して後に之を占領するに在る。陸軍の行ふ砲撃は占領の目的を達成するに就ての一手段に過ぎない。然るに海軍力(及び空軍力)に依る砲撃は、主として軍事的目標の破壊そのものが目的である。即ち或目的物を破壊し了ればそれにて使命は達成せられたので、要は之を破壊して陸戦の便を計るといふに止まる。故を以て海軍力に依る砲撃は、その目的物を破壊すれば足り、破壊と共に陸戦隊を上陸せしむることは、必ずしも常に見る所とは限らず、且必須的の順序となつてある譯ではない。

けれども攻撃地の情況その他作戦上の必要に鑑み、艦隊は砲撃を行へる後陸戦隊を上陸せしめ、之をして暫行的に特定任務に就かしむることは往々ある。將た戦時事變の初期に於て陸戦隊が對手國の沿岸に上陸し、臨時に陸上の警備その他の軍事行動に従事することも屢々見る所の例である。(特定の港市に常置的に駐屯する陸戦隊のことは暫く別論とする)。帝國海軍陸戦隊が明治三十三年の北清事件の折、又昭和七年の上海事變及び同十二年の支那事變に際し、當該上陸地方に於て壯烈の戦闘に當り、絶大の勇武を發揮したことは、長へに史乘に傳へらるべき所のものである。

海軍兵が陸上に於て軍事行動に従事する場合には、戦闘に關しては陸戦法規慣例の條約及び規則、傷病兵の救護に關しては陸上赤十字條約の當該規定に遵はずべきで、帝國海戦法規にも

第十七條 陸上ニ於テ軍事行爲ヲ爲ス場合ニ於テハ明治四十五年條約第四號陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約及同條約附屬書、並明治四十一年條約第一號戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約ノ規定ニ依ルベシ。

と規定してある。陸戦法規慣例條約の附屬書たる同規則は、既に述べたが如く單に各締約國に於て追て編成すべき典型的の訓令案を示したものに止まり、該附屬書を自身に法的拘束力のあるのではないが、しかも帝國海戦法規が陸戦隊の陸上軍事行動をその規定に依るべしと明規したことは、亦以て帝國海軍の國際法規慣例の遵由に忠實なることを證する一端と見るべきである。

八〇九 交戦國はその領有する未開半開の屬領地の土民にて編成する言はば野蠻兵を文明國對手の戦闘に使用するに妨げなきや。これは近代の累次の戦に於て、交戦國の一方又は双方の使用せる訓練なき土民兵が

その手に落ちたる白人の敵に對し無益の殺戮を行ひ、過度の蠻行を演じ、時に見るに忍びざる慘酷のことなどある毎に、幾たびか起つた問題である。

例へば一八五九年の佛境及び一八七〇年の普佛の兩戰役に於て佛軍の使用したる *Turcos* と稱するアルゼリーの土民兵の如き、又一八七七年の露土戰役に於て露軍側に屬せる哥薩克及び勃牙利土民兵、及び土軍側の使用したる土民の *Chirazians* 兵及び *Bashi-Bazouks* 兵の如き、孰れも恕すべからざる蠻行を演じて憚らざりしとの非難を受けた。普佛の役にビスマルクが在伯林各國代表者に發したる通牒（一八七一年一月九日付）には、『ツルコス兵及びアラビア兵の中には死傷者の頸を刎ね鼻耳を切取るが如き慘行を敢てし、將た獸姦をだに行へる者あり。その責任は彼等自身よりも、彼等の文明程度や慣習を充分承知しながら之を歐洲の戰場に齎し來れる佛國政府の上に重しとす。』と記せりとある（*Garner, Int. Law & the W. W. I., p. 235*）。獨逸の『陸戰慣例』にも

『違法の武器に大に關聯する問題は未開且野蠻の民を歐洲戰に使用することなりとす。之を法律眼より見れば、歐洲以外の植民地より武裝軍隊を招募することは何れの國にも禁せられてあるに非ざること論なし。然れども文明の戰闘を解せず隨つて交戰慣例の禁するその慘酷且非人道的行爲を演ずるに憚らざる者及び軍隊をば戰場に使用するが如きは、戰闘を人道化し且之に伴ふ苦痛を軽減せんとする近代の趨向と相容れざるや明瞭なり。故に斯かる種類の軍隊の使用は、前述の禁制兵器の使用と憚ふなし。一八七〇年の役に佛國が阿弗利加兵及び回教徒のツルコス兵を歐洲戰場に出動せしめたることの如きは、疑もなく文明戰を野蠻戰に退化せしめたるものと謂ふべし。何となれば、これ等の軍隊は財産の尊重、婦人の尊重、その他歐洲基督教の文化の何等觀念を有せず、又有する能はざるものなればなり。』
(*Morgan's Eng. trans., pp. 66-69*)

とある、當年の普佛戰役に於ける佛軍の土民兵の行動には、かなり諱すべきものがあつたやうである。然しながらトライチケの如きは野蠻兵の使用を肯認し、

『凡そ交戰國に向つて、それが野蠻兵であらうと文明兵であらうと、その凡ゆる軍隊を戰場に使用するの權を非認するは到底不可能である。我が獨逸は普佛の役に佛國がツルコス兵を文明國民に向つて使用したることに對して痛く抗議したが、これは當時我が國民の激情の然らしめた所で、冷靜に考ふるに於ては、佛國の爲せる所に何等非違あるを見出し得ない。凡そ交戰國はその有する一切の有形的資源を戰闘に傾倒し得るし、又せざる可らざること確たる原則 *vis à vis*』 (*Treitschke, Politics, Dugdale's Eng. trans., II, pp. 609-610*)

と論ずる。言辭聊か激調の嫌はあるも、帝政時代の獨逸の觀念から割出せる意見を率直に云はしむれば、まさに斯く論斷すべきことにならう。

南北戰役に於ても、黒人兵の使用はかなり大規模に行はれた。而して南軍にありては、その奴隸として卑下する黒人が敵兵として己れに手向ふのを殊に憎惡し、捕へたる黒人兵に極度の虐殺を加へて假藉しなかつた。乃ち南軍がミスシッピー州の一要塞 (*Fort Pillow*) を攻陥するや（一八六四年四月）、逃げ隠れる北軍の白黒兵を引捕へ、黒人兵は黒人なるが故として、又白人兵は黒人兵の戰友なるが故として、孰れも容赦なく殺戮し、しかもその殺戮には慘鼻の極を盡したとある。その慘狀の一端を叙述せるスベイトは『予が此に之を記する所以のものは他なし、交戰國の一方の認めて以て未開の兵と爲す所の者が文明の戰に参加する場合には、如何に戰闘の風紀が劣化するに至るべきものなるかを示すにある。』 (*Spaight, Land War, p. 69*) と云へるが、蓋し勢ひそういふことになり易いであらう。

米國は一八九八年の米西戰爭の折にも土民兵をかなり多數に使用したらしく、現にキューバに出征したる騎

兵師團中には、黒人にて編成せる二箇聯隊があつたと稱する。尤も米國の黒人兵は訓練行届き、交戦の法規慣例を能く守つたものの如く、随つて黒人兵使用といふことに就て西班牙側より殆ど苦情の起つたことあるを聞かない。キューバ出征の米軍は別に同島の亂徒をも兵に利用したが、この亂徒たる土民兵は全然訓練を缺き、掠奪暴行を無遠慮にやり、甚しく不評を内外より招いたもので、少なからず累を米軍の名聲の上に及ぼしたやうである。

日露戦役の際、露國政府は我軍が滿洲に於て支那の馬賊を使用したと稱し、支那政府に向つて抗議し、支那政府は之を在北京帝國公使に移牒し(明治三十七年五月二十五日付)、馬賊使用のことなきやう取計れたしと要求したことがある。帝國公使は事實無根の旨を以て之に答へ、却つて露軍側にその事實ある旨を指摘した(同年七月十四日付)。露軍の馬賊使用の當否に關し先師有賀博士の之を國際法違反に非ずと爲せる所見を参考のため左に掲げる。

『……清國邊陲には馬賊と稱する一種の人民あり。日露戦争に於て日本政府は我軍が之を使用したことを絶対に否認せり。然れども露國は之を使用した事實あり。今其の當否を論究せんと欲せば、先づ馬賊とは果して何者なるやを述べざるべからず。馬賊なる名稱は、其の實は甚だ曖昧にして、一般に清國中央政府の權力に服従せざる各種の民族を包括せり。而して滿洲に於ては此の種の民族に少なくとも三種あり。其の第一種は即ち清朝の起りて以來未だ曾て十分に其の權力を樹立するに至らざりし山間僻地に割據する民族なり。然れども彼等は決して野蠻なるに非ず。皆地方的酋長を戴きて秩序ある生活を爲し、其の酋長は彼等の上に大なる權力を行へり。彼等は附近の住民に租税を賦課するも、決して掠奪を行はず、却つて中央政府の權力微弱なる地方に在りて住民の保護者たる地位に在り。彼等の掠奪を被る者は住民に非ずして、彼等の地方に來り國家の爲に租税を徴收せんとする支那官吏なり。馬賊の第二種に

屬するものは中央政府の權力の届く所の地方たりと雖、其の權力が甚だ微弱なるに因り、地方官吏の力を以てして強盜及無賴漢の迫害に對し富裕なる人民を保護すること能はざる所に在るもの是れなり。是を以て此等の富裕なる人民は、止むことを得ず自ら警護に備ふるため常に多くの壯丁を養ひ、一定の地域内に在りて大なる自由を有せしめ、時に少しく掠奪を行はしむ。主として彼等の襲撃の目的物となれる者は旅客なり。然れども若し其の旅客に於て携帯せる荷物の價格に比例したる一定の金額を支拂ふときは、如何なる迫害をも被ることなし。清國地方官は此等の事實を知らざるに非ずと雖、態ざと知らざるを裝へるのみならず、一説には却つて馬賊より捕獲物の分配を受くることありと云ふ。馬賊の第三種は眞の無賴漢、強盜、及清國脱走兵の武器を有し群を爲して徘徊するもの是れなり。然れども其の數は前二種の馬賊よりも少なく、其の力も亦弱し。而して或時は支那苦力の中に混入して形跡を晦まし、野外の高梁成長して其の行動を隠すに便なるときを待ち集團して良民を襲へり。是れ即ち馬賊中の最も危険にして且つ野蠻なる者なり。

『若し露國軍が右第三種の馬賊を使用したりとせば、其の不法たるは固より論なし。然れども今日までに知られたる事實は孰れも其の第一種又は第二種に屬するものに限れることを證明するものなり。而して彼等を使用したる主たる理由は、彼等が其の占有せる地域内に在りては最も有用なる嚮導たると、彼等を統轄する指揮者あるが故に、其の指揮者に向つて命令を發するときは能く部下全體の上に行はれたるとに因るもの如し。然らば則ち其の使用は必ずしも國際法に違反すと論定すべからざるなり。』(『日露陸戰』第四五五頁以下)

一九一一年の伊土戦役に於ては、伊太利のトリポリ出征軍は大部分伊國人たる正規兵であつたが、別にシレナイカの土民及びアビシニア東北沿岸の伊國植民地たるエリトリアの土民にて編成したる黒人隊をも用ひた。土耳其側の出征軍は殆ど擧げて土領北阿弗利加から徵募せる蠻民にて編成の不正規兵であつたやうである。これ等の不正規兵も、陸戦法規慣例規則第一條の要件を具備するに於ては交戦者たるの資格に於て缺く

る所なきも、その果して交戦法規慣例の遵守を之に期待し得たるやは疑はしく、現に種々の蠻行酷爲に關する苦情は伊土双方よりかなり強く放送された。

第一次大戦に於ては、獨逸政府は英佛兩國が印度及びアフリカの有色兵を歐洲の戰場に繰出し、その殘虐なる害敵手段を文明國の軍隊に向つて行はしめ、仆れたる敵兵の四肢を斷ち鼻耳を切り、眼球を抉取り、將た戦利品として頸を刎ねて持去るが如き蠻行を憚らず演ぜしめたるは現代の交戦法則に悖り、文明及び人道を無視するの甚しきもので、まさしく國際法違反なりと爲し、一九一五年七月、特に之に抗議する陳述書を公にし、英佛諸國は人道及び文明のために向後斷じて有色兵を歐洲の戰場に使用する勿れと最も強硬に要求する所あつた。前掲のトライチケをして假にその際にあらしめたるならば（彼は一八九六年、齡六十二で他界した）彼は何の辭を以て自國の右要求を支持したであらうか。

佛國には今日でも植民地、屬領地等の徵募兵にて編成する "Légion Étrangère" と稱する特別部隊がある。この部隊は原則として専ら植民地の戰闘に使用するものなるも、時には第一次大戦に於ける如く、歐洲の戰場にも繰出すことがある。この部隊は、敵として砲火を向くべき對手が己れの同胞であつて、之に敵抗するのが嫌だといふ場合には、政府はその敵抗を強制するを得ざるものとしてある由である。

八一〇 想ふに交戦國がその正規兵中に有色兵を繰入れて戰場に使用することは、陸戦法規慣例規則の上には何等禁する所ではなが、民兵及び義勇兵を交戦者として認むる條件の一たる「其ノ動作ニ付戰爭ノ法規慣例ヲ遵守スルコト」は、獨り民兵及び義勇兵のみに限つたことではなく、正規兵に就ても亦當然要求せらるべきものたること論を俟たない。未開半開の屬領地の土民兵にしてその動作の上に交戦法則を遵守するの

その當否

能力なきものたるに於ては、之を正規兵として使用する能はざること敢て本規則の條文を特に俟つまでもなく、文明國間の交戦の條理に於て當然のことに屬する。反對に、土民兵とても責任ある指揮官の下に立ち、且能く交戦法則を遵守するものたるに於ては、特に有色人たるの故を以て之を排斥せねばならぬ理由はあるまい。『有色且半開の軍隊を自哲且文明の國民間の戰に使用することの適法如何は、一に彼等が交戦者たるの資格要件を充すや否やに存する。若し彼等にして軍事的訓練に馴致せしむるに難く、制御を離れ交戦の法規慣例を無視して行動するが如きことの確實であり若くは極めて可能的であるならば、之を使用することは明かに違法である。故に有色兵の使用に關する政策上からの論は別とし、之を使用することの慣例は國際法上認めらるる所である。』(Birckenhead, *Int. Law*, pp. 210—211)とあるが如く、問題は其の訓練如何にありて、色の黒白にはない。第一次大戦に於ても、佛獨兩國は共にアフリカ兵を、英國は印度兵を、米國も黒人軍隊を、孰れも戦線に立たせた。獨軍の使用せる東アフリカ土民兵は兇暴の動作かなりありしとして非難を受けたが (Garner, *Int. Law & the W. W. I.*, § 194, p. 297)、兇暴の動作の戒むべきは獨り土民兵に限らず、總ての兵を通じてのことであり、畢竟は之を指揮する將校の責任に屬する。オッペンハイムの

『國際法は基督教諸國の間に發達し、而して國際法は必しも基督教諸國のみではないが、文明諸國のみを包容するものであるから、國際法員間の交戦に於ては野蠻兵即ち未開半開の種族にて編成する軍隊を利用すべからずと爲すに於て國際法諸學者の所説は一致する。けれども、この類の法則は敢て慣習の間に生れたのではなく、將た又條約の規定に基づくでもない。海牙條約もこの點に觸れて居らぬのである。故に野蠻兵にして國際法員間の交戦に使用せらるる場合には、彼等は一般に正規兵が享有する所の特權を享有するを得るやは多少の感なきを得ざるも、彼等の野蠻人た

るの一事、蓋し之を享有するを得ざるものと爲すを當れりとすべきか。然しながら野蠻兵の使用なるものは、有色人を正規軍隊に編入し及び訓練ある有色兵より成る所の隊伍を使用することと混同してはならぬ。例へば米國の軍隊が米國內にて生れ且教育を受けたる黑人にて編成する隊伍を、將た或は英國が印度兵を英國將校の指揮の下に、國際團員間の交戦に使用する場合に於て、國際法上正規軍隊の享有する所の特權を彼等に認めずと爲すべき何等理由は無い。事實米國は米西戦役に於て黑人の騎兵の二箇聯隊をキューバにて使用し、又歐洲戦役に於て英國は印度兵聯隊を佛國の戦場に使用したのである。(Oppenheim, II, § 82, pp. 107-9)

と説けるもの、蓋し本問題に對する決定的の論斷と見て可からう。

八一 交戦軍は攻城野戦の用兵以外に特殊の隊伍を以て敵の背後に出沒せしめ、多くは夜間を利用して或は鐵道道路橋梁等の交通線の破壊、或は敵の占領地の小部隊に對する襲撃、その他諸般の奇襲的行動に當らしむることは往々ある。之を遊撃隊 (Guerrilla) と稱する。ハレックは遊撃隊を「自ら編成し、自ら統御し、國家の直接の區處の下に立つに非ずして公敵に向つて對抗する所の徒團なり。彼等は徵募も任命も受けず、將た國家の軍隊の構成分子に編入せられたるに非ず。隨つてその行動に就て國家は單に間接的にその責任を負ふに止まる。」と定義する (Hall, I, p. 250)。大體さういふ性質のものである。遊撃隊は決死して敵と闘ふよりも、迅速に行動して迅速に遁走し、努めて敵に捕獲せられざるを本務とするもので、殊に敵の占領地が廣域に亘り、しかも占領地守備兵の各所に分散して比較的稀薄となり、別して交通線守備の疎なる方面にありては、相應に効果を擧げ得る所から、敵の後方攪亂のために之を利用することは古來珍しからぬ所で、近代の戦に於ても南北戦、普佛戦、米西戦、南阿戦の各役、孰れも相當の程度に遊撃隊の出沒を見ざるはなかつた。最近の支那事變に於ても、支那は盛に之を使用しつつある。

適法の交
戦者たる
や否や

八一 遊撃隊は之を適法の交戦者と認むるを得るや。ハレックの所説に「遊撃隊にして國家に依り任用せらるるに於ては、彼等は自ら統御するのでなく國家の指揮命令の下に交戦に従事する者で、隨つて最早や本來の字義に於ける遊撃隊ではない。然るに本國政府の任命又は允許なしに行ふ個々又は徒團の敵對行為にありては、それは適法の交戦行為でないから、犯行の性質を按じて處罰し得べきである。斯かる徒輩にして敵の財産に侵害すれば盜賊であり、人命に侵害すれば交戦行為に非ざる殺人である。該犯行者は交戦法則の下に辯護を爲し得る適法武装の敵でない。故に之を捕へたる場合には俘虜として取扱はず、その犯行に應じ盜賊、殺人者、匪賊に擬して處罰するを妨げず。」(Hall, p. 250) とある所、大體は爾く論じ得べきであるが、要するに遊撃隊を適法の交戦者と認むるを得るや否やの問題に對しては、彼等は或場合には適法の交戦者たることもあり、たらざることもあり、要はその系統、その行動の方法、場所、及び時期の如何に依り肯否孰れにも答へ得べきである。遊撃隊にして正規軍の一部として又は特定の法的條件を具備したる民兵又は義勇兵として行動し、將た或は次項に述ぶるが如き適法の民衆軍たるの資格に於て行動する限りは、それは明かに適法の交戦者と謂ひ得られる。然るに遊撃隊にして國家の主權者の軍系に屬せず、さりとて民間有志者として武器を手にするにしても、その行動は交戦の法規慣例に遵由せず、行動の場所も敵國の未占領地に非ずして既占領地であるが如きに於ては、之に交戦者たるの資格を認むるを得ざるものである。

殊に問題は時期である。解り易く實例に就て云へば、支那事變に於ける支那國民政府の遊撃隊にして同政府の直接間接の指揮の下に行動するものたるに於ては、他の條件に缺くる所なき限り適法の交戦者である。然しながら直接間接に指揮を爲す所の國民政府にして全然土崩瓦解したる後、即ち支那の正當政府——よし

んば僅に形式的なるにもせよ——が消滅してつた後に於て、尙ほ且遊撃隊として行動するに於ては、既に正常の戦が終了した後のことであるから、彼等は最早や匪賊と擇ばざるもので、之に交戦者たるの資格を認めんとするも得ない。オッペンハイムは曰く。

『斯かるゲリラ戦「正常の戦の終了後に於ける」は國際法上嚴正の意味に於て實の戦なるやと云へば、自分は二つの理由から否と答へる。第一に、最早や戦場に兩交戦國の軍隊は無い。なぜならば敗國は、その領土は敵軍に占領せられ、正當政府は顛覆し、軍隊の大部分は捕獲となり、殘餘は烏合の衆となつたのであるから、その存在は既に熄んだが故である。第二には、兩國軍隊間には最早や鬭争の進行は無い。遊撃隊は敵と小競合を爲すことあるにもせよ、彼等は正戦を避け、ただ敵の橋梁鐵道を破壊し、交通及び兵站線を遮斷し、護衛兵を襲撃する等に依り、敵がいつしか撤退する日の到らんことの希望の下に敵を惱ますことに於て満足するのみである。斯く遊撃戰術にして既に實の戦に非ざる以上は、勝者は嚴正なる法律眼に照し最早や遊撃隊を交戦者として、又その捕へたる隊員を兵として、取扱ふに及ばざること明瞭である。さりながら彼等にして責任ある指揮者の下に立ち且交戦の法規慣例に遵由する限りは、之を爾く取扱ふを望ましとする。』(Oppenheim, II, § 60, pp. 77-8)

右の末段の一句は敢て論を俟たぬことであるが、正當政府は顛覆したるが故に敗國の存在は既に熄んだもので、隨つて遊撃隊は本源の指揮者を既に喪へる烏合の衆と視る見方は正しいと思ふ。(尤も正當政府は顛覆しても之を繼承する所の交戦國政府が新に出來たこと例へば普佛の役にナポレオン三世帝の政府は顛覆しても之に代りて國防政府が現はれて引續き交戦に當るが如き場合は別である)昔は南北戰役の末期に於て南軍の領將相次で降り、その軍勢の崩潰せる後、敗殘の將士中には遊撃戰術にて依然抵抗を繼續せんと試むる者もあつたが、北軍では斯かる遊撃隊に交戦者たるの資格を認むるを拒んだとある (Spaight, Land War, p.

61)。それは當然のことなりしと謂ふべく、要するに遊撃隊を適法の交戦者として取扱ふのは、それが主ある遊撃隊たる間のことで、主家亡びて浪人となれる遊撃隊は最早や目するに適法の交戦者を以てするを得ずで、一の匪賊團を以て取扱ふに妨げなきものと知るべきである。

第二項 民 衆 軍

民衆軍の語

八一三 特定條件の下に交戦者の資格を認むるものには、民兵及び義勇兵團の外に謂ゆる民衆軍 (L'armée ou peuple) なるものがある。即ち陸戦法規慣例規則の第二條に

第二條 占領セラレザル地方ノ人民ニシテ敵ノ接近スルニ當リ第一條ニ依リテ編成ヲ爲スノ違ナク、侵入軍隊ニ抗敵スル爲自ラ兵器ヲ操ル者ガ公然兵器ヲ携帯シ且戰爭ノ法規慣例ヲ遵守スルトキハ之ヲ交戦者ト認ム。

とあるのがそれである。L'armée ou peuple の歐語は、先師有賀博士は陸軍大學校にて日清戰役前に國際法を講ぜられし頃には『土民防團』の譯語を用ひ、日露戰役の直前には『群民起鬪』と改められた。立博士の大正二年初版(大正九年二版)の『戰時國際法』には『群民敵對』、昭和六年の『戰時國際法論』には『群民蜂起』(或は地方防禦兵又は擧國兵の名稱を與ふることがある)とある。講者は『民衆軍』が然るべしと見、この語を慣用する。

八一四 民衆軍に關する右の現規定を見るに至れる由來に就ては、之を溯究するに少なからざる興味がある。民衆軍は古來何れの戦にありても、多くはゲリラの名に於て、大小の程度に之を見ざるはなく(ゲリラ

現規定以前
の民衆軍

も統制あり且公然の動作を取らば民衆軍となり、否らざれば次に述ぶる便衣隊となる、而してナポレオン戦役に於ては、交戦諸國孰れも之を用ひ、互に之を適法視した。南北戦役に於ても、民衆軍は殊に南軍側に於て盛に用ひられ、北軍側にては之を公的の敵と看做し、捕へた場合には俘虜として取扱つた。普佛の役にありては、一八七〇年九月佛軍がメッツ及びセダンにて利を失ひ、マクマホン及びバザン兩將軍麾下の大兵が潰敗するや、佛軍は尙ほ正規兵を有せぬではなかつたが、別に力を民衆軍に藉ることにし、即ち新に『第二徵募の國民軍』(Garde-nationale de la Seconde Levée)と『自由狙撃者』(Francs-tireurs)なるものを編成して抗敵の任に當らしめた。この國防軍なるものは敢て制服を着するのではなく、普通の民服を着し、政府供給の武器は匿して之を携へ、多くは身を森林に潜めて敵を狙撃するものであつた。故に之を捕へたる獨軍にては俘虜として遇せず、之を悉く銃殺した。自由狙撃隊は制服着用のももあつたが、多數は私服で、一種の徽章類似のものは帶ぶるも、遠方よりは認識し得ず、且自由に取外しの能きるものであつた。

當時獨軍側にありては、佛國の斯かる兵は國家の正規軍に編入せられて責任者之を指揮するといふものに非ざること、及び固着の特殊徽章を有せざること、の二つの理由で之を適法の交戦者と認むるを肯んぜず、メッツ駐屯第二軍司令長官は特に『正規の佛國軍隊に屬するに非ずして自由狙撃隊その他の稱呼の下に武器を携帯する敵の常人を發見したるときは叛逆罪に問ひ、他に拘致して審問するを須みず、之を捕へたる現場に於て銃殺又は絞殺に處分すべし。』との布告を同地の城外に掲示し、尙ほ軍令を以て、獨軍に於て佛國の兵と認むべきものは固着の且射程内に於て認識するを得べき徽章を有する、制服を着し、且佛國軍隊所屬のこゝとを證明する書類携帯の者に限るべく、この條件を具備せずして獨軍に敵抗する者は十年の禁錮に、情狀重

きは死刑に處すべく、而して自由狙撃隊にして獨兵を狙撃したる者は情狀重き者と看做す、と律定した。

獨軍にては之を厲行し、狙撃隊にして捕へられて銃刑に處せられたものは數知れず、剩さへ之と連累ありと認められたる都市村落にして巨額の贖金を課せられた所もあつた。獨軍のこの措置は當時苛酷に過ぐとの評を受けたけれども、一國政府は國內法を以て交戦の法規慣例に反して獨り自國民に交戦者たるの資格を與ふるを得ざるものであるから、獨軍が『第二徵募國防軍』や『自由狙撃隊』の資格を非認したことは必しも違法でなかつた。又佛國側にありても、農夫等は狙撃隊の出沒することが獨軍に知れ渡ると全村落が痛く迷惑を蒙るといふ所から、終には之を歓迎せず、狙撃隊が來るも飲食の供給を拒んで之を敬遠するの風となり、自然にその衰滅を促したやうである。

八一五 されば同戦役終つてから三年後のブルッセル會議に於ては、民衆軍の位地如何は自然重要な一問題となつた。元來民衆軍に關しては、徵兵制を有する大陸軍國は交戦者を正規兵に限らしめ、敵國の民衆軍を交戦者と認めざらんと欲するが、之に反し徵兵制を有せざる國は、民衆軍に依りて國土を防護せんと欲する所から、自然その利害を相異にする。この利害の相異は、一方には主として獨露、他方は英、西、白、蘭、瑞西等の對立に於て現はれた。その討議の經過は煩を避けて今略し、その際佛國代表は別に『敵軍の侵入掠奪に對し各人その家を防護するは當然の權利で、之を非交戦者として遇するは當らず。』と論じ、『自國の防護のために武器を執り、交戦の法規慣例を遵守して行動するものは之を交戦者と認め、捕へたる場合には俘虜として取扱ふべし。』との案を提出したが、妥協を得ず、結局民衆軍に關しては、同會議の宣言第十條として『未だ占領せられざる地方の住民にして敵の來襲に際し第九條「これは海牙陸戦法規慣例規則第一條の」部

ブルッセル會議に於ける民衆軍問題

下ノ爲ニ責任ヲ負フ者其ノ頭ニ在ルコト」の一節を除く外大體同條と同一である」に依り軍の編成を爲すに遑なく、自然に兵器を取りて侵入軍に抗敵する者にして交戦の法規慣例を遵守するに於ては之を交戦者と看做すべし。』の案文が採擇せられた。それにしても、之を獨り未占領地に限らしめ、一たび占領地となつた以上は民衆軍を目するに交戦上の無資格者を以てするの規定は、強大國の不當の侵入を誘ふに利あらしむるものなりとの感が小國側に強く存した。ブルツセル宣言案の遂に高閣に束ねられたのは、一はこの理由にあつたのである。

八一六 然しながら第一回海牙平和會議に於ては、右のブルツセル宣言案第十條に多少の修正を加へたる上之を再採した。尤も同會議に於ては、ブルツセル會議に於て小國側の提起したる上述の反對論が再び繰返へされたので、之を調和せんがため本規則第一條に於て大陸軍國側の思想を代表せしめ、第二條に於て小陸軍國側の希望を容れ、兩條併立に依りて双方の思潮を妥協せしめたる外、別に露國の専門委員マルテンス博士の發議にて、本規則の親元たる陸戰法規慣例條約の前文中に『締盟國は一層完備したる戰闘法典の編纂に至る迄は、其の採用したる條規に漏れたる場合に於ては、人民及交戦者が從來文明國民の間に存立する慣習人情の原理並に公共良心の要求より生ずる國際法の原則に依りて保護せられ且之に服従すべきものと宣言するを以て適當と認む。締盟國は其の採用したる規則中殊に第一條及第二條は右の趣旨を以て解すべきものなことを宣言す。』の字句を挿入することにし、之に依りて反對論者を慰撫したといふ始末である。然しながら、これは『其の採用したる條規に漏れたる場合』に係るもので、随つて右の調和的の字句あるにしても、以て民衆軍に關する既定の條文を左右するの效力なきは論を俟たない。

第一回海
牙會議に
於ける
結案

民衆軍に
關する
要件條

八一七 民衆軍には民兵又は義勇兵團の交戦者として認めらるるに必要な四條件中の(一)部下のために責任を負ふ者があること、及び(二)遠方より認識し得べき固着の特殊徽章を有することの條件は之を要せず、ただ(三)の公然兵器を携帯すること、及び(四)の交戦法規慣例を遵守することの二條件さへ具備すれば、以て之に交戦者たるの資格を認むるのである。蓋し敵兵が眼前に近寄る場合に於て、その土地の民衆が自發的に兵器を執りて防戦するのは、畢竟自國のため將た自郷のための人情自然の發露であるから、民兵及び義勇兵團に必要な第一及び第二の條件を併せて具備せざるの故を以て、交戦者として遇せずして之を戦律犯に問ふのは、人情に戻るや大なりといふ思想に出でたものである。第一次大戰の初め、獨軍の白耳義に侵入するや、獨逸司令官は「住民」未だ獨軍の占領権力の下に置れざる地方の住民をも含むものと解せられた」の無節制の激情に對し獨逸軍隊を保護するため、凡そ識認し得べき或徽章固着の制服を着せずして戰闘に参加し又は獨逸の通信線に妨害を與ふる者は之を自由狙撃隊として取扱ひ、即ちに銃殺すべし。』と布告して民衆軍の蜂起を戒めた。この布告は、未占領地にありては右の(三)及び(四)の條件を具備する限り適法の交戦者と認むべき民衆軍をも非認したもので、即ち海牙規則に悖戻する違法の布告たるを免れなかつた。けれども白耳義官憲は、強て逆らへば獨軍より報復を受け、捕へらるれば戦律犯に問はるべきを慮り、乃ち獨軍の未占領地に於ける適法の民衆軍の編成を許さざることにし、既に編成したるものは之を解隊せしめたのである。

尙ほ第二條にある『自ら』(spontanément; spontaneously)は自發的で、即ち敢て特に政府の命令あるを俟たずの義である。又『占領セラレザル地方』の『地方』は原語 territoire(territory)に localité ではなく

い。即ち或都市とか村落とかを別個に見ず、都市村落等を包括的に見たる當該地方である。若し都、市、村落等を別個に見ると、その各場所は各その敵の接近するまで兵器を採つて起つこと能はざることになるが、本條に於て特に *localité* の文字を用ひないで *territoire* としたるに顧み、要するに或都邑に敵が接近し來つたならば、同じ地方に屬する附近の市なり村落なりの人民が民衆軍を組織し、而してそれが公然兵器を携帯し且交戦法規慣例を遵守するに於ては、通じて之を交戦者と看做すを得るのである。『公然兵器ヲ携帯シ』の『公然』は、ブルッセル宣言案(第十條)にも第一回海牙平和會議議定の舊陸戦法規慣例規則にも無かつた語であるが、ピストルや仕込杖の携帯位では以てその資格を認め難しとの意を明かにするため、第二回の同會議に於て獨逸代表の主張に由り新にこの語を加へたのである。

八一八 曾ては日露戰役中の或時、露國ミヌチェンコ將軍の騎兵集團が遼西の中立地帯を侵して牛家屯方面に現はるるや(明治三十八年一月)、營口在留の本邦人は急ぎ義勇兵團を組織し、敵騎にして牛家屯を占領し營口市内に闖入するあるが如き場合には咄嗟之に當らんと待構へたが、間もなく敵騎は鳳凰甸子以北に退いたので、右の義勇兵團は解散となつた。有賀博士は之に關し

『若し之を義勇團と視做すときは法律上不完全の點あることを否み難し。即ち部下に對して責任を取る者を頭に載きたるには相違なきも、遠方より看別すべき一様の徽章を有せず。又武器の如きも小銃不足のため、一隊は拳銃を使用したり。而して拳銃は海牙規則の第一條の所謂公然携帯の武器に非ざるなり。然れども若し之を目して同規則第二條に指示したる群民起鬪の場合なりと爲すときは、總べての故障は消散せん。』(日露陸戰國際法論、第一三八・九頁)

と説き、即ち公然兵器を携帯せずとも民衆軍としては適法たるを失はずと云へるのであるが、日露戰役後の

改定即ち現行の陸戦法規慣例規則にありては、兵器の公然の携帯が民衆軍の一要件となつてあるから、有賀博士の當年の右の結論は最早や當嵌まらなくなつたのである。

八一九 支那事變に於て我が漢口攻略部隊の進撃が迫るや、武漢政府は支那勞働組合その他一般民衆團體に命令して『民衆武装保衛武漢』なる自衛團を組織せしめ、之に武装訓練を施し、以て皇軍の侵入に對抗せしむることにした(昭和十三年八月一日)。これは必しも『自ら兵器を操る者』でないにもせよ、公然兵器を携帯し且交戦法規慣例を遵守して行動するに於ては、謂ゆる民衆軍と見るべきものであつた。

八二〇 溯つて當年のブルッセル會議に於ても、將たその後の二回の海牙平和會議に於ても、尙ほ取殘されたる二つの重要な未決問題がある。一は未占領地の人民にして單獨に侵入軍隊に抗敵するものの位地如何で、他の一は既占領地の民衆が干戈を手にし、起つて占領軍に敵抗する場合である。今先づ右の第一から云へば。

陸戦法規慣例規則(現)第二條にある『人民』は、原佛文にては "*La population*" や、英譯文にては "*The inhabitants*" であり、孰れにしても普通に "*levée en masse*" と稱せらるるが如く、抗敵者の複數の民衆たるを意味すること言を俟たない。故に規定の條件を具備する隊伍を成す相當數の民衆軍に就ては第二條の規定する所に依りて論なしとし、然らば隊伍を成さざる個人が個々に兵器を手にして侵入軍隊に抗敵する場合は如何といふに、これには交戦者たるの資格を認めずといふのが定解のやうである。獨逸の『陸戦慣例』には『軍事的見地よりすれば、民衆軍にして組織的隊伍を成すものたる限り、政府の編成に係るを要すとの資格要件は之を捨つるに格別異議ありとは云はざるも、抗敵者が個々の人々たる場合にありては、之を匪賊

とせずして適法の交戦者として取扱はんとするには、彼等が一の組織的團體に屬することの立證あるを要すべく、この要件を抛棄するは不可能なり。』とある(Morgan's Eng. trans. p. 65)。南阿の役にも、ボア側には組織的隊伍を成さざる個人の抗敵者が相應に活躍した。而して英軍にては、これ等の輩を捕へると俘虜としなすで "Marauder" として死刑に處した。"Marauding" とは、當年の英軍の軍律に於て『公認の政府に依りて認められたる組織的團體に屬するに非ざる人々に依りて行はるる敵對行爲を云ふ。』("Marauding consists of acts of hostility committed by persons not belonging to an organised body authorised by a recognised Government.") と定義してある。中には英軍に於て懲戒的に犯人の家宅田畑を破壊したなどもあつた。要するに個々の抗敵者にして適法の民衆軍に隸屬することの立證なき場合に於ては、之を捕へたる敵軍より適法の交戦者たる資格を認められず、戦律犯を以て問はるるも已むを得まい。故にこの問題は未決とは云ひながら、實際問題に當らば大體一定の見解の下に裁斷せらるべしと思ふ。

八二一 第二は既占領地に於ける民衆軍の蜂起である。

民衆軍は未占領地に於てもそうであらうが、殊に既占領地に於ては、起つて占領軍を撃攘し得れば謂ゆる勝てば官軍で、敵軍の占領も自然終焉となる譯であるが、負ければ占領軍に於て容赦する筈なく、目するに適法の交戦者を以てせずして、之を戦律犯に問ふは必然なるべく、又それが當然でもあらう。第一回海牙平和會議に於て交戦者の資格問題の討議の際、英國専門委員 (Gen. Arlidge) は第一條及び第二條の補足として『本章中の何等規定と雖も、之を以て被侵入國の人民が侵入者に對し一切の適法手段に依りて最有力なる愛國的抵抗を爲すの義務を盡すの権利を制限せられ又は廢棄せられたるものと看做すことを得ず。』の一條項

既占領地
に於ける
民衆軍

を加へんと提議したるに、獨逸専門委員 (Col. de Gross de Schwarzhoff) は『防衛上の絕對自由性を宣言する本案の如きに向つては予は一步も譲歩するを欲せず。』と強硬に反對したので、英國側にては、前に記したる陸戦法規例條約の前文中に於ける宣言、即ち本協定洩れの事項は國際法の原則に依りて保護せらるべきこと、及び第一條及び第二條は殊に右の趣旨を以て解すべきことの聲明ある以上は、自分の趣旨は或程度に達成せらるべしと云ひ、右の提案を撤回した。随つて既占領地に於ける民衆軍の資格に關しては、陸戦法規例規則の條文と離れて別に國際法の一般原則に照して是非を批判すべきこととなつたのである。けれども然らば國際法の原則に照してその當否如何といふことになると、現に第一回海牙會議の討議に於て英獨の見解に逕庭ありしこと右の如くでありしに顧み、一定の原則を立つことは依然困難であらう。(この問題は一九一一年の伊土戰役の際、伊軍に反抗せるトリポリ民衆軍に對し伊軍の執りたる手厳しき彈壓振りに就ても當否の論が起つた—— Garner, *Rec. Devol. in Int. Law*, p. 263 以下参照)。然しながら占領軍は、自軍の安全と管下地方の安寧を保持する必要な措置を執るの權能を有するし、又占領地住民は占領軍の節度に服従すべき義務あるものであるから、占領地内に於ける敵對行爲者には交戦者たるの特權を認むべき理由は無く、随つて斯かる輩は不逞の徒として之を戦律犯に問ふに妨げなかるべきに鑑み、既占領地に於ては民衆軍なるものを認めざるのが合理的であらう。

斯の如く民衆軍は既に敵軍の占領地となれる所に於ては適法の交戦者と認められざるのみならず、條文に『敵ノ接近スルニ當リ』とある所から推し、未だ完全に占領地となるに至らずして單に敵軍の侵入地たる所にありても、民衆軍は認められず、その認めらるるは敵軍の接近するといふ程度の所に於てのみに限らるる

のである。随つて占領地に於ては勿論、敵軍の既に侵入したる所に於ては、彼等の敵對行動は當然戰律犯に問はれ、敵手に落つれば俘虜とせられずして直ちに殺害せらるべきものとなる。

第三項 私服狙撃者(便衣隊)

八三三 交戦に従事するを得るものは交戦者たるの資格ある者、即ち前述の正規兵、及び特定条件を具備する民兵、義勇兵團、並に民衆軍に限らるのであるから、その資格を有せざる常人は敵兵殺傷その他敵對行為を行ふの權なく、その權なくして之を行へば、敵軍に捕へられた場合には俘虜として取扱はれず、戰律犯として重刑に處せらるべく、自國法廷の審理の下に立つ場合には當該法律に依り處斷せられる。米國の一八六三年の陸戰訓令には、第八十二條に「職權を有するに非ず、組織ある敵軍の一部を成すに非ず、又繼續的に従事するに非ずして間隔的に自家に戻り家業に従事し、兵たるの性質又は外形を脱して平和的業務者の態様を時に装ふが如き、凡そ斯かる人又は隊伍にして、その戰鬪すると破壊又は掠奪のためにする侵害たる時、その他何等種類の寇擾たるを問はず、敵對行為に出づる者は公敵と認めず、随つて之を捕へたる時は俘虜の特權を享有せしめずして、一括的に山賊又は海賊を以て之に擬すべし。」とあるが、他の諸國の國內法規にも同様の規定を有するものが二三ある。

一八七〇年の普佛開戦と共に軍を佛國の領土内に進めたる普王ウヰルヘルムが、檄を佛國民の間に飛ばし(一八七〇年八月十一日)、普軍の敵とする所のものには佛國の兵にして市民に非ずと高調したることは既に述べたが、この檄に關しビスマルクの秘書役のブッシュ(Dr. Moritz Busch)が公の意を體して記したる説

明に、

「國王は戦は佛國の兵力に對して行ふもので、その平和的市民に對し行ふものでない」と布告せるが、意は獨逸の敵とする所ものは佛帝國で、その共和政ではなく、共和政に對しては獨逸は武器を抛つことを義務とするの意を含蓄せしめたものである。平和的市民とは云へ、かの自由狙撃隊なるもの及び之が支持者は勿論平和的市民を以て目すべきものでない。抑も平和的市民を優遇するのは、兵士と常人とを絶対に區別し、市民は兵士の義務に屬する敵對行為を避止するといふ推定に基くことフアッテルよりブルンチュリ及びハーラーに至るまで、總ての國際法學者の一致する所である。兵士の爲さざる可らざる所ものは常人は之を爲す可らずで、若し常人にして侵入外國軍に對し敵對行為に出づるあらば、兵士の權利を喪ふと同時に常人の權利を喪ふのである。兵士は加害行為を爲し得ざる状態に陥らば、穩便に取扱はるべきことを要求するを得るが、常人にして兵士との區別を棄し、その義務なきに敵を殺す者は、死以外に免るるを得ない。常人には俘虜を以て遇するの道なく、宜しく人道のために之を擊殺すべきである。』(E. E. Smith—後の Earl of Birkenhead—Int. Law, Appendix A, p. 336 に據る)

とある。辭に多少激調の嫌はあるも、理はまさに然るべきである。

八三三 交戦者たるの資格を認められざる常人にして自發的に、又は他の示唆を受け、敵兵殺害又は敵物破壊の任に當る者を近時多くは便衣隊と稱する。彼等は専ら私服を着し(便衣は制服に對する私服を意味する)、兇器は深く之をポケット内に藏し、一見無害の常人を装ふて出沒し、機を狙つて主として敵兵を狙撃するもので、その行動には多くは隊伍を組まず、概ね個々に潜行的に蠢動するものであるから、隊の字聊か妥當を缺くの嫌あり、私服狙撃者と稱するを當れりとすべきが、便衣隊の語は簡であり、且昭和七年の上海事變當時より邦人の耳に慣れても居るし、且彼等の仲間には自ら一系脈の連絡ありて、自ら一種の隊伍を組

便衣隊とは何ぞ

常人は敵對行為を有せざる資格を有せず

めるものと見れば見られぬでもない。故にこの點からして、便衣隊と稱すること必しも不當ではあるまい。以下便宜この語を襲用する。

八二四 便衣隊の活躍は、近代にありては普佛、南阿、米西の各戦役、孰れもその例があつた。殊に之を最も大規模に使用したのは普佛戦役に於ける佛軍であつた。一八七〇年九月、佛國に帝政倒れて共和政が成り、ガムベッタの國防政府を主宰するや、彼は謂ゆるゲリラ戦術を全國民の間に鼓吹し、前項に述べたる『自由狙撃者』なるものを編成して之に當らしめた。その數は最も多きときに約三萬七千五百名に達したとある。彼等は正規軍の制服ではなきも、一種異様の制服類似のものを着し、しかも脱着自由自在とし、敵に見付かれんとするときは急ぎ農夫なり他の常人なりに化ける。この『自由狙撃者』以外に『第二徵募の國民軍』なる便衣隊も編成せられた。普佛戦役の始まる頃の佛國にありては、國民皆兵制は名のみで完全には行はれず、名門富豪の子弟は免役税を拂つて入營を免除せらるるの道が開かれてあつた。國民兵役は齡四十四歳迄で、之を二種に別ち、第一國民軍は或は戦線に、或は要塞守備に就かせられ、第二國民軍は國內に待機せるが、右の入營免役者は多く之に屬したものである。この第二國民軍を今や便衣隊に振替へた。彼等は制服を着せざる全然便衣の輩で、官給の銃器彈藥を帯びて多くは森林原野に潛み、隨所に出沒して敵を狙撃するの任に就かしめられた。

これ等便衣隊は前線にも多少は出沒したが、主たる活動は獨軍占領地にありて電線鐵道等を破壊し、守備兵を狙撃し、兵站連絡を妨ぐと等、専ら後方攪亂にあつた。獨軍の占領地域といへば、普佛兩軍の間に休戦の成れる頃には、佛國領土の約三分の一に互り、そこに屯せる獨軍は歩兵約四十六萬五千、騎兵約五萬六千

を算したるも、多くは前線に在りて、その中の歩兵約十萬、騎兵約五千七百が専ら占領地守備兵として兵站線その他後方の警備に當つたものである。佛國領土の三分の一といへば約十八萬四千平方料となるが、この廣域に對し歩騎兵合して約十五萬では、一平方料を守備するに平均一名弱の割合であるから、便衣隊が後方を攪亂するのは格別六ケしくなかつたであらう。故に便衣隊に依る獨逸占領軍の被害の相當に大なりしは想像すべく、ただ占領軍は之に臨むに最重刑を以てし、殊に犯人を出したる都市村落には連坐的に苛重の罰金を課し、又は之を焼拂ひ、住民には一切武器の所有を禁じ、武器を手にする常人を見れば直ちに容赦なく銃殺する高壓手段に出たので、都邑自身も管内より便衣隊を出しては大損といふことに氣付き、自然進んで之を抑止するやうになり、是と共に便衣隊の出沒も漸次衰ふるに至つた。

八二五 日露戦役に於ても、その末期に皇軍が薩哈噠を占領した折、ウラヂミロフカ邑には制服を纏はず指揮者もなく、普通の村民と識別し難き輩が村民の間に伍し、或は獵銃やピストルを放ちて我兵を狙撃し、或は鎗や斧を手にして山野に待伏せするなど、まさに露國式の應揚な便衣隊があつた。我軍の之を捕へたるもの百六十を算し、中にありて情狀の重きもの約百二十名は、交戦法則の許さざる、即ち交戦者たるの資格なきに敢て交戦行動を執りて我軍に敵抗したとの理由の下に、軍事法廷に於て之を銃殺の刑に處した。

しかも日露戦役の初期に於て露軍に捕へられて壯烈な最後を遂げたる我が横川、沖の兩志士も、その性質に於てはやはり便衣隊であつたのである。勿論兩志士の行動は憂國の至情赤誠に出でたる眞に敬服すべきもので、専ら金錢で働く日傭の支那式便衣隊とは發端に於て雲泥の差あること論を俟たぬが、法的性質に於ては均しくこれ便衣隊たるを失はない。露軍の兩志士を銃殺に處したのは間諜と認めたと記せる文書もある

日露戦役
に於ける
便衣隊

普佛戦役
に於ける
便衣隊

が、これは誤つた見方である。當時露軍にして果して爾く判断したものとせば、それは誤断である。間諜の一條件——最も主要の條件——は情報蒐集、敵情偵察にある。然るに兩志士の目的は鐵道破壊にあつた。敵情をも偵察する考も或は有つたであらうが、それは副たる任務で、主たる使命ではなかつた。鐵道破壊は敵對行為の一種で、それを交戦者たる資格なき者が行へば便衣隊を以て論じ、戦律犯に問ふて概ね銃殺に處する。兩志士の千古に傳はる忠烈義勇は別とし、その行動を法的に觀れば、間諜ではなくして便衣隊たるものである。

八二六 近代にありて最もうるさい便衣隊の出沒を見たのは、昭和七年の上海事變の際であつた。この事變の勃發したる當時、我が海軍陸戰隊の歩哨兵、通行兵、その他在留邦人にして支那便衣隊のために不測の危害を受けた者は少なからずあつた。彼等の中には學生あり、労働者あり、將た正規兵の變装せる者もあり、その或者は當時主として皇軍に對抗せる支那十九路軍の指揮を直接に受け、或はその傍系に屬し、或は軍外の特定期體の使喚の下に行動するが如く、その系統は一樣でなかつた。該事變の初期に於て活躍したる便衣隊中には(一)十九路軍の指揮の下に行動せるもの、(二)之と離れ各種抗日團體に参加して隨時便衣隊の行動を執れるもの、(三)抗日團體には關係なく獨自に同志相寄り便衣隊を組織せるもの、(四)隊を組織しないで獨立獨歩の行動を爲せるもの等種々あつた。又右の(一)の中にも、十九路軍幹部の直屬の者、特定部隊に分屬の者、軍所屬には非ざるも軍の區處を承くる一種の義勇兵のもの(例へば左傾學生及び労働者にて編成し便衣の儘正規軍中に混じて戦闘任務に服したる救國義勇軍と稱せるもの)の如きで、これは殊に多く、實に七八千からありしと聞いた、斯くその種類は一樣でない。中には、必しも抗日團體とは云ふべからざらんも、青幫その他類似の諸團體に屬する臨時雇の便衣隊もあつた。青幫とは上海に於ける右傾的の、寧ろゴロ的の一大團體で、黄金榮、杜月笙、張蕭林などいふ俠客肌の親分その采配を取り、無賴者を麾下に包羅し、賭博場や阿片窟を繩張りとそのカスリを取りて大名生活を爲し、労働者を顎で指揮して陰然上海の裏面に君臨する梁山泊の集團である。青幫に對し紅幫といふ大體似たやうなものもある。これ等臨時雇の給與は勿論一樣でなく、日傭的の者にありては日當四五元のものもあり、或は銃の放射一發幾らといふ風に打殺の持參者にその數に應じて若干額を支給するものもあつたと聞く。

上海事變の末期に同地にて彼我兩軍主腦者間に開かれたる停戰會議に於て、我方は支那側の敵對行為停止に便衣隊の行動をも含むの意を明かにせしめんとしたるに、支那委員は中國軍隊には便衣隊なるもの無しと論じてその存在を非認した(昭和十二年三月二十六日の會議)。けれども斯かる非認の甚しき虚偽であつたことは反駁する迄もなかつたことで、現に我軍が戰場にて鹵獲したる十九路軍の六十二聯隊所屬の一中隊長の日記に、便衣隊の活動すべき方面、便衣隊員の支那哨兵との間に用ゆべき合言葉等が麗々と記入されたのがあつた位である。故に便衣隊が夙に支那軍隊の董督の下に立つて活動したことは疑ふの餘地なく、その存在を非認するなどは餘りに空々しく思はれた。

八二七 降つて支那事變にありても、上海方面には當初は便衣隊の出沒は相當にあつたが、前回の事變の時ほど甚しくはなかつたやうである。然るに支那軍の敗績に敗績を重ねるに及び、蔣政權は潜に、いや寧ろ公々然と、ゲリラ戰術に依りて後方攪亂に大に努力すべき命を下した。されば我が占領地域内殊に中支各地にありては、晝は尋常の農夫や労働者を装ふ輩が夜は銃を手にして皇軍の比較的手薄の方面に襲撃を試むる

昭和七年
の上海事
變と支那
便衣隊

支那事變
に於ける
便衣隊

こと屢々あり、その一部は上海の租界内に巢を構へ、我が軍人及び常人、將た支那新政權の要人に或は短銃を放ち、或は手榴彈を投ずるの兇擧を演じたること頻々報道せられた所である。

八二八 支那事變と略々時を同うし、西班牙の内亂に於ても便衣隊の活動は相應に傳へられた。殊に同内亂の二週年を迎へたる一九三八年の七月、共和軍の政治委員長ヘルナンデス(Gen. Jesus Hernandez)は、ヴァレンシアより管下の民衆に訴へたるラヂオ放送に於て『フランコ軍の當市への進軍は重大なる脅威を當市に與へつつある。我が民衆は、その鋤を田野に操る者たると工場に働く者たるとを問はず、悉く兵たるの心得を有すべし。今日は最早や從來の意義に於ける常人たるものは存在しない。男女老幼共に悉く銃を手にして護國の任に當るを要す。』と力説した。これは管下に謂ゆる民衆軍の蜂起を促す勸告であつたか、將た民衆を擧げて便衣隊たらしむる命令であつたか詳ならざるも、蓋し後者の意味であつたかと讀まれる。この命令が如何なる程度に實現せられたかは承知せぬが、要するに何れの國も戦局不利とならば、兎角に力を便衣隊に求むるやうになるものと見える。

八二九 要するに便衣隊の出沒は、古來累次の戦を通じ戰場附近又は後方地域に殆ど之を見ざるはなく、別して都市その他重要地方が侵入軍に奪はれ、戦局非運を告げ、殊に正當政府が敗竄し事實的に崩潰するに至ると、殘兵は侵入軍の後方に出現して餘喘を謂ゆるゲリラ戰術の上に示すこと珍しくない。必しも正當政府が崩潰した後とは限らず、優勢の侵入軍に對し劣勢の國防軍は便衣隊を使喚して橋梁鐵道等の破壊、兵站線の襲撃、その他凡ゆる後方攪亂の擧に出でしむること屢々ある。便衣隊なるものは大體斯の如きもので、概言するに、即ち前に述べた横川沖兩志士の如き眞個に憂國の至情に出でたるものは別とし、その性質に於

西班牙内
亂に於
ける同
上

便衣隊は
間諜より
も性質が
悪い

ては間諜よりも遂に悪い(勿論中には間諜兼業のものもある)。間諜は戰時國際法の毫も禁ずるものではなく、その容認する所の適法行爲である。ただ間諜は被探國の作戰上に有害の影響を與ふるものであるから、作戰上の利益の防衛手段として戦律犯を以て之を論ずるの權を逮捕國に認めてあるといふに止まる。然るに便衣隊は交戦者たる資格なきものにして害敵手段を行ふのであるから、明かに交戦法則違反である。その現行犯者は突如危害を我に加ふる賊に擬し、正當防衛として直ちに之を殺害し、又は捕へて之を戦律犯に問ふこと固より妨げない。

八三〇 常人が敵を殺傷することは、從來は主として便衣隊としてのことであるが、今日及び今後にありては、空戦に従事する者が敵地に墜落し、それを敵地の常人が敵愾心の餘りに殺傷する場合の起ることもあらう。第一次大戦中の或時、巴里の郊外に墜落したる獨逸航空機の操縦士にして佛國の勞働者に殺された例もある(一九一四年九月八日)。これは該操縦者が先づ拳銃を放つたが故とあり、果して然らば或は自業自得と論じ得べけんが、假に操縦者よりの挑發あるに非ずして常人が之を殺傷すれば如何。

之に關しては『假に獨逸の軍用航空機にして機械に故障を生じて英國内に着陸したとし、その場合に同機の乗員を常人又は兵が殺害することは適法なりや。』との質問的寄書が一九一七年六月十九日のデイリー・メーブル紙に出た。而して翌日の同紙には『王室顧問辯護士』("King's Counsel")の名に於て左の答書が掲げられたとある。

『英國の法律の下にありては、理論的には、英國の交戦中は凡そ兵は何時にても國王の敵を殺害するを得るのである。上官現場に居らば、兵はその指揮を受くるを要する。常人の地位も、英國法の關する限り、兵のそれと同一なり

常人の墜
落敵機の
殺害

と予は信ずる。敵の飛行士は國王の保護以外にあるから、常人は之を殺害するを得ないで、之を捕ふるのが至當の道である。敵の飛行士にして抵抗し、之を捕へんとする常人の生命財産を侵すの虞あらば、常人は之を殺害するに妨げない。然るに國際法の下にありては、交戦當事者は現に交戦中の國家の制服を認むるのみである。獨軍にして我國を占有するに至りたる場合には、彼等は該常人を便衣隊として銃殺するかも知れない。該常人はその危険を冒すの覺悟あるを要する。』(Spaight, Air Power, p. 363)

この記事を紹介せるスペイトは之を左の如くに論評した。

『右は法律的性質を正解せるものと思ふ。交戦國の軍用航空機乗員は、他の正規軍隊の各員と同様に、己れに攻撃を加ふるの權ある者は適法の戦闘員のみと要求するの權を有し、素人たる闘士の御慈悲の下に立つべきを期待しない。常人が直接の戦闘危害より能ふ限り救はるる所以のものは、常人は實際に於て常人たりとの推定に基くのである。常人は敵飛行士に射撃を加ふるも、國內法の下に於ては非行とならざるべきが、交戦法則の下にありては一の犯罪で、局面不利に轉化して敵の法廷の下に立つが如き場合に至らば、嚴罰に問はるべきを免れない。…民衆軍を構成するに非ざる常人が敵機の飛行士を襲ひ、又は機を取圍んで之を捕獲せんとし、又は飛行士がその機を破壊せんとするのを妨礙するが如き(一九一七年一月十九日の夜佛國內に打落されたる獨逸航空船第四十九號の乗員が同船を破壊せんとするや、常人は之を妨礙した)、それは疑もなく違法の戦闘者たるものである。これは單に机上の空問題でなく、又必しも敵が萬一その都市村落を占領するに至つた場合に於てのみ始めて問題となるのではない。敵にして右様の出來事を承知するに於ては、報復的にその土地の上に爆撃を加ふるかも知れぬから、災害は踵を回らさずして到るべきを想はねばならぬ。勿論敵の飛行士にして任意常人の前に降伏すれば別である。この場合に、常人がその降伏を受諾したからとて違法の行爲を以て目すべきでない。…常人は愛國心に驅られ且或は國法の命する所に従ひ、墜落の敵機の操縦士を捕へんとし又は之を殺すに至るであらう。けれども交戦法則はその行爲を違法と爲し、且之を聞知りたる

敵がその常人の村落に爆弾を投下するの報復手段に出づるあるも、之を正當視するのである。該常人は之を捕へんと試むる操縦士より射殺せらるべきをも知らねばならぬ。歐洲戰役中、奧太利領内に着陸せしめられたる伊國航空機を操縦せる一大尉は、之を捕へんと試みたる一村人を射殺した。操縦士の逃走せんとするのを妨礙することは一の敵對行爲であり、而して敵對行爲を試むる常人は兵と同様に射殺せられても己むないのであるから、之を射殺した伊國操縦士の行爲は交戦法則の下に於て何等違法とならぬのである。』(Ibid., pp. 363-5)

理に於ては蓋しこの結論通りであらう。

第三款 俘 虜

第一項 俘虜に關する國際法規

八三一 俘虜の一般取扱方に關し國際條約を以て一定の法則を律定せんとするの議は、取別け十九世紀の後半に入り、戰時を送迎する毎に心ある者の間に自然起つた所である。殊に南北戰役に於ける俘虜の狀態に鑑みたものか、同戰役直後の一八七二年、巴里に俘虜狀態改善協會(Société pour l'amélioration du Sort des Prisonniers de Guerre)なるものが創立せられ、その目的に向つての運動が起つた。而して同協會は一八七四年三月、歐洲各國政府に回牒を送り、同年五月巴里にて開催せらるべき同會大會に各國代表を派遣せんことを勸告した。各國政府にてはその諾否を考慮中、露國政府は俘虜問題を含む陸戰法規の國際會議の開催方を提唱し、議熟して同年のブルッセル會議となつたので、俘虜待遇問題専門の國際會議のことは中絶

陸戰の俘虜に關する國際法規

となつた。けれども右様の経過であつたから、同協會の主張は或程度までブルッセル宣言案の上に採擇せられた。それが更に轉化して前後二回の陸戦法規慣例規則中の當該條項となつたのである。

海戦及び
空戦に於
ける俘虜

八三二 海戦に於ける俘虜の取扱方に關しては、特立的に成文の法規となつて居るものは無いが、第二回海牙平和會議に於ては希望第四として『…如何ナル場合ニ於テモ列國ハ陸戦ノ法規慣例ニ關スル條約ノ原則ヲ爲シ得ル限海戦ニ應用セムコトヲ希望ス。』との希望を表明したる結果として、陸戦法規慣例規則中の俘虜に關する條項は、特に妨げなき限り海戦に於ける俘虜にも適用せらるべきものとなつてある。空戦に於ける俘虜に關しても、一九二三年の空戦法規案の第六十二條に『本規則に特別の規定ある場合…を除く外、敵對行爲に従事する航空機乗員は、國際法の慣例並關係國の加盟したる諸宣言及諸條約に基き、陸上軍隊に適用せらるる戦時法規及中立法規に遵ふべきものとす。』とあるが如く、大體に於て陸戦法規慣例規則の俘虜條項が之に適用せらるるものと解すべきである。

第一次大
陸戦と陸
戦法規慣
例規則

八三三 陸戦法規慣例規則には俘虜に關し第一款第二章に規定する所あるが、同規則の基本たる陸戦法規慣例條約には、本規定は『交戰國ガ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限縮約國間ニノミ之ヲ適用ス』といふ謂ゆる連帶條項があり、而して第一次大戦に於ては、一九〇七年の第二回の該條約を批准せざりし塞耳比が交戰國の一であつたがため、右の連帶條項の結果として第二回の即ち當時有效の陸戦法規慣例規則は、理論的には拘束力が無かつたのである。然しながら第一回の同規則には第一次大戦の參加國は悉く之が記名國であつたので、第二回の該條約の第四條第二項『千八百九十九年ノ條約ハ該條約ニ記名シタルモ本條約ヲ批准セザル諸國間ノ關係ニ於テハ依然效力ヲ有スルモノトス。』の規定に依り、該戰役に於ては、交戰諸國は理論的

には一八九九年の第一回の舊陸戦法規慣例規則の方の拘束を受けたものである。

けれども舊陸戦法規慣例規則中にある俘虜に關する規定は、日露戰役の經驗に鑑み第二回海牙平和會議に於て新に挿入せられたる若干條項その他二三の點を外にしては、基本的規定に於ては一九〇七年議定の同規則と格別の相違あるのではなく、言はば大同小異のものと見て可い。俘虜に關する規定の根本原則は、俘虜は人道を以て取扱はるべきことといふにありて、これは兩回の陸戦法規慣例規則を通じて一である（孰れも第四條第二項）。外に人道主義を具體化する數ヶ條の規定ありて、當年にありては略々盡せるものであつた。然るに第一次大戦に於ては、之に尙ほ甚だしく不備不完全の點あることが實感せられた。

第一次大
戰末期の
米獨協約
の俘虜

八三四 殊に第一次大戦參加後の米國は、その俘虜となれる自國兵（特に多數といふほどではなかつたが）の獨逸にて受くる虐待の累次の報道に接して深き關心を抱いた。米獨兩國間には今より約百四十年前の一七九九年に締結の修好通商條約（その後一八二八年の米普條約の第十二條に依り效力の復活せられたる）があり、中に戰時に於ける俘虜の取扱方に關しかなり詳細の規定がある。けれども最早や時代が過ぎて今日に副はざる點があり、又之を援用して人道的待遇を要求するも、その力の薄弱なる憾もあつた。故を以て米國政府は、俘虜の待遇方に關し能ふべくんば敵國たる獨逸との間に一協定を取結ばんとの希望を有するやうになつた。獨逸側にありても、自國兵の米國に俘虜となれるものは何程も無かつたが、米國の間諜取締法その他の戰時諸法令に依り米國內に抑留となれる獨逸の常人はかなり多數であつたので、獨逸政府に於ても同様の希望を抱くに於て米國政府に劣らなかつた。そこで兩國政府は一九一八年の四五月の交より中立國を通じて右に關する意見の交換を遂げ、議熟して同年九月下旬、兩國代表委員（米國側にありては國務、陸海軍、司

法の各省、並に米國赤十字社の各代表者、獨逸側の委員も略々同様)は瑞西の首都ベルヌに相會した。

斯くて兩國代表委員はベルヌに於て瑞西大統領以下の熱誠なる歓迎を受け、次で同會議の名譽議長たる同國外相司會の下に日程に入り、双方の提案を基礎に小委員會及び全委員會の七週間に互る數十回の討議の末遂に妥結を得、大戰の最終尾でありし同年十一月十一日、兩國代表は俘虜に關する一協約に調印した。この新協約は人道主義の適用を具體的に規定せる百八十四條の頗る周密なるもので(全文は載せて *Suppl. to Amer. Jour. of Int. Law*, Vol. 13, 1919 にある)、殊に例へば第三十一條の『締約國の一方の軍隊に従事する女性を他の一方に於て俘虜としたる場合には虐待、侮辱、その他女性に關する一切の非禮に對し凡ゆる保護を加ふべく、その收容所は見苦しからざる相當のものたるを要し、且男性のと別装置の便所、浴室、その他必要の設備を供すべし。』の規定の如き、従前見るなかりし全然新規のものである。この新協約にして爾後實施となりしならんには、米獨兩國以外の交戦諸國に對しても一の好範例を示し得たに相違ない。然るにその調印ありたると同じ日、聯合與國の獨逸との間には休戦規約が成立し、交戦は事實的に收局したので、折角の米獨俘虜協約も調印の儘遂に實施を見るに至らなかつた。

萬國國際法協會の
俘虜待遇
規則案

八三五 第一次大戰の四年有半に互れる經驗は、俘虜の取扱に關する陸戦法規慣例規則中の當該條項に不備の點少なからざることを立證せしめた。是に於てか大戰直後の一九二〇年にポーツマスにて開會の萬國國際法協會にては、俘虜の取扱に關する特別委員を設けて之が調査を依頼することにし、歐米の有數の斯學者及び大戰中に俘虜關係の實務に執掌したる有力者合せて十數名を委員に擧げた。この委員は審議の末、俘虜の取扱に關する調査報告を一九二一年の海牙開會の同協會大會に提出し、大會にては多少の修補を加へ、二

その中の
常人俘虜
待遇規則
案

十四ヶ條より成る俘虜待遇規則案を可決した(その全文は *Int. Law Assoc., Sixth Report of*, Vol. 1, p. 257 以下参照)。この規則案は英帝國國防委員會及び國際赤十字委員會に於ては孰れも之を妥當のものとして認め、特にその前者は之が採擇方を英國政府に建議したものである。

八三六 然るに右の規則案は専ら軍人の俘虜に關するもので、常人のそれには觸れてない。これは同會議に於て、常人たる俘虜のことは列國の之に關し或程度に意見を表示するに至るまでは論究し難い點もありとの見地から、態と之に觸るるを避けたからである。然るにその後國際赤十字委員會にては、更に常人俘虜の取扱に關しても一定の準則を得たしとの要望があり、萬國國際法協會はこの要望に應じ、一九二三年十二月同協會にては改めて之に關する委員を依頼することにし、前回の委員を中心とし多少の増減加はりたる新委員はその任に當ることになつた。該委員は爾後十回の會議を重ねたる末『常人俘虜 (Civilian prisoners of war) の待遇に關する規則案』を稿了し、之を一九二四年のストックホルム大會に報告した。この成案の前文には

『本委員會の所見にては、凡そ敵の常人殊に女性を抑留するの慣行は排斥すべきものとす。故に開戦とならば一切の敵國常人は、軍事的考慮が之を許す限り、成るべく速に之を本國に送還するか他に移送するか、又は自由に離去せしむるか、將た適當の保護の下に自由に在留するを許すかにすべきことを先づ懇懇せんと欲す。捕獲國は之を解放することが國家の利益に反すと認めたる者は、その何人を問はず之を留置するの權を有す。』

とあるが如く、要は敵國常人の退去は軍事的理由に於て之を差止むるは妨げなきも、原則としてはその自由

退去を許すを望ましとし、ただ抑留の慣行は一朝にして廢止難かるべく、随つて彼等を俘虜として取扱ふは已むを得ざるべしとするも、その場合には之が取扱方は宜しく本規則案に據ることにすべし、といふのが本報告の要旨であつた。この規則案はストックホルム會議に於て討議の末、多少の修正加はり、左の確定文案となつて可決せられた。(大體に於ては一九二一年の海牙大會可決の軍人俘虜取扱規則案に則つたものである)。學會の一試案に過ぎぬけれども、本問題に關する國際法學者の綜合的意見は之に依り窺知するを得べく、殊に陸戦法規慣例規則中の俘虜條項及び之を補足する一九二九年のジュネーヴ調印の俘虜待遇條約の共に適用の對象とする所のは、専ら軍人(民兵、義勇兵、その他兵力編成の一部たる非戦闘員を含む)及び民衆軍以外の非軍人としては専ら通信員、酒保商人、用達人等の如き従軍者に限られ、随つて一般常人の俘虜に關し未だ何等成規の存するなき今日に於ては、本規則案は一の有力なる參考案たるものである。

常人俘虜の待遇に關する規則案

第一條 常人俘虜とは、その逮捕又は留置の際に於て本國の軍事法規の下に立たざる所の敵國所屬人を謂ふ。

第二條 常人俘虜は之を逮捕し又は留置する敵國政府の權内に置かる。

彼等は常に人道を以て取扱はるべく、且暴行、侮辱、及び公衆の好奇心に對し特に保護せらるべし。

彼等は留置中自己の慰安に必要な被服その他の私用品を使用するため之を保持することを許さるべし。「金錢證券類は俘虜之を保持するを許されざるものなるが故に『私用品』といふ中には金錢證券類は之を含まずとの立案者の説明であつた」。

第三條 常人俘虜はその逮捕後又は留置所に到着後、自己への通信先を家族に郵便葉書にて通報するの便宜を軍事的考慮が許さざる場合の外供與せらるべし。「軍事的考慮が許さざる場合の外とは、間諜嫌疑者の如きにはこの便宜

を供與せざるの意といふ立案者の説明であつた、第十三條中の同句も亦同じ意味とある」該郵便葉書は最迅速に之を發送すべく、且常人俘虜として發信を許さるべき信書又は郵便葉書の計算以外とすべし。

第四條 常人俘虜は之を都市、城塞、兵舎、その他の場所に抑留するを得べく、又抑留せざる場合には特定の地域内に在留せしむべし。

第五條 凡そ常人俘虜を抑留する場所は、その位置及び設備に關し健康且衛生的のものたるを要す。彼等の利益を保護するの任ある中立諸國の代表者は隨時彼等を檢分するを得べし。但し捕獲國に於て軍事的必要に由り特定期間その檢分を許すべからずと認めたるときは、その都度該保護國に通知して之を差止むることを得べし。且その檢分差止期間中は、收容所官憲は少なくとも一ヶ月に一回文書を以て管下常人俘虜の健康その他の状態、及び抑留所の衛生状態を上司に報告すべく、この報告書は關係保護國代表者に於て隨時之を査閲するを得るものとす。

第六條 常人俘虜には無償にて且その身分に應じ相當の居所(適當の保護及び照明ある)、寢具、家具、その他自身の相當慰安に必要な洗濯及び飲食の一切の什器を設備すべし。衛生上の相當備品も亦之に供與するを要す。女性又は十七歳未満の幼者を抑留するの要ある場合には、各別の屋舎をその各者に供與すべし。特別の設備及び食事の供與を許されたる者には相當代價を支拂はしめて之を供與することを得。

常人俘虜には無償にて良質の食物を供與すべく、殊に麩、肉、及び野菜類は、捕獲國の常人の食物消費量に關する現行制限の範圍に於て充分の量を供與すべし。

食物に關しては人種的要求は相當考慮に加ふべし。

常人俘虜にして自身適當の被服を備ふる能はざる者には、相當の物を無償にて之に供與すべし。

常人俘虜の日用品を相當價格にて入手するを得さしむるため能ふ限り酒保を設備すべし。

常人俘虜には必要なる醫療及び藥品を無償にて供與すべし。

第七條 常人俘虜には收容所の掃拭及び衛生的注意以外に強制的勞役を課することを得ず。但し海牙規則に於て戰闘員の俘虜に課するを得ずと爲せる勞役を除き、任意勞役に就くことを欲する者は此の限に在らず。

第八條 捕獲國は常人俘虜の精神的要望を能ふ限り満足せしむるの義務あるものとす。常人俘虜はその宗教の遵奉に關し完全の自由を有し、その目的に關し凡ゆる便宜を供與せらるべし。

常人俘虜にして捕獲國の認めたる宗派の司教たる者は法規の許す範圍に於て收容所内にてその業に従事するの自由を有す。

第九條 常人俘虜にして不從順の行爲あるときは、之に對し必要なる規律手段（答打又は暗害投入を除く）を執るを妨げず。但し該手段は捕獲國の軍人に對し同様の場合に於て加ふるを得べきものたるべく、且本條約の他の條項の明示的又は默示的に禁ぜざるものに限る。個人の不從順行爲に對し連坐罰は之を課することを得ず。但し個人が特權を濫用したるに對し連坐的に該特權を剝奪することは此の限に在らず。

逃走したる常人俘虜にして捕獲國の領土又は領水、若くはその占領地を離るるに先だち再び捕へられたる者は之を體刑以外の處罰に附することを得。逃走の企圖に關し加ふべき禁錮その他の處罰は二月を超ゆることを得ず。禁錮も體刑であるに相違ないが、此に謂ふ體刑とは例へば管刑の如き直接身體に加ふる刑罰の意と解せられる。

常人俘虜にして逃走の目的を達したる後再び捕へられたる場合には、前の逃走に關しては何等の處罰を受くることなかるべし。

第十條 常人俘虜に對する報復手段は之を避くべし。

報復を行ひ又は行はんとしたるときは、捕獲國はその事由と該措置を至當とする陳述書を該俘虜の保護國に告知すべし。

該保護國は兩交戰國代表者を自國代表者の面前に於て親しく會同せしむるか又は他の適當なる手段に依り、右告示

を受けたる報復の理由を解消せしむるに努力すべき義務あるものとす。

常人俘虜は如何なる場合に於ても、常人俘虜の取扱に關し本國政府の行ひ又は承認したる行爲に對するその場合の外、報復手段の下に立たしめらるることなかるべし。

第十一條 常人俘虜は本國政府の同意なしには宣誓解放せられざるべし。

捕獲國は宣誓解放又は本國送還となりたる常人俘虜に對し解放の事由を記載する公文書を交付すべし。常人俘虜にして宣誓解放となりたる者は本國政府及び捕獲國政府に對し、その約束したる事項を自己の名譽に訴へて誠實に遵守すべきものとす。

右の約束にして本國政府の同意の下に成りたるものにおいて、本國政府は宣誓と兩立し難き義務を彼に課すべからず又彼をして受諾せしむべからざるの義務あるものとす。

宣誓解放となりたる常人俘虜にしてその宣誓事項に違反し、而して再び捕へられたるときは、俘虜としての待遇を之に認めず、且その犯行に關し査問に附せらるべし。

第十二條 常人俘虜の保護國の任命したる衛生委員より捕獲國に對し本人は何等現役に堪へざるものと證明したる場合には、且本人に於て希望せば、捕獲國に於て軍事的理由に因り特に本人の解放又は引渡が當を得ずと認めたる場合の外、成るべく速に本人を本國に送還すべし。

送還となれる常人俘虜は現交戰の繼續中、如何なる形式に於ても之を軍務に使役することを得ず。常人俘虜の保護國は兩交戰國をしてその自國に收容する彼等の能ふ限り大規模の交換を一定の部類に依り行ふに同意せしむるに努力するの義務あるものとす。この件に關する該保護國の周旋は總ての交戰國之を歓迎すべきものとす。

第十三條 常人俘虜に關する情報局は開戰の初めに於て兩交戰國之を設置すべし。

情報局は俘虜に關する一切の問合に答ふるの義務を有す。交戦國は特に軍事的考慮が許さざる場合の外、常人俘虜の身柄、抑留の場所、入院したる病院、移動、逃走、死亡、埋葬地、宣誓解放、送還、交換等に關する事項をその日付と共に情報局に通報すべく、その他情報局の日常の參考に資するため各俘虜に關する銘銘票を作成して之を通報すべし。

情報局は俘虜に關する詳細の事項をその本國政府に對し週報を以て傳達するの義務を有す。

第十四條 情報局は郵便物に關する料金の免除を享有す。俘虜の發受する信書、郵便爲替、有價物、並に小包郵便はその發受國及び經由國に於て郵便料金を免除せらるべし。常人俘虜宛の荷物は輸入税その他の税を免除せられ、且その宛名地まで無賃にて輸送せらるべし。

第十五條 常人俘虜宛の荷物は必要なる檢閲を行ひたる上能ふ限り速に之を本人に送致すべく、之を差押え置くを得ざるものとす。

第十六條 慈善の仲介機關たるの目的を以て常人俘虜の本國の法令に依り適法に設置せられたる救恤協會及びその代表者は、交戦國政府よりその軍事的必要及び法令の許す範圍に於て、人道的任務の有効なる遂行上凡ゆる便宜を受けるものとす。

第十七條 常人俘虜の抑留の場所に於ては、俘虜自身の自由に選任する俘虜委員を設くべし。該委員は捕獲國の監督の下に捕獲國の取締上委任する一切の事項の掌理に當るべし。

委員は糧食、被服、靴、その他の寄贈品を受領且頒布し、又名宛人の確知し得ざる小包類を受領且頒布するの任を有す。

捕獲國は自國の利益を害せざる限り、常人俘虜自身の事柄は成るべく之を彼等自身の處理に任せ、且相當と認むる幫助を之に供與すべし。

第十八條 常人俘虜の利益の保護を委託せられたる保護國は、該委託國の要求あらば、時機その當を得ずと認むるに非ざる限り、俘虜の取扱に關する何等問題又は苦情を調理するの目的を以て兩交戦國の代表者を會同せしむるに就て斡旋の勞を執るべきものとす。

本條約の調印國はその各條項に充分の效力を與ふるの目的を以て、前項記載の會同は交戦期間中隨時開催せらるべきことの最も得策なるべきことを承認す。

第十九條 平和克復したるときは、常人俘虜の解放又は送還は能ふ限り速に之を行ふべし。

第二十條 本規則は常人俘虜の國語に於て印刷し、苟も彼等の留置せらるる場所に於ては何時にても見且讀み得る如く常に明瞭に且常置的に之を掲記すべし。

(Int. Law Assoc., Report of the 33rd Conf., 1924, pp. 22—237)

俘虜の特
遇に關す
る國際法
の改定

八三七 この間にありて國際赤十字委員會にては、俘虜の取扱に關し右の學會案より一步進める國際條規を新に律定するの要を各國の關係識者の間に熱心説く所あつた。現行陸戰法規慣例規則の俘虜に關する條項には、その尙ほ不備の點が頗る多かりしこと第一次大戰に於て實驗せられた。されば同戰役直後の一九二〇年、英國ポーツマス開會の萬國國際法協會大會に於ては、右の不備を補足するの意味を以て起草せる俘虜取扱規則案の提出があり、討議の末に委員附記となれるが (Int. Law Assoc., Report of the 29th Conf., 1920, pp. 275—306)、その提案者フェリモア及びベロットの別に提出せる意見書には、現行規則の不備として

(一) 俘虜は人道を以て取扱ふべしといふ文字、俘虜に課する勞役の性質、作戰動作に關係を有すべからずといふその範圍、殊にその關係發生の時の問題、不從順の行爲に對して施すを得る嚴重手段等、孰れも漠に失するが故に、之を明確に規定すること。

- (二) 俘虜は衣食住に關し捕獲國の自國の軍人と同じ待遇を受くといふ標準を明確ならしむること。
- (三) 俘虜所屬國政府の或行爲に對しその俘虜に報復を行ふを禁ずること。
- (四) 國籍人種等の相異なる俘虜を同一場所に收容するを禁ずること。
- (五) 俘虜の待遇をその國籍に依り殊別するを禁ずること。
- (六) 收容俘虜に對する捕獲國の義務に關し中立國に認むるに俘虜收容所を視察し且必要の取極を捕獲國との間に爲す所の權利及び義務を以てすること。
- (七) 非戦闘者たる俘虜の即時解放に關する規定を設けること。

の諸點を擧げた (*Ibid.*, pp. 271-3)。細論とならば種々の意見もあらんが、大體に於ては異議なかるべきものであらう。されば國際赤十字委員會の努力は功を奏し、大戰後十年を経たる一九二九年七月、之に關する國際會議はジュネーヴにて開かれ、四十七ヶ國の代表者之に参加し(帝國政府の代表者は在ベルヌ吉田公使、在巴里帝國大使館附武官三浦海軍大佐及び下村陸軍中佐)、その結果として『俘虜の待遇に關する條約』(以下略して俘虜待遇條約と稱する)の議定を得た。この新條約(及び之に附屬して『健康上の理由の爲の俘虜の直接送還及中立國に於ける入院に關する模範取扱』なるものもある)は、調印後尙ほ未批准國もかなりある(調印國の四十七ヶ國中批准國は一九三五年一月一日現在にて二十七ヶ國、我が日本は未批准と承知する)、未だ以て普遍的の國際條約と迄はなつて居らぬが、しかも全文九十七ヶ條に互る綿密の規定を有する本條約は、陸戦法規慣例規則中の俘虜に關する十七ヶ條に過ぎざる條項の不備を補足する所の既に重要な一の國際法典となつたもので、本條約の未批准國は該規則の俘虜條項のみに遵すべきなるも、批准國はそれと併せて本條約の新規定の拘束を受くるのである。以下隨處に新規定を援用して該規則と比較するの外、

その全文は別項に掲記することにする。

第二項 俘虜の性質

八三八 俘虜の何たるかに就て公文書の上に定義の下されてあるのは、蓋し一八六三年の米國のリーパーの陸戦訓令がその初めであるかと思ふ。同訓令の第四十九條には『俘虜とは武装の公敵又は能動的助力のため敵軍に従屬し、闘ひ又は負傷の末戰場に於て又は病院内にて、個々の降伏又は開城の結果として捕獲者の手に落ちたる者を謂ふ。』とある。ホルランドは俘虜を簡單に『適法の武装解除の敵』(“lawful disarmed enemies” — *Holland, Lectures*, p. 335)と定義せるが、この定義は一八七四年のブルッセル會議に於ても露國提案を基にして採擇せられた所で、即ち同宣言案第二十三條に『俘虜とは適法の且武装解除の敵を謂ふ』とあつた。然るに第一回海牙平和會議に於ては、ブルッセル案の右の定義は聊か漠たるの感あり、さればとて、より適切の定義も見當らないといふ所から、定義は寧ろ掲げざるに若かずといふことになり、陸戦法規慣例則の俘虜に關する劈頭第一の條項たる第四條では、直ちに『俘虜ハ敵ノ權内ニ屬シ：：』と書下した。俘虜は敵にしても必しも解除せらるべき武装を爲せる者とは限らないから、ブルッセル案及びホルランドの前記の定義は完璧とは稱し難いが、大體の觀念を捉ふるには右にても可なるべく、要するに俘虜とは敵に捕へられ又は降を乞ふて敵の權内に陥るに至れる特定の者である。

乞降して俘虜となるものは一般に抵抗力の盡きたるが故と推定するを得べきも、その以上眞個に抵抗力の全然盡きたるや、抵抗に尙ほ幾分の餘力なかりしや、餘力ありしに拘らず死を怖れての乞降なるや、更に或

俘虜とは
何ぞ

は敵に降つて私利を計るの劣情に出でしに非ざるなきや等の動機は、之を俘虜と爲すに方りて問ふを須るな
い。奮戦健闘の末全然力盡きたる已むなき乞降と卑怯のそれとを同一に俘虜として遇し、均しく人道を以て
取扱ふが如きは武士道を嘉稱する所以に非ずとの論もあらんが、乞降の心底の眞意は確と之を突止むるに難
く、強て質さは悉く勇戦苦闘の揚句と自白するに相違あるまいから、結局は一律に之を俘虜とし、均一の取
扱を爲すの外あるまい。

俘虜と爲
し及び俘
虜たるを
得る者

八三九 俘虜の性質は概略以上の如しとし、然らば交戦國が俘虜と爲すを得る者、及びその権内に陥つた
場合に俘虜たるの待遇を要求し得る者は如何なる人々であるか。

之に關しホールは「交戦者が殺害することを得る總ての者は乞降又は捕獲に因りその俘虜となる」と説く
(Hall, § 131, p. 404)。けれども殺害することを得る者は原則として戦闘員であるから、右の解説では俘虜
と爲すを得る者は戦闘員に限らるることになり、範圍聊か狹隘に失するの感なきを得ない。されば彼は更に
語を繼ぎ、

「然れども敵を俘虜と爲すの權は之を殺傷する一般的權利の行使の温和なる一手段たるものなるが故に、交戦者は俘
虜と爲し得る者を殺害するを得る者に限局すべき義務は無く、苟も敵の國家に取りて重要性あり又は敵の作戰に用立
つことに於て非戦闘員の大衆と離れてある者は、總て之を俘虜とするは妨げない。その前者に屬する者は元首及び非
戦闘員たるその一族、内閣員及び他の高官、外交官、その他特別の理由の下に特別の場合に於て重要性を帯ぶる如き
者であり、又後者に屬する者としては、軍隊の恒久的又は臨時的の補助機關、例へば主計官、憲兵、嚮導、氣球手、
傳令、電信技手等にして誤つて攻撃を受くるあるも抵抗せず、又は軍隊中の戦闘員に加ふる攻撃の際に自己を防衛す
る者（この場合には戦闘員として俘虜となる）、その他請負人及び軍隊關係の用務にて現場に居合せたる者は、その

従事する直接の役務の理由に於て、孰れも俘虜と爲すを得るのである。又敵の商船の乗員も、その軍艦勤務に直ちに
適するの故を以て、これ亦俘虜たるべきものである。』(Ibid., pp. 484—5)
と説いてその範圍を廣く見る。これは當然の見解である。

(一) 正規
兵その他
交戦の有
資格者

乃ち俘虜と爲すを得るものは、第一は正規兵、その他特定条件を具備する民兵、義勇兵、及び未占領地の
民衆軍の構成員である。これ等は當然交戦者たり將た交戦者たるの資格が特に認めらるる結果として、敵に
降伏したる場合又は敵に捕へられたる場合には、均しく俘虜の取扱を受くるの權利を有すること論を俟たな
い。但し赤十字條約の保護を享受する者は別扱にすること次款に述ぶる如くである。

(二) 従軍
の軍屬

第二は交戦者に非ざるも軍に従屬し、軍の補助機關となりて當該事務に當る謂ゆる軍屬、例へば通譯、野
戰鐵道又は野戰郵便の技師以下従業員、民政に従事する吏員等である。(軍醫官、主計官の如きは非戦闘員た
るも交戦者として、右の第一種に屬する所の當然の俘虜待遇有資格者である)。これ等軍屬も敵に捕へられた
る場合には、俘虜として取扱はるるの權を有する。

敵軍の臨時に備用する例へば嚮導、馭者、その他の使用人は之を俘虜とするを得るか。陸戰法則の一權威
ピレーは否定説を提して曰く。これ等の役務は全然一時的のもので、之を戦闘員に擬すべき何等理由は存し
ない。彼等は軍に勞役を提供すべく徵發せられ、服役する以外に進退の自由を有せざる者であるから、之を
俘虜とするが如きは酷であり不當でもある。且彼等は多くは日備で、その數も多かるべく、軍に於て一々證
明書を彼等に交付するなど實際に於て不可能である。』と(Pillet, pp. 194, 403)。蓋しこれ等の臨時的備人
は、敢て俘虜と爲すにも値せざるものと見て可からう。

第二章 交 戦 者

(三)新聞
通信員、
酒保用達
人等

第三は、陸戦法規慣例規則の第十三條に『新聞ノ通信員及探訪者、並酒保用達人等ノ如キ直接ニ軍ノ一部ヲ爲サザル從軍者ニシテ敵ノ權内ニ陥リ、敵ニ於テ之ヲ抑留スルヲ有益ナリト認メタル者ハ、其ノ所屬陸軍官憲ノ證明書ヲ携帶スル場合ニ限り、俘虜ノ取扱ヲ受クル權利ヲ有ス。』とある如く、これ等の各種從軍者も本規定の條件の下に俘虜として取扱はれる。同様の規定は一九二九年の俘虜待遇條約にも、第八十一條に於て『通信員、新聞ノ探訪者、酒保商人、用達人ノ如キ直接ニ軍ノ一部ヲ爲サザル從軍者ニシテ敵ノ權内ニ陥リ、敵ニ於テ之ヲ抑留スルヲ有益ナリト認メタル者ハ、其ノ隨伴シタル軍隊ノ陸軍官憲ノ證明書ヲ携帶スル場合ニ限り俘虜ノ取扱ヲ受クルノ權利ヲ有ス。』として示されてある。『等ノ如キ』、『ノ如キ』であるから、右は例示的に止まり、この以外の從軍者は俘虜として取扱はずと爲したのではない。兎に角第十三條例示の者は、その所屬陸軍官憲の證明書を携帶する場合に限り俘虜の取扱を受くるの權利を有し、隨つて他の俘虜並みに人道的待遇を要求するを得る立場に置かるるのである。證明書の携帶を條件とするのは、本人の間諜その他危険人物に非ざることを證明せしむるがためである。その證明書を携帶せず、しかも軍に於て抑留するを必要と認めたる者に關しては特に規定する所なきも、この場合に於ても軍は俘虜として之を抑留するを得るは勿論である。

交戦者に非ざるこれ等の俘虜殊に新聞通信員は、同じく之を俘虜とするにしても、交戦者たる俘虜とはその取扱上に多少の區別が認められる。交戦者を俘虜として留置するのは敵軍の勢力の還元を牽制するためであるが、元々俘虜たるべきものに非ざる新聞通信員の類を俘虜とするのは、我方の陣地の狀勢を目撃して敵方に復歸するのを防止するのが主たる目的である。故に前者に適用すべき諸般の拘束は必しも後者に適用せざる可らざる要は無く、況して之に勞役を課するの理由は無い。故に俘虜となれる新聞通信員は、特に之を留置するの必要あるに非ざる限り、道を迂回して歸國せしむることは往々見る例である。我國も日露戰役に於て外國の新聞通信員若干を俘虜としたが、一旦内地に後送した上悉く之を在本邦當該國領事官に引渡し、迂回して各本國に送還せしめた。然しながら新聞通信員は權利として斯かる特別扱を要求し得るといふのではない。捕獲者に於て之を抑留するを必要と認めたる場合には、勿論之を抑留するに妨げない。(原文は：“... utile de detenir”; “... thinks fit to detain”)。我が官譯文にも『有益ナリト認メタル』とあるが、意味は有益よりも必要といふことに解すべく、スペイトの本條に關する所論にも“if the capturing commander finds it necessary to detain them” (Spaight, Land War, p. 311)。

第四は敵軍に從軍し且敵の作戰に參與したることの確證ある外國の觀戰武官である。この類の外國武官にして戰場に於て我が權内に陥つた場合には、之を認むるに均しく敵を以てし、俘虜として之を取扱ひ、我方の適當と認むる期間之を留置するに妨げない。その留置期間の給養は本人の自辨たるべきで、これはブルツセル陸戦法規會議に於て伊國代表の提議したる所で、當年の議事録に留められてある。尤も留置は、彼が本來中立國の身分ある武官たるに顧み、その期間を軍事的必要が許す最短期間に止め、能ふ限り速に迂回して之を歸國せしむるのが近代の慣例である。

之に反し該外國武官にして敵軍への從軍中格別中立義務と背馳する行爲のあらざりし場合には、ピレーの『彼等の外交官的性質は完全なる獨立を彼等に保障しあるが故に、斯かる場合に於て捕獲者の執り得る唯一の道は、その戦線以内に留まることを禁ずるの一事あるのみ。』(Pillet, p. 156) 又ホルランドの『捕獲國

(四)敵の
作戰に參
與せる外
國武官

第三款 俘 虜

政府の同意なしには現戦役中再び従軍せざるべきことの條件にて之を解放し、その歸國に便宜を與ふべし。』(Holland, *Land War*, p. 24, n.)と説く如く取計ふべきで、殊に現戦役中我方の同意なしには再び敵軍に従軍せずとの誓約を爲さしむることは至當の要求であらう。尤も彼にしてその誓約を破つて再び従軍した所で、中立國の武官である以上は奈何とも爲し難いのみならず、斯かる誓約を本國政府に於て敢て顧みるの謂れなしと論ずればそれ迄である。さればとて他に方法もあるまいから、結局は誓約違反の場合に本國政府にして之を處分すべきものと見ば適當に處分するものと看做し、該武官をして我方の軍情を偵知する勿らしむるに就ての充分なる警戒を施したる上、成るべく速に迂路に由りて歸國せしむるより外あるまい。

従軍の觀戰武官中には、或は新聞通信の業を兼ね行ふものもあらう。この兼業は中立國たる本國政府の武官として行ふものでは勿論なく、當該新聞社の依頼に依りて行ふものであるから、その通信事務に就ては之に武官としての特遇性を認むるの理由なく、隨つて彼にして我方の権力内に陥りたる場合には、之を遇するに尋常の新聞通信員を以てするに不可あるを見ない。

第五は敵國の元首、及び輔弼の宰臣その他の顯要の職にある文武官である。之に關しては、オッペンハイムの左の所説は蓋し要を盡したものであらう。

『敵國の元首及び高官は、それが軍隊に屬せざる場合に於ては、その地位恰も敵の常人のそれに類する。けれども彼等は敵國に取りて極めて重要且有用の者であると同時に、侵入軍に取りては頗る危険の者であるから、無論之を俘虜と爲すを得るのである。交戦國にして敵國の元首又は内閣員を捕へ得たる場合には、無論之を俘虜と爲すに相違ない。外交官その他の重要官吏も亦同様である。他なし、斯くすることに依りて交戦國は敵の政府を微弱ならしめ、敵

(五) 敵國の元首及顯要の文武官

を降伏に屈せしめ得るからである。……

『海牙規則「陸戦法規慣例規則」は敵の常人及び敵の高官にして交戦國が之を俘虜と爲すを必要と思惟する者の取扱方に關しては何等規定する所ない。けれども彼等が俘虜としての總ての特權を要求し得ることは明白である。彼等は犯罪者ではなく、ただ軍事的理由に於て敵に捕へられたのであるから、隨つて當然俘虜たるものである。』(Oppenheim, II, § 117, p. 136; § 127, p. 191)

近世の戦に於て敵國の元首を俘虜としたる例は、一八七〇年にセダンの役に大敗して普魯西の軍門に降つたる佛帝ナポレオンを普軍にて俘虜としたる以外に無いやうで、強て他に求むれば、南北戦役末期の南軍の統領ダヴスであるが、これは國家の元首として引例するに妥當を缺くの嫌もある。第一次大戦に於ても元首の俘虜は一も無かつたが、文武の顯官を俘虜としたる例は何程もあり、殊にその發端たりし塙塞兩國間の交斷絶の際、會々匈牙利の一温泉に靜養中なりし塞耳比の參謀總長フットニック將軍は、變を聞いて急遽歸國の途に就かんとしたる所を塙軍に捕へられ、その儘俘虜となつたのは著名の一例である。

第六は捕獲したる敵國商船の乗員(船長、職員、及び船員)である。

敵國の商船は別に述ぶる如く、若干の例外を除き、原則として適法の捕獲物たるものである。而して之を捕獲したるときは、乗員にしてその捕獲に對し抵抗すれば勿論のこと、たとひ何等抵抗を爲すなしとするも、當然之を俘虜とするのが古來の慣例で、それは畢竟彼等は敵國の海軍に役立つ者であるといふに由來する。一八七〇年の普佛の役に佛國がその捕獲したる獨逸商船の乗員を俘虜とするや、ピスマルクは之を不當とし、佛國の國防政府に對し速に彼等を解放するに非ずんば報復手段に出づべしと抗議した。彼が之を不當

(六) 捕獲せる敵國商船の乗員

と爲せる論據は、抑も商船員を捕ふる唯一の目的は私艦を構成すべき敵の人員の増大を防ぐにあるが、佛國は巴里宣言の批准國であるから、私艦を利用し得る國でなく、隨つて同宣言を批准したる一事これ則ち商船員を俘虜とせざることに同意したものと解すべし、といふにあつた。佛國政府は之に對し、佛國の巴里宣言批准よりして斯かる結論は歸納し得ざること、敵商船員を俘虜とするは不動の慣例に屬すること、一國の商船員は、私艦の何等問題とは離れ、その國に於て任意之を戰鬪員に變形せしめ得る者なること、殊に獨逸の如き船乘業者は總て海軍の兵役に服すべきものと爲せる國にありては、之を俘虜とすべき理由は更に強く主張し得ること等を以て之に答へた。然るにビスマルクは承服せず、遂に報復的に地方の重立つ佛人を捕へ、佛國に俘虜となれる船員と同じ數だけを俘虜としてブレーメンに收容したとある。このことを叙せるホールは『ビスマルクが單なる自己の命令にて一の國際法則を立てんとしたる抱負は之を眞面目に取るにも及ばぬが、敵がその疑ふべからざる權内に屬するを行はんとするを彼が報復手段に依りて妨げんとしたことは概かはし』と評した (Hall, § 131, p. 485, n. 1)。この評蓋し一理あると思ふ。

尤も當然俘虜と爲し得る敵商船の乗員を俘虜としないで、恩惠的に之を解放するのは別である。日露戰役に於て我國は、戰禍を成るべく戰鬪員以外の者に及ぼさしめざるの趣旨から、帝國海軍の捕獲したる露國商船十六隻の乗員は、その中の軍人である三名——露國義勇艦隊所屬船 *Ekatrinoslav* の船長たる露國海軍中佐某、運轉士の同じく海軍中佐及び海軍少尉の三名——を除ける餘の船員は之を俘虜としないで、捕獲後悉く自由に歸國せしむるの寛仁なる態度に出でたが、これは稀には有らんも常には無き一の特例に屬する。海牙議定の海戰捕獲權行使制限條約に依れば、敵國商船を捕獲したる場合に於ては、中立國民たる船員は

之を俘虜とすることを得ず、中立國民たる船長及び職員にしても、該戰役中敵船に於て勤務せざることを書面を以て正式に約束したるときは、これ亦之を俘虜とすることを得ずとするが(第五條)、敵國民たる船長、職員、及び船員にしても、戰役中作戰動作に關係を有する何等の勤務にも服せざることを書面を以て正式に誓約(中立國民たる船長及び職員にありては誓約と云はずして約束である)したるときは、これ亦俘虜とすることを得ない(第六條)。これは敵國商船の敵國民たる乗員(船長及び職員以外の船員をも含む)は總て之を俘虜とするといふ従前の慣例より人道主義に向つて一步進んだものである。尤も右の規定の反面から推せる如く、敵國商船の敵國民たる乗員にして右の誓約を爲さざる場合には、之を俘虜と爲すことを得るのである。國に依りては、自國船の乗員に斯かる誓約を爲すことを許さざるものもある。西班牙の如きはその一である。一八九八年の米西戰役に於て、米國政府は國內に收容中の西班牙の商船乗員たる一千六百名の俘虜をば西班牙政府にして受取のため中立國の一船を差越すならば宣誓の上解放すべしと申送りたるに、西班牙政府は之に對し、自國の海戦法規では敵に對し再び兵器を操らざることを宣誓して解放を得たる俘虜は之を處罰することになつてあること、この規定は普通の船員よりも主として高級職員に適用せらるべきものなるが、自國海軍省の意見にては兩者の間に寛嚴の差を立つるを好まずとの意見なること、を理由として右の提言を拒絶したことがある (Moore, *Digest*, VII, § 1177, p. 71)。兎に角斯かる國內法規に依ると將た他の理由に因るとを問はず、宣誓を爲すことを拒めば、彼等は本條約の下に於て當然俘虜となるのである。

尤も敵商船の乗員(敵國人たると中立國人たるとを通じ)を俘虜とせずして解放する場合を規定する上記の條項も、該敵船にして敵對行爲に加はりたる場合には之を適用せざるものとしてある(第八條)。隨つて敵商

船にして例へば臨検搜索に服することを拒むあらば、その乗員は悉く俘虜と爲し得る譯で、これは恰も陸戦に於ける民衆軍の如く、非交戦者の一變して交戦者となつたといふ理由に因るのである。但し乗客はその敵對行為に参加したることの證據なき限り解放せらるべく、又中立船にして敵對行為に加はりたる場合には、その乗員は俘虜とせられず、戦律犯として軍律に依り處断せらるるを原則とする。

尙ほ海戦捕獲權行使制限條約には露國は調印せず、伊國は批准せず、その他勃牙利、希臘、塞耳比等も不加入國であつたので、同條約は第九條の謂ゆる連帶條項の規定に依り、第一次大戦に於ては法的の拘束力を出ずに至らなかつたこと他の海牙諸條約と同様であつた。

第一次大戦以降にありては、俘虜と爲すを得る者に新に第七種が加はるに至つた。敵國若くは中立國の航空機の乗員及び乗客にして特定の條件に觸るる者がそれである。即ち敵國の軍用航空機及び旅客輸送専用以外の非軍用公航空機の乗員及び乗客は勿論とし、旅客輸送専用の非軍用公航空機の乗客(乗員でない)にして、敵の役務に服する者及び軍役に適する敵國人、又私航空機の乗員(乗客でない)にしても敵國人又は敵の役務に服する中立國人、又その乗客にしても敵の役務に服する者及び軍役に適する敵國人、更に又中立國の航空機の乗員にしても敵國人又は敵の役務に服する者、又その乗客にしても敵の役務に服する者及び軍役に適する敵國人、以上は悉く之を俘虜と爲すを得ることが一九二三年の空戦法規案の第三十六條及び第三十七條に於て規定せられた。空戦法規案は別に述ぶる如く未批准の言はば學界案同様のものに過ぎぬが、しかも權威ある唯一の參考案として、現在及び將來の空戦は之に準據する所多かるべく、隨つて交戦國は上叙の種類に屬する者は之を俘虜として取扱ふものと見るに誤りあるまい。詳細は敵國及び中立國の航空機並にそ

(七)敵機及び中立機の乗客

の搭乗員に關する別編に譲る。

八四〇 以上は今日の交戦法規慣例又は學說の上に於て俘虜と爲すを得るものと一般に認められてある所である。獨逸の『陸戦慣例』には、俘虜と爲すを得る者として(一)元首、兵器を操るを得るその家族、及びたとひ軍人に非ざるも國家の政策を運用する諸大臣、(二)軍隊に屬する一切の人々、(三)軍隊所屬の一切の文官及び外交官、(四)運送者、酒保、請負者、新聞通信員等の如き、軍隊指揮官の認許の下に軍に滞留する一切の常人、(五)高級文官、外交官、信書使等の如き交戦に直接關係ある一切の人々、並に例へば抗敵的意見を有する新聞記者、政黨の有力なる領袖、人民を教唆する僧侶等の如き、之を自由に放任するに於ては對手國の軍に危険を與ふるが如き一切の人々」と記し、元首を俘虜とせる例としてライプツヒ役に於ける同盟軍のサクソン王、その他ナポレオン一世及び三世等を擧げてある(Morgan's Eng. trans., p. 69)。斯く列擧せる所のは聊か廣汎に失し、中には妥當を缺くと認むべきものもある。殊に戦時とならば、國內の諸新聞紙は殆ど擧げて抗敵的意見に一致せざるはなく、それを不都合として記者を悉く捕虜と爲し得る者と爲すが如きは亂暴な話で、占領地に於ける公安維持のための取締の場合は兎に角とし、俘虜に關する一般の原則論としては、その妥當に非ざること論を俟たない。

第三項 俘虜の取扱の基本的原則

八四一 陸戦法規慣例規則は第四條に於て、俘虜は敵國政府の權内に屬するものにして捕獲者の私有物に非ざること先づ明かにし、次に俘虜は之を取扱ふに人道を以てすべきこと、且俘虜の私有品は特殊のもの

俘虜の權と獨逸慣例

俘虜は捕獲者の私有物でない

を除く外之を尊重すべきことを嚴肅に命ずること左の如くである。

第四條 俘虜ハ敵ノ政府ノ權内ニ屬シ、之ヲ捕ヘタル個人又ハ部隊ノ權内ニ屬スルコトナシ。

俘虜ハ人道ヲ以テ取扱ハルベシ。

俘虜ノ一身ニ屬スルモノハ兵器、馬匹及軍用書類ヲ除ク外、依然其ノ所有タルベシ。

この規定は俘虜の取扱に關する基本的原則たるもので、他の關係諸條項は概ね之より派生するものと見て可い。一九二九年の俘虜待遇條約は更に之を敷衍して左の三ヶ條に編成した。

第二條 俘虜ハ敵國ノ權内ニ屬シ、之ヲ捕ヘタル個人又ハ部隊ノ權内ニ屬スルコトナシ。

俘虜ハ常ニ博愛ノ心ヲ以テ取扱ハルベク、且暴行、侮辱、及公衆ノ好奇心ニ對シテ特ニ保護セラルベシ。

俘虜ニ對スル報復手段ハ禁止ス。

第三條 俘虜ハ其ノ人格及名譽ヲ尊重セラルベキ權利ヲ有ス。婦人ハ女性ノ受クベキ一切ノ尊敬ヲ以テ待遇セラルベシ。

俘虜ハ其ノ私權享有能力ヲ完全ニ保持ス。

第六條 個人用ノ衣類及物品（武器、馬匹、軍用裝具、及軍用文書ヲ除ク）竝ニ軍用兜及瓦斯豫防「マス」ハ俘虜ノ所有トシテ殘存ス。

俘虜ノ所持スル金錢ハ將校ノ命ニ依リ且金額ヲ査定シタル後ニ非ザレバ取上グルコトヲ得ズ。右ノ場合ハ受取證ヲ交付スベシ。右金錢ハ各俘虜ノ勘定ニ書入レラルベシ。

身分證明書、階級ノ徽章、勳章、及有價物ハ俘虜ヨリ取上グルコトヲ得ズ。

八四二 陸戦法規慣例規則の前記第四條第一項は、往古の戰場に於ける武士の特權——敵から分捕つたものは人でも物でも總て之を己れ自身の私有物とするといふ古來の慣例に由る一種の特權——を今日は根本的に非認したものである。往昔にありては、各國民共に敵を憎むの餘り、その權内に陥れる俘虜をも憎み、之を殺戮するに非ずんば罪人同様に取扱ひ、或は之を蠻地に遠謫し、或は之を自己の私有物とし、多くは之を奴隸としたものである。希臘羅馬の時代則ち然りであつた。中世紀以後となりては、捕獲者は俘虜から又はその緣故者から償贖金を支拂はしめて之を解放する言はば俘虜賣買の風が現はれた。ホールに

『歐洲諸國民が基督教の影響を受けて俘虜を己れの奴隸とするの風を棄つるに至れる後も、彼等は尙ほ且古來の思想の餘滓を保持し、個々の捕獲者は償贖金の方法にて、恰も俘虜を終生奴隸とすることに依りて搾取し得べしと思はるる収益を握るの權あるものと思惟した。この制は當年の兵が封建領主の子分でありし間はその儘に存し、ただ僅に重要な俘虜は國君の財産となり、贖金の額もその時毎に人別にして定めたのが、次第に慣例に依り略々一定の額と定まるに至つた。……この慣例は十七世紀に入りて大體確定し、償贖金に依る俘虜解放の制は持續したるも、その協定は國際的となり、金額の率も開戦の當初又は交戦中に於て、俘虜交換規約に於て協定せらるるやうになつた。』(Hall, § 131, pp. 492-3)

とあり、その國際的協定としてロウレンスは

『斯かる協定の最終に取結ばれたものは一七八〇年の英佛間のそれで、之に依れば、佛國の一元帥又は英國の一提督は兵六十人に相當せしめ、下級將校は之に準じて比率を定めた。兵士一人は英貨にて一磅としてあり。故に一元帥又は一提督は兵六十人又は六十磅にて償贖されたのである。近代に至り俘虜交換のことは法則となつたが、最近の數多

き戦に於ては、俘虜交換は僅に稀有のことに屬し、交戦國の互にその俘虜を終戦のときまで收容し置くのが常となつた。』(Lawrence, *Princ. of Int. Law*, § 164, p. 378)

と記する。元帥又は提督の市價六十磅とは随分面白き評價であつた。

然しながら俘虜の償贖制は、一見した所では元と人道主義に發したものの如くなるも、又それに相違なかつたことであらうが、實は却つて反對の結果を齎したものである。即ち償贖金を本人又は縁故者に於て支辨し得る者は助命せらるるが、之を支辨し得ざる大多數の俘虜は一束的に殺害せらるるの不幸となつた。これは佛國のシアール七世の時に著しき例のあつたことで、即ち彼は一四四一年の英國との役に英軍をポントワースに敗り、多數の英兵を俘虜とするや、償贖金を支拂へる者は之を解放したるも、之を支拂ひ得ざりし大部分の者は之を珠數繋ぎにし、手足を縛りたる儘悉く之をセイヌ河に投じて殺して了つたとある (Husack, *Law of Nations*, p. 116)。のみならず封建時代にありて采邑の領主などで敵に捕へられた者は、莫大の償贖金を領内の隸民に誅求するがため、彼等塗炭の苦みに呻吟するといふ始末で、その弊堪へ難かりしとある。そんな事情も關係したのか、償贖制は次第に廢たれ、代つて俘虜の交換が生れたが、俘虜の人道的待遇のことが泰西諸國の間に叫ばれたのは漸く近代のことに屬する。我國にありては今より六百五十有餘年の弘安の役に、元の大艦隊が肥前の鷹島にて大颶風に遭ふて殲滅するや、海中の覆没を免れたる敵兵の大部分——二千有餘名——を我軍にては收容して俘虜と爲し、しかも相當に之を優遇したる史實あるに於て、俘虜の人道的取扱方に關しては我國は實に世界に於ける先進國として大に誇るに足るべきである。泰西にありても、稀には平時の國別條約にて戰時に於ける俘虜の人道的待遇のことを相約したのもある。例へば一七九九年の

米國と普魯西の修好通商條約第二十四條には

『俘虜を遠隔且不良の國に送り、又は之を狹隘且不健康の場所に密集せしむることに依りて損害を興ふることを防ぐため、兩締約國は世界に向つて且各自の間に於て左のことを嚴肅に誓約す。即ち兩締約國は斯かる慣行を學ばざるべきこと、その對手國より受取りたる俘虜は之を東印度又は亞細亞、阿弗利加の他の方面に送ることなく、歐洲又は米洲の各自の領有の健康地に收容すべきこと、俘虜は之を牢獄、刑務船、又は刑務所に拘禁することなく、且鐵械又は縛具を之に附し、その他四肢を拘束するが如きことなきこと、將校は宣誓の上便宜の地方にて之を自由にし、相應の寓所を之に給し、士卒は收容國の同輩のそれと同様なる空氣及び運動に不足なき廣潤の宿營内に置くこと、俘虜は收容國に於て相應の給養を受くべく、その食料の數量品質は收容國の同一階級者のそれと同様なるべきこと、收容費は終戦の曉に於て相互精算の上その不足額を支拂ふべきこと、その支拂は報復その他の理由に於て滯滞せしむるを得ざらんこと。』(Malloy, *Treaties between U. S. & other Powers*, II, p. 1494)

とあり、又一八四八年の米國と墨西哥の講和修好條約第二十二條にも

『兩締約國の期待せざる所にして且上帝の禁する所なるに拘らず、萬一兩共和國間に不幸にして開戦を見るが如き場合には、兩國はその各自の間に於て及び世界に向つて左記の諸法則を遵守すべきことを嚴肅に誓約す。……(二)俘虜の非運を軽減するため之を遠隔、不良、又は不健康地に送り、又は狹隘且不健康の場所に密集せしむるが如き慣行は嚴に之を避くべく……。』(以下大體前掲の米普條約第二十四條に同) (Ibid., I, p. 1117-8)

とある。けれども當該締約國間には爾後右條約の有効期間開戦が無かつたので、果して開戦の場合に俘虜の相互待遇が規定通りに行はれしや否やは想像し得ないが、その條約の相手方との關係を離れて俘虜の待遇の一般的状態を見れば、敢て當時と云はず、十九世紀の後半に入りてからの南北戰役に於ても、北軍は南軍の

私艦乗組員たりし俘虜をば海賊に擬して死刑を宣告したものである。(尤も實際はその宣告を執行しなかつたともある)。又同役に次での墨西哥の内亂に於て、帝政軍はその俘虜とせる共和軍の將兵無慮一萬一千人を何等の審問なしに悉く銃殺した。程なく共和軍の手に落ちたるマキシミアン帝の權花一朝の夢尙ほ覺めざるに、これ亦立どころに銃殺の刑に遭へる、或は自業自得の致せる所と諦むべきか。

八四三 斯の如く昔日にありては、俘虜は勝者の私有物視せられ、捕獲者たる個人又は部隊に於て勝手に之を處分したものであるが、今日では之を許さず、俘虜は捕獲者の屬する政府の權内に移さるるものとなつた。これは交戦法則の一大進歩であること論を俟たない。抑も俘虜は既に戰鬥力を失ひ將た抵抗の意思を抛つた結果たるものであるから、その以上之を殺害したり虐待したりすることの非人道的なるは論なく、且全然不必要のことでもある。『俘虜たるは今日は最早や勝者に依る恩惠行爲ではなくして、無防禦力者の一の權利である』(“War captivity is no longer an act of grace on the part of the victor, but a right of the defenceless.”—Morgan's Eng. trans., p. 69) とは、人道的顧慮に薄かりし獨逸の『陸戰慣例』に於てすら明規された所である。俘虜たるを一の權利と云ふは多少の語弊あらんが、孰れにしても既に抵抗力の無いものであるから、人道を以て取扱ふのは當然のことである。その人道とは一國限りの尺度に依る人道ではなくして、文明諸國共通の人道たるを要する。道德觀念の低劣なる國にありては、俘虜の或程度の虐待を尙ほ且敢て人道に背かずと稱するかも知れぬが、そは恕せらるべきでなく、苟も文明諸國共通の觀念に於て非人道と目せらるるものは、何れの國に於ても之を俘虜に加ふるを許されぬのである。

その條件

八四四 されど俘虜は如何に人道を以て取扱ふべきものとするにもせよ、元々彼は俘虜の身である。俘虜

及び限度

は權利を有するも、義務をも有すること勿論である。故に俘虜は捕獲國に於てその法令及び命令に逐一服従せしむべきは論なく、徒らにお客様扱にすべきものでない。又俘虜としてそれを要求し得るものでない。俘虜は人道を以て取扱はるべきことの當然の條件として、捕獲者の軍隊に抵抗するを許されず、抵抗すれば本來の敵兵に還元し、隨つて殺害に遭ふことあるべきは當然である。抵抗はせざるも、戰場にて多數の敵を捕へたる場合に、俘虜として之を後送するは七面倒臭しとして、一擧之を殺戮して了ふのは古今の戰場にて有勝ちのことで、殊に捕虜後送中に敵の逆襲を受くるが如き場合には、俘虜は手纏とて急ぎ之を片付て了ふことは想像するに難くない。一八七四年のブルッセル宣言案にも本條第二項と同様の條文あるが、當時同會議に於てこの問題を討議せる際、西班牙代表は『俘虜後送中の軍隊は、たとひ敵が之を奪回するの目的を以て攻撃し來るが如き場合に於ても、之を殺害することを得ざるものとす。但し俘虜にしてその攻撃に参加する場合には俘虜たるの性質を失ふ。』との一項を挿加せんことを提議した。然るに俘虜は人道を以て取扱ふべしとの概括的條文は當然右の要求を包含すとの解釋を議事録に留むることにして、右の提議は否決となつた。俘虜は後送に手纏になるからとて、その故を以て之を殺害すべきでなく、手纏になるやうならば武装を解除せしめたる上之を解放すべきである。但し後送中に俘虜が抵抗すれば別である。英國の野戰令には『俘虜にして後送中に抵抗する場合には之を射殺するを得。』とあり(第二編第九章第二條)、佛國の同令にも『俘虜の後送兵にして中途敵より攻撃を受けたるときは、俘虜に伏隊を命ずべし。その命令ありたる後尙ほ起立する者は之を射殺することを得。』とある(第百二十一條)。

更に俘虜の人道的取扱も、捕獲軍の作戰上の絶對必要の前には之を犠牲にするの已むを得ざる場合あるこ

とも肯定すべきである。之を適切に説明したものはハレックの左の一節であらう。曰く。

『極めて多数の俘虜を捕獲したるも之を安全に收容し又は給養することができず、しかも宣誓の上解放したればとて彼等能く之を守るべしと思へざる場合も時にあるであらう。俘虜を收容するに方法なく且宣誓に依頼するを得る限りは、當然之を解放せねばならぬのであるが、之を爲す能はず又給養するの手段なしといふ場合には如何にすべき。軍の安全に直ちに脅威を感じるをも顧みず之を解放せざる可らざるか、將た自衛の法則として彼等を殺害するに妨げなきか。假に軍の安全が敵——たとひ我軍に降伏したるものにもせよ——のそれと兩立し難しとせば、敵を殺害することが國に忠なる所以とすべきか。

『俘虜を殺害することの風習は今日文明國間に廢たるるに至つたが、權利そのものは依然として捕獲者の手に存し、絶對の必要ある場合には今日でも之を行ひ得ぬではない。…自己安全は勝者の第一の法則で、この目的のために必要の手段を執ることは交戦法則の認むる所である。ただ必要の度を超えては、何等苛酷の措置は許されない。随つて軍の執れる手段が果して絶對必要に出でしや否やは、事毎に周圍の事情を按じて之を判定すべく、輕々しくその當否を斷すべきのみ』(Hallack, II, § 7, pp. 19—20; § 19, p. 30)

即ち要は、捕獲者に於て俘虜の收容又は給養が能きず、さりとて之を宣誓の上解放すれば彼等宣誓を破りて軍に双向ふこと歴然たる場合には、擧げて之を殺すも交戦法則上妨げずと爲すのである。事實之を殺す以外に軍の安全を期するに於て絶對に他途なしといふが如き場合には、勿論之を非とすべき理由は無いのである。

要するに以上の如き特殊の場合は別とし、一般的原則としては、俘虜は人道を以て取扱ふべきが本體で、苟も不従順の行爲あるに非ざる限り、敵味方の關係を離れ仁愛の情を以て適當に之を遇し、寧ろ祖國に忠勤

を盡して志を達し得なかつた者として之を劬つてやるといふのが武士の情けである。

八四五 我國にありては、明治二十七八年の日清戦役に於ては申すに及ばず、三十七八年の日露戦役に於ても、俘虜の人的取扱振りは歐米諸國の眞に驚嘆したる所で、泰西國際法學者は殆ど擧げて我が日本をば國際法を忠實に遵守する點に於て世界に冠たるものと稱揚した。而してこれは事實お世辭ではなく、實際當年の我が政府は、終始一貫陸戦法規例規則の本條項の文字及び精神に遵由し、殆ど寸毫も之と背馳する所なかつた。(日露戦役當時の陸軍大臣寺内正毅伯には、講者は同戦役中及び戦役後公務にて數回趨謁したところあるが、その談議の間に伯の國際法尊重の信念の厚きには一再となく衷心敬服した)。日露戦役に於て我國の收容したる露國俘虜は約八萬に上りたるが、内地へ輸送の俘虜は之を松山を始め全國二十九ヶ所の特設俘虜收容所、又は兵營、寺院、個人の別荘等に分置した。それ等諸地方は孰れも健康地たるを監督の容易なるとを主たる條件として選定せられたものである。而して彼等の取扱振に就ては、陸軍大臣官房編纂の『明治三十七八年戦役俘虜取扱顛末』(以下『日露戦役俘虜取扱顛末』と略稱して隨所に引抄する)中の左の一節は、その一斑を叙して要を盡せるものである。

『俘虜取扱に關する陸海軍の法規は出征部隊及内地軍衛に於て最も確實に遵守せられ、總て俘虜は博愛の心を以て其取扱を爲し、戦地と内地とを問はず決して侮辱虐待を之に加ふることを許さず、其身分階級に應じて相當の待遇を與へ、帝國陸海軍に於ける現行法規に依り必要の取締を爲すの外は毫も其身體を拘束せず、軍紀風紀に反せざる限りは信教の自由を與へ、戦地より後送に係る者は其名譽健康を保持するに適當なる陸軍建築物、寺院、其他の家屋に收容し、就中將校には從卒を附して下士卒と其居室を區別し、且一般に其衛生に多大の注意を加へ、傷者及病者は陸海軍

病院若は俘虜收容所附屬病室に於て帝國軍人の病傷者と同く鄭重に待遇し、之と同一の治療を加へ、殊に俘虜の給養に關しては内國人と食物の異なる所あるを顧慮し、帝國軍人に比すれば稍々多額の費用を支出したるの外、消耗品等に關しても彼我慣習の同じからざるが爲、俘虜將校以下兵卒に至る迄帝國軍人に比し毎月多額の消耗品料を支出し、被服、寢具、陣營具、薪炭、旅行等に要する費用は悉く帝國軍人に支給する金額に準し、死者に付ては戰地に在ると内地に於けるとの別なく、帝國軍人死亡者に對すると同じく宗教上の儀式を以て鄭重に埋葬し、其遺言書及遺留品は海牙條約の規定に基き俘虜情報局に収集し、同局より在帝國佛國公使館又は領事館の手を経て本人の遺族其他の關係者に送付の手續を爲せり。』(第二・三頁)

この記事の何等誇張の言でなかつたことは、寺内陸軍大臣が明治三十八年五月十五日付にて各地俘虜收容所所管の衛戍司令官に對して發したる訓令、及びその訓令に基き別に同月十七日付にて陸軍省軍務局長より同衛戍司令官に發したる通牒が明瞭に之を立證する。陸相の訓令は左の如くである(同書第四四頁以下)。

『俘虜の待遇及取締に付ては、誠實にして且寛嚴宜しきを得べきことは獨り敵國に對するのみならず、列國に向て帝國の威信を保持する所以なるが故に、開戦以來所要の法規を定め、取扱の略ぼ一定ならむことを期したるも、近來各所の報告を閲するに、本大臣の希望に副はざる點少からず。固より其細部に至りては、地方の狀況及俘虜の性情に應じ適當の方法を設くるの必要ありと雖、言語の通ぜざるより自然意志の貫徹を缺き、又は慣習の異なる爲め舉動を誤認する等のことなきを保し難し。職に其衝に當る者は如上の事由に鑑み、我威嚴を損せざる限り勉めて博愛の心を以て之を遇し、彼をして我信義に敬服し、自重戒飭、軍人たるの面目を毀損せしめざることに注意すべし。然れども彼は賓客に非ざるが故に、寛待に失し之が爲め我紀律を紊り、放肆の行動を許さざると共に、彼は囚徒に非ざるが故に東縛壓制に過ぎ苦痛に呻吟せしむるが如きことあるべからず。關係諸官能く此理を解し、俘虜の身分階級に應じ待遇

及取締其當を得、以て帝國官憲の威信を保持すべきなり。左に其待遇及取締に關する要項を指示す。宜しく之に準據すべし。

一。俘虜の言語動作に徴するに、彼等は祖國の爲め忠戦に勵み、既に軍人として其本分を盡したることを自信するが如し。而して邦人は彼等の俘虜と爲れるを以て一種の恥辱とし、彼等を輕侮するの觀あり。國の東西に依り風習の同じからざる敢て怪むに足らず。然れども之が爲め彼等に惡感情を懷かしめ、終に國際上の物議を惹起せしむるが如きは得策に非ず。

二。俘虜の學力程度を調査し、或は學堂を設け、強制的に之を教育し、若は體育を計り、起居に於て全く我軍隊に要求するが如きことを以てするものあり。是れ所謂程度を誤るものにして其結果遂に紛議に終るの失體を演ずべし。要するに取締上差支なき限り俘虜相互間に教育を施すが如きは敢て不可なしと雖、其教育又は體育に關し我官憲に於て進んで之を啓發誘掖するの責務なきことを忘るべからず。

三。俘虜將校等に對し我軍人は制規の陸軍敬禮を爲すべきものに非ずと雖、他人に接し禮儀を失はざるは人たるの常道なるが故に、本國に於ける彼等の地位に應じ動作上相當の禮讓を表するを至當とす。又彼我慣習の同じからざるを以て漫に彼等の身體を指し、或は之に手を觸るるが如きは最も慎まざるべからず。逃走を防止する等已むを得ざる場合には兵器をも使用すべしと雖、俘虜將校に對しては特に右等の舉措を注意する如く我下士卒に戒め置くを要す。

四。自由散歩を許可したる俘虜將校、同相當者は、逃走を圖り或は無檢閲の通信を企つる等宣誓の條項に背き帝國の紀律に反せざる限り、成るべく行動の自由を與へ、且散歩地域も亦彼等の幽靜を慰め得る如く選定し、該地域内に於て公然職業を營める場所には敢て出入を禁止するに及ばざるべし。況んや自由散歩に憲兵巡查を附し監督者を同行せしむるが如きは、全く該規定の精神に非ず。

民家居住者に在りても概ね前記の主旨に準據し、過度の拘束を加へざるを要す。

五。自由散歩中民家居住俘虜の居室訪問を全然禁止するものあり。俘虜自由散歩及民家居住規則第八條に矛盾せるものと謂ふべし。

六。自由散歩許可者の外出日時は勉めて其制限を緩にし、殊に彼等の尊重する日曜日を包含せしむるを可とす。又下士卒に在りても、毎週成るべく二回以上の外出を許すは至當ならん。

七。俘虜に對し外出地に於て絶對的に物品の購入を禁止するものあり。又俘虜將校、同相當者自由散歩中物件購入に關し、豫め願書を呈出せしめんとするものあり。兵器彈藥其他軍用に供せらるべき物件及危險物の購入を禁ずるは勿論なるも、其以外に在りては物品の購入を禁ずるの必要なく、又其購入に關しては願書呈出の如き繁雜なる手續を爲さしむるを要せず。

八。俘虜の葬儀に對し儀仗兵の發差等を規定し、部隊を編成して將校等の指揮に屬せしむるものあり。其葬儀に當り取締上差支なき限り死亡者と親密なりし俘虜又は其總代の會葬を特に許すは不可なしと雖、儀仗兵を發差し之が爲部隊を編成する等帝國軍人の葬儀に準ずるは其當を得ず。

九。俘虜將校を下士卒の俘虜收容所に配屬し、其取締に任せしめんとするものあり。將校は下士卒と關係せしめざるを可とす。

十。職務上の必要以外に俘虜と通譯の對話を許さざるものあり。意志の疏通、狀況の偵察等の爲には寧ろ禁止せざるを可とす。

十一。懲罰令並明治三十八年法律第三十八號中俘虜の處罰に關する要件は充分彼等に知得せしめ置くを要す。』

又陸軍省軍務局長より各地俘虜收容所關係衛戍司令官への通牒は左の通である(同書第四八頁以下)。

各地俘虜收容所服務規則及同取締規則等を精査するに、往往現行條約の精神に違反し或は濫に其の範圍を縮少若は超

越せるもの有之候に付、左に其の主要なる點と共に二三の希望を列擧し、御參考に供し候。

一。衛兵司令をして俘虜に對し日夕の點呼を行はしめんとするものあり。此の如き事項は收容所職員の業務にして、衛兵に課すべき任務に非ず。又所員に衛兵の指揮權を假せるは俘虜收容所條例第六條の規定に反す。

一。俘虜中准士官以下の外出に付ても、逃走を謀らず且帝國陸軍官憲の定めたる法則を遵守すべき誓約を爲さしむるものあり。准士官以下には自由散歩を許さず又外出に方りては監視者を附すべきが故に、之に對し何等の誓約を要することなし。

一。自由散歩又は民家居住に關する宣誓書は俘虜自由散歩及民家居住規則第二條に依り其の一通を收容所長保管し、他の一通は本人をして常に保管携帶せしむべきに拘らず、俘虜將校の外出に方り所員より宣誓書を受取り、歸所の際之を返却せしむるものあるは、宣誓書に關する一般の慣例に背反し、右規則に牴觸す。

一。俘虜に關する事務は悉く俘虜情報局に於て取扱ふ如く誤解せるものあり。陸軍省と該局との職務の限界を混同せざる様注意ありたし。

一。俘虜發信に付ては濫に俘虜第五百四十一號に示したる用語の範圍を縮少せず、又其發信回数を制限せざる如く注意ありたし。

一。俘虜將校及准士官を下士卒(從卒を除く)と同一室内に收容し居れる箇所あり。俘虜取扱細則第三條に依り將校及准士官は勉めて下士卒と分置せられたし。

一。俘虜に自炊若は勞役を命ずるに當り、俘虜之を希望せざるの故を以て命令を中止せる形跡の存するものあり。一旦彼等に要求せし事項は條例其他に牴觸せざる限り斷じて之を實施せしめられたし。

一。收容所に於ける衛兵の人員概して多きに過ぐるが如し。臨時増加を要する場合には快速なる通報に依り急需に應ずる策を講し置き、勉めて其員数を減少する如く注意ありたし。

一。俘虜の請願は將校と下士卒とを問はず必ず收容所長又は衛戍司令官に出願せしめ、裁決し難きものに限り中央部に提出ありたし。

一。俘虜に對する一般の面會者に付ては俘虜取扱細則第十條に依り監視者の立會を要すれども、信教の自由及宗門の禮拜は俘虜取扱規則第五條に依り保障しあるが故に、懺悔の秘密の如き其尊信する宗教上特殊の儀式を行ふに當りては、取締上差支なき限り其の秘密を保護せられたし。

一。俘虜將校に對し「屢々無用の書信を爲し監督官を煩すべからず」、或は「喫烟に際し灰皿以外に吹殻及灰を棄つべからず」等の規定を設け居るものあり。此の如きことは將校の心得書中に掲ぐるに及ばざるべし。

一。將來收容所を増設改築する場合に在りては左の點に顧慮ありたし。

俘虜將校の居室は花庭の類を用ひ、靴を穿ちたる儘出入し得る如く設備し、又成し得れば其の寢室は簡單なる隔障を設け、他の洞見を避け得ること。

俘虜下士卒の居室に在りても成るべく穿靴の儘出入し得る如くするを望むも、家屋の結構上已むを得ざれば腰掛を具へ、絶えず蹲居するの苦痛を減せしむること。従卒は各將校の近傍に分置するを可とするも、居室の關係より已むを得ざれば呼鈴の類を備へ、彼等の便を計ること。

收容所の外圍は簡單なる竹柵の類を用ひ、且所内の地域を寛かにして運動の餘地を與へ、彼等をして身體を拘束せらるるの感念を減ずると共に、一方經費の嵩まざる如く注意すべきこと。

右の訓令及び通牒を一關すれば、如何に當年の帝國陸軍の主腦者が露國俘虜の取扱方に深き注意を拂ひ、軍の威信を傷けざる範圍に於てその待遇上に凡ゆる懇切を盡すに吝でなかつたかが明瞭に判かる。斯の如きは後年の第一次大戰に於ては孰れの交戦國にも例を見ざりし所で、當年の皇軍の特異的典例に屬すといふも過當でない。乃ちスベイトがその陸戰に關する一著者中に於て

『日露戰役中日本の軍事行政の優秀の能率は、最も顯著に俘虜關係の諸制の上に示された。日本陸軍大臣は開戦後間もなく俘虜取扱規則を制定し(一九〇四年二月十四日)、次で勅令にて海牙規則に遵依して俘虜情報局を設置した。これ等の勅令及び規則は、海牙規則の諸規定を包含する外、國際の諸慣例を最善且最完全に表示せるもので、實に將來の交戦に於ける同様の法令に對する標準的指針たるものであつた。露國の一八七七年制定の俘虜關係規則も賞稱すべきものではあるが、之を日本のそれに比すれば數歩を譲らざるを得ない。而して俘虜に關する日本の實際の取扱方に至りても、文字の上にはけると均しく全く間然する所なきものであつた。』(Spaight, Land War, pp. 276-7)

とまで激賞したる、必しも過溢の諛辭ではない。而して斯く名聲を斯道學者の間に博し得たことは、當に當年の我が皇軍の名譽であつた許りでなく、實に帝國民全體の誇りであつたのである。

八四六 然るに當時露國側に於ける日本俘虜の取扱振に關しては、露國の俘虜關係の法規そのものは大體に於て間然する所なかりしやうであるが、實際は遺憾とすべきものが多々あつた。戰場に於て露軍の權内に陥りたる我が負傷兵中、身に帶ぶる私有品を露兵に掠奪せられたが如きは未だしも、黒溝臺の戰鬪にて露軍の俘虜となれる我が兵士にして露兵に縛せられて奉天市街を引廻はされ、市民の見せ物に供せらるるの屈辱を受けたのもある。病傷者を輸送するに雪中幾里となく歩行せしめられ、疲勞のため歩行遲緩となるや護送の露兵に靴にて蹴られ、銃床尾にて毆打せられたのもある。後送中及び後送後の給養は粗劣で、甚しきは一日中一回も食事を給せられざりしのもあつた。その他類似的暴行虐待の例は一々列擧するの煩に堪へない。左に掲ぐるは帝國政府が明治三十八年三月モスコウ駐在米國副領事に送付したる參考書で(同副領事は是より先き在露都米國大使の命に依り露國メドウェード所在日本俘虜收容所に往いて俘虜待遇模様を調査し、その復命書の寫が米國大使より在柏林帝國公使を経て帝國政府に到達し、中に露國の日本俘虜待遇に關し遺憾

當年の露國側の日本俘虜取扱

の點少なからず認められたので、之を指摘して帝國政府より参考までに同副領事に送りたるもの、之に依れば日露兩國の敵國俘虜に對する當年の取扱振が如何に相違せるかの一端を知るに餘りある。

帝國政府より在モスコウ米國副領事に送りたる參考書

第一。昨年十二月中、在露米國大使館員が露國參謀本部に於て口頭にて聞取りたる所に依れば、日本俘虜の訪問を許可するには參謀本部より陸軍大臣に照會し、同大臣は皇帝に奏上せざるべからず、何となれば戰時俘虜訪問は勅令を以て禁止せられ居る所なるを以てなり、近頃某佛國僧侶が俘虜訪問の許可を出願したることありしに、斷然拒絕した實例もありと云へり。我國に於ては俘虜取扱細則第九條に「俘虜收容所には衛戍司令官の許可を得たる者の外出入せしむべからず。外國人にして俘虜收容所に入らせむとする者あるときは陸軍大臣之を許可す」と規定し、内外人を問はず俘虜に面會を欲する者あるときは之を許可するを本則とし、在本邦各國公使館員又は領事館員は勿論（佛國領事フオサリユー氏の如きは隨員と共に毎月二回必ず收容所の訪問を爲し居れり）、其他の外國人も陸軍省に俘虜收容所訪問の許可を出願する者には直に之を許可し、未だ一回も之を拒絕したることなく、收容所所在地の衛戍司令官も地方團體の代表者其他個人の慰問等を自由に許可し、各收容所共に其慰問者の數一箇月十數人を下らず。又收容所内に於ける俘虜の宗教遵行に付ては、帝國官憲は最も之に留意し、希臘教者の爲めにはニコライの徒弟なる多數の司祭に對し收容所の出入を許可し、羅馬教者の爲には佛國僧侶ベラン氏を收容所に入らせしめ、自由に祭典禮拜を行はしむ。

第二。日本俘虜將校等は藥劑を求むること能はず、軍隊の藥劑室に備付の藥劑は制限せられ、最も少量なりと云へり。我國に於ては、俘虜病傷者は將校と否とを問はず松山病院に收療し、帝國官憲は同病院の設備に最も傾注して居るのみならず、醫術に堪能なる菊地軍醫監を始め多數の軍醫、並赤十字社醫員及看護婦をして熱心に俘虜の治療に従事せしめ、同病室並他の諸收容所の俘虜將校下士卒は悉く收容所附屬病室又は陸軍豫備病院にて充分なる藥劑

の供給を受け居るが故に、俘虜に於て自費を以て商店より藥劑を購ふの必要なく、又宣誓の上民家に居住する俘虜將校も、疾病に罹りたるときは俘虜自由散歩及民家居住規則第十七條に依り俘虜收容所附屬の病室又は陸軍病院に收療することになるが故に、其醫療に關して充分なる藥劑等は悉く官給と爲り居れり。

第三。日本俘虜は一箇月單に二回入浴すと云へり。我國に於ては露國俘虜の衛生に最も注意し、其健康の保持に關する詳細の心得を各俘虜に交付し、各收容所に於ては毎週必ず一回の入浴を爲さしめ、入浴料を徴することなし。

第四。日本俘虜はメドウェードの如き氣候の嚴寒なる地方を好まず、其散歩區域も近來非常に制限せられ、將校も毎日一定の地區を限り嚴重なる監視の下に二時間限り散歩を許され、其健康上最も重要な地上氷滑も禁ぜられたりと云へり。我國に於ては、昨年五月一日九連城の戰鬪に於ける露國俘虜の内地に來りて以來續々其數を増加し、旅順陥落に至る迄帝國政府は露國俘虜を松山、丸龜、姫路、福知山、名古屋、静岡等氣候の最も良好なる地方に送りたる所にして、奉天附近の戰爭に於て更に多數の俘虜を内地に收容の爲め、漸次に東京附近及北方の地方にも收容所を開設するの已むを得ざるに至りたるに過ぎず。且松山丸龜等の收容所に於ける露國俘虜將校及兵卒は、市中の散歩又は温泉の入浴を爲さしめ來り、決して其散歩を二時間の如き僅少の時間に制限したることなく、昨年七月中松山收容所に於てコザック騎兵中尉を始め七名の俘虜前後四回の逃走あり、八月及九月中にも松山及丸龜收容所に於て前後三回に涉り六名の逃走を企てたる者あり、又本年一月五日にも松山收容所に於て俘虜將校を始め六名の共謀逃走を企てたる者ありしが爲め、一般俘虜將校に對して散歩の自由を大に擴張し能はざりしが、近來に至りては逃走を企つるもの少なきに至りたるが故に、帝國政府は本年三月十八日を以て俘虜自由散歩及民家居住規則を制定し、俘虜將校同相當者にして妻子と同棲せむとする等特別の事情ある者には民家に居住せしめ、散歩其他自由の生活を許すこととし、又收容所内に在留の將校相當者に對しても、逃走を企てざる等一定の宣誓を以て晝間收容所外に監督者等を附添はしむることなく自由に散歩を許可することとし、各收容所に於ては其散歩の時間を概ね

午前八時乃至正午及午後一時乃至四時迄と規定せり。

第五。メドウェードに在る日本俘虜將校六十九名、非戦闘員四百十四名は、其全體に付一日に麥酒四十本、及各將校に付ホイスキー一杯のみを購求することを許され、又一定の商店に限りてのみ其購入を許され居るが故に、日常の必要品購入に付比較的高價を拂ふのみならず、其購入は二名以下に限り少時間内に之を爲すことを許され居るの結果、非常に不便を感じ居ると云へり。日本に於ては各收容所に酒保を設置し、其酒保に於て販賣の價額は陸軍官憲に於て嚴重に監督し居るが故に、俘虜は晝間何時にても酒保に就き市價と同様な相當の代金を以て其嗜好の物品を購入し得べく、又將校を收容する静岡、名古屋、松山收容所等には諸種の酒類を販賣し居るが故に、俘虜將校は自由に食卓上の飲料を購入し得るのみならず、收容所外散歩の際如何なる商店にも自由に立入り、通譯を介して其欲する物品を殆ど無制限に購入し得べく、隨て日常の購入品に付ては俘虜中將校と下士卒とを問はず市中の商店又は收容所内の酒保に於て何等の制限なく何時にても任意に物品を適當の代價にて購入し得るは勿論、將校中には日本甲冑又は刀劍等を購入して收容所内に預け置き、解放の際之を携帯して歸國せんとして居るもの少からず。

第六。日本俘虜に宛てたる書狀を露國官憲より交付せらるるには二三箇月を要することあり、又書狀に於て送付のこゝとを記したる小包も之を受領せざること屢々あり、加之書狀及小包の交付に關しては、露國官憲に於て開封の後再封の際に間違を爲し、名宛人に達すべきものを接受せざることあると同時に、他人に屬するものを受領すること尠からざるのみならず、メドウェードの俘虜は他の收容所に在る日本俘虜と交通通信することを一切禁止せられ居れり。我國に於ては、露國俘虜に對し露國語は勿論、英語、佛語、波蘭語等露語以外の諸國語にても自由に信書を認むることを許すのみならず、收容所に在る露國俘虜には他の收容所に在る俘虜と自由に通信を爲さしめ、決して虜相互間電信、郵便のを制限することなく、其信書は各收容所に於ける多數の將校に依り檢閲して迅速に發送し、又俘虜に宛てたる信書も同一にして、偶々文字の解し難き通信は俘虜情報局にて檢閲すと雖も、之が爲め多數の日

子を要することなし。我國内地へ收容の俘虜遽に増加したるは昨年六月以後なれども、本年三月末日に至る迄十箇月間に露國俘虜の發送したるは信書五萬四千四百三十七通、小包四百十六箇にして、其接受したるは信書二萬九百四十九通、小包九百九十一箇に上れり。是等信書小包は固より我官憲に於て檢閲するものなれども、其手續を最も鄭重にし、未だ嘗て露國に於ける如く正當受領者にして之を接受せざるが如きことありたることなく、加之此等郵便物は固より我官憲に於て郵税を免除し、又俘虜に宛てたる贈與及救恤の現品は輸入税其他の諸税並官線鐵道の運賃を免除し居るのみならず、一般人民に於ても俘虜に同情を表し、山陽、伊豫、讃岐、坂鶴、南海、九州、日本の諸鐵道會社等收容所所在地との交通に關係ある日本全國内に於ける一切の私設鐵道會社も、好意を以て國有鐵道と同じく俘虜に宛てたる物品を無賃輸送のことと爲し居れり。

第七。露國に於ては日本俘虜に一切の書籍及新聞紙を取り得ることを許されざる趣なるも、我國に於ては開戦以來未だ嘗て一回も露國俘虜に書籍若し新聞紙及雜誌の閲讀を禁じたることなく、露國俘虜は日本書籍又は露國若し他の諸國に於ける書籍の購讀を許され、内外人より書籍雜誌等の寄贈あるときは直に本人に送付するのみならず、日本の新聞紙雜誌又は歐米諸國の新聞紙雜誌の購讀を許し居れり。然れども收容所に於ては多數の俘虜より發送し若し其接受する信書の檢閲に忙殺せられ居るに拘らず、内外諸新聞紙の檢閲を爲すには非常なる手数を要するが爲め、世界に於ける一切の新聞紙を購讀せしめ能はざる所よりして、露國俘虜の自費を以て購讀し得べき新聞紙には其數を限定し、日本新聞紙は總て其購讀を禁せざると同時に、帝國内に於て發行する英字新聞紙に在りてはジヤパンタイムス、ジヤパン メール、アドヴァータイザー及ジヤパン ガゼットとし、又英國新聞紙はタイムス、スタンダード、及デイリー テレグラフ、佛國新聞紙はル タン、ル ラヂカル、及ル ランテルン、米國新聞紙はサン、トリビュン、及ワシントン ポスト、獨逸新聞紙はアルゲマイネ、ツァイツング、及柏林ローカル アンツァイゲル、埃國新聞紙はノイエ フライユ プレッセと爲し居れども、此等諸國に於ける他の新聞紙及露國の新聞紙と雖

も、苟くも露國俘虜に對して寄贈し來りたるものは其受領閱讀を禁じたることなく、内外國に於て發行の雜誌も同一にして、昨年七月以來本年三月に至る迄露國俘虜より印刷物を發送したること四百十六回、又印刷物を俘虜に宛て寄贈し之を本人に交付したること實に二千七百七十一回に上れり。

第八、メドウェードに在る日本俘虜は通譯を附せられんことを請求したれども其目的を達せざる趣なり。然れども我國に於ては、開戦以後露國俘虜に對し戦地に於てすら充分の通譯を附して其不自由なきことを努むると同時に、内地に於ける各收容所には多數の露語通譯を配屬し、現在各收容所に於ける通譯は百八十一名に上り、名古屋には佛語を談ずる露國將校あるが故に佛語通譯を附屬し、其他各收容所職員には成るべく英佛獨語を談じ得る日本將校を以て之に充て居るが故に、目下我國に收容中なる多數の露國俘虜將卒中日常の生活に於て言語不通の爲め何等の不自由を感じるものなし。

〔日露戰役俘虜取扱顛末〕一九四頁乃至二〇二頁

知るべし當年の露國の日本俘虜取扱振は、俘虜は人道主義を以て取扱ふべしとの規定に反するや極めて大なりしを。之を帝國政府の露國俘虜を終始一貫仁愛と同情を以て待遇したのに比すれば、兩交戰國の國際法に對する各信念には實に霄壤の差があつた。

八四七 大正三年の對獨戰は、之を日露戰役に比すれば規模の大小素より同一の論でなかつたが、しかも敵の俘虜は四千六百八十五名、その内譯は將校二百一、下士卒四千三百六十二、文官その他百二十二とある（或は俘虜總數獨逸人四千三百五十名、埃國國人三百一名、合計四千六百五十一名、その中將校及び之に相當する者二百十七名と擧げた記事もある）。その戦地に於ける給養に關しては

『九月二十八日孤山、浮山の戦闘に於ける俘虜に對し師團は初め我軍人軍屬の給與に準じ重燒麵麩、雜詰肉、甘藷等

大正三年
の對獨戰
に於ける
獨逸俘虜

を支給せしが、其後俘虜をして自炊せしむるの方針を取り、支那饅頭、麥粉、生肉、生野菜、砂糖及鹽等を交付し、地方炊具に依り自炊せしめたり。

『十月八日師團に俘虜給養委員を設け、且俘虜取扱細則に依り俘虜の給養は我軍人軍屬と同一とし、其炊爨は俘虜の下士卒をして實施せしめ、又之に要する器具は臨時貸與することを規定せり。

『開戦時俘虜收容の際各自二日分の糧食を携行せしめ、爾後は鹵獲糧秣を使用し、其不足は我軍の乾麵麩、雜詰肉及食鹽を支給し、又病院に收容せる患者も凡て鹵獲品を以て給養し、且帝國權内に入りたる敵國軍衛生部所屬の人員並軍隊所屬の教法者等も亦俘虜と同一の給養を實施せり。』

〔參謀本部編『大正三年日獨戰史』下卷、第六三頁〕

の記事以て參考とすべきである。内地後送後において、我が政府は彼等を習志野、静岡、名古屋、青野原、似島、板東、大分、福岡、久留米の九ヶ所に分割收容し、收容所としては特に建設したる廠舎の外、赤十字社支部その他學校建物等を以て之に充てた。收容所にては一收容所毎に將校以下九名乃至十六名が俘虜の取締に當り、尙ほ各衛戍地毎に所要の衛兵を出して收容所内外に於ける監視警戒を爲さしむる外、地方警察官に於ても外部の警戒を補助した。俘虜の給養は、將校にはその階級に應じ我が現役將校と同一の俸給を給し、之を以て被服、糧食、その他日用品等を支辨せしめ、下士以下の糧食費は概ね現役下士以下の額に準せしめたるも、洋食を取る關係から多少増額せしめたやうである。下士以下の被服は俘虜となりたる際着用し居りたるものを着用せしめ、足らざるものには戦利被服を供し、又は定額を以て新調せしめた。その他收容所内の待遇振は逐一俘虜取扱法規に則り、毫も間然する所なかつたやうである。

當時俘虜の下士卒には概ね收容所内外の雜役、例へば炊事場の掃除、諸物品の運搬、排水工事等を自ら行

はしめたが、之に對しては賃銀を給せざるも、官衙に於て特別に勞役を課するときは下士には一日十何錢、卒には一日七錢を給したと聞く。名古屋にては自轉車の製作、洗濯器械の製造工場に従事せしめたのもあり、この場合には日給四五十錢を雇役者より支拂はしめたとある。習志野にては鍍詰及び石鹼の製造等に従事せしめたのもあつた。

我國に收容中のこれ等獨逸俘虜は、その待遇上に格別の不平等なく、隨つて逃走を企つるが如き者としては殆ど無かつたが、偶々福岡の收容所においては、一下士の手落及び同地方の當該官憲間の連絡に不充分の點があり、ために俘虜將校四名の逃走事件があつた(大正四年十一月)。當初の逃走者は五名で、彼等は各その日を異にして拂曉收容所を脱し、走つて下關に到り、釜山を経て京城に着した所を中一名は逮捕されたが、餘の四名は網を滑つて支那に高飛びした。この事實に鑑み、各地收容所殊に俘虜數の最も多い久留米の收容所においては、取締を稍々嚴にし、事を未前に防ぐやうにした。

要するに日獨戰に於ける我國の獨逸俘虜取扱振は、既に日露戰役の經驗もあり、その待遇及び取締に一層の完備を示し、何等非難の容るべき餘地は無かつたやうである。

八四八 晩近歐洲の諸戰に於ては、俘虜の取扱振は却つて昔日の蒙昧時代に逆轉したかの如き觀が無くもない。第一次大戰にありては、交戰諸國は當初は概して俘虜待遇法則に遵由したやうである。尤も獨逸側のそれに關しては、『一九一四年九月、佛國政府の獲たる情報に依れば、獨逸第五十八旅團長ステンガー少將は敵は一人も俘虜に取るべからず、負傷者には悉く止めを刺すべしと部下に發令した。この命令は第百十二聯隊及び第百四十二聯隊の所屬各隊に沿く傳達せられた。』(Jannasch, trans. by Pollock, *German Militarism*

晩近歐洲
諸國の逆轉

at Work, p. 32) と云ふが如き記事もあるが、獨軍にて一旦俘虜としたる者の收容所に於ける取扱振は、少なくとも開戰の初期にありては、特に甚しき不都合もなかつたやうである。尤も獨逸側に於ける英佛兵俘虜の虐待のことは當初より頻々傳へられたので、英國は中立の米國を介し中立官憲に依る獨逸國內の俘虜收容所の參觀方を獨逸政府に申入れるも、獨逸政府は容易に之を承諾しなかつた。英國外相が一九一五年三月十三日付を以て在倫敦米國大使に手交したる覺書の一節に、

『第一。獨軍に捕へられたる英國の將兵にして俘虜收容所に押送中に受けたる虐待に關し極めて戰慄すべき情報を本政府は累時接手せるが、その中の確實と認めらるべき一二の報告は既に之を米國政府の參考に供したり。その虐待振は獨逸俘虜の我が英國にて受くる所の待遇に正反對なるものなり。本政府は米國政府の同意の下に、米國委員の交戰國双方の各俘虜收容所を參觀することに就ての許可方を提議したるが、この提議に對する回答は米國政府未だ之を獨逸政府より受けざるが如し。本政府は獨逸に於ける英國將兵俘虜の取扱に關し甚大の憂懼を抱くものなり。』(Gott. Dip. Cor. betw. U. S. & G., p. 40)

とある。その參觀問題は後に記するとし、在伯林米國大使ゼラルトの一九一五年四月三日付本國政府への報告の一節には『今日まで參觀したる部分を綜合すれば、獨逸の俘虜收容所は概して完備せりと斷言するに憚らず。小荷物、金錢、及び書狀は正確に受取人の手許に到着し、俘虜も大體健康状態に在るが如し。』とありし位で、少なくとも開戰後暫くの間は、當初傳へられたる程の俘虜虐待のことは無かつたやうである。然るに時と共に俘虜の取扱は苛酷となつたやうで、俘虜收容所の視察も言を左右に托して許されず (Gerard, *Told, in 1915*)、甚しきは、獨軍は敵陣に向つて前進する場合に敵の俘虜を先頭に立たしめ、之を掩護物に利用し

たとの記事もある(Phillipson, *Int. Law & the G. W.*, p. 254)。その他獨逸國內各地收容所に於ける俘虜虐待の一般は、詳に載せて Ganner, *Int. Law & the W. W.*, II, p. 5 以下にある。片言以て獄を折め難く、英佛側の記事のみにて真相を斷すべからざるは勿論なるも、當年の多數の文献は概して獨逸の敵人俘虜の取扱振を善くは報じなかつた。

更に甚しきは、一九三七年以降の西班牙内亂戦に於ける俘虜の取扱振である。之に關する一記事に

『佛國加特利教徒の一新聞 La Croix の一記者が一九三七年一月八日の同紙に掲げたる所に依れば、彼は叛軍側に於ける俘虜の所在を到る所に探りしに、獄内にも收容所にも一人も居らず、前線の諸兵の云ふ所では、總てが殺害されたことである。この蠻行に關する理由としては、醫藥缺乏のこの際俘虜に之を給するなどは無駄な話であり、殊に叛軍の全目的は敵を全部根絶するにあるが故とあつた。病院數ヶ所を訪へるも、官軍の俘虜は一名も見當らない。或人は俘虜收容所を見學せんとしてサラマンカの總本營に到り之を要望したるに、新聞係の一將校は、そんなものは何處にあるか知らぬとの返辭であつた』(Duchess of Atholl, *Search on Spain*, 1938, pp. 226-7)

とあるが、之を假に事實なりしとせば、この役に於ける俘虜の取扱振の一斑は推して知るべきである。

八四九 昭和十二年以降の支那事變は、名は事變と云ひながら實に於ては近代の大戦の一なりしことは既に述べた如くで、隨つて該戰役中の累次の會戰に於て我軍の俘虜となりたる支那兵は、蓋し夥しき數に達したることと想像するが、之に關する完全の公的資料は本講執筆の際までには之を閱するを得なかつたので、その俘虜狀況に關しては之を記述する能はざるを遺憾とする。然しながら事變の初期即ち昭和十二年の九月末頃に於ける俘虜取扱狀況に關しては、當時我が陸海軍の當該官憲の好意に由り、その草せる簡單ながらも有

支那事變
に於ける
支那俘虜

益の一記事を入手するを得た。これは當時日支兩戰線の衛生狀況視察として來滬の在瑞西國際赤十字社代表ドワットヴィユ (Col. C. E. DeWattville) のために起草し且彼に交付したもので、隨つて公表に妨げなきものであるから、之を左に紹介する。

第一。俘虜收容狀況

(一) 支那軍の抗日意識強かりしこと、(二) 多少とも我軍に投降の疑あるものは督戰隊に依り處分せられあること、(三) 上海附近の戰闘は活潑なる運動戰と異なり市街戰及陣地戰的性質を有すること等のため、從來支那兵の投降し來たりるもの少なかりしも、最近急速増加の兆あり。然れとも上海背面の廣大なる戰線に於て右の如く急速増加する俘虜に對し調査、防疫、治療等假收容を爲すため時日を要し、未だ全部を一定の場所に收容するの域に達せず。その大部分は各司令部本部に收容中なり。從て上海市内に於ける收容所たる三元宮及眉州の二ヶ所の俘虜總數は現在四十七名なり。

上海武昌路三〇六番地の三元宮收容所に收容中の俘虜は支那陸軍准士官二名、下士官四名、兵二十名、計二十六名にして、帝國海軍陸戰隊安田海軍中佐以下憲兵二名、在郷軍人七名を以て之を取扱監視に任せしめあり。

楊樹浦眉州の收容所に於て取扱ひつつある俘虜は將校一、下士官二、兵十八計、二十一名にして、帝國陸軍の佐藤中佐を主任とし、之に尉官二(内一は軍醫)、下士官二、憲兵一、及衛兵一〇をして之を取扱監視に任せしめつつあり。

第二。俘虜の取扱

俘虜の取扱は一九〇七年陸戰法規慣例規則中俘虜取扱に關する條項並に一九二九年俘虜待遇に關する條約の規定に依り之を行ひ居れり。後者は日本國は未だ批准し居らざるも、同條約の精神に鑑み自發的に之を實施し居れり。

(一) 日 課

俘虜の日課左の如し

午前七時 起床、點呼
 午前八時 朝食
 午前九時—十時 體操又は運動
 午前十時—正午 使役、作業
 正午—午後二時 晝食及休憩
 午後二時—四時 使役、作業
 午後五時 夕食
 午後七時 點呼、爾後適宜就寢

(二)衣、食、住及慰安

投降時の兵服は汚損甚しく、或は故意に便服と着換へられるものあり。且漸次寒氣加はるを以て毛布、襪袴、其他必要被服を貸與しあり。

食事は毎食共我軍兵員と全然同一食物を供しあり。

准士官以上は獨房に、下士官兵は集團して收容す。

毎週日曜は慰安日とし、時間を限り娛樂室に於て慰安せしめ、特に茶菓を給す。

娛樂室には圍碁、麻雀、樂器等を設けあり。

(三)使役作業

准士官以上は之を使役せず、健康なる下士官兵のみ掃除等軽度の労働に従事せしむ。現在は特定の作業に従事せしめ居らざるも、將來本人の希望に應じ自己専門の職業的作業に服せしむる計畫を進めつつあり。

(四)俘虜の醫療

現在三元宮收容所に於ては急性腸炎二、頭部濕疹兼頸部淋巴腺炎一、計三名の患者あり。急性腸炎患者二は疑似赤痢の疑あるを以て隔離收容しあり。

眉州收容所に於ては戰傷者四、癩患者一、急性胃腸炎一、計六名にして、皆輕症なり。

毎日午前九時、兵站司令部及陸戰隊より軍醫官及衛生部員收容所に出張し、診療並治療を行ひ居れり。

第三。俘虜の態度

俘虜は一般に教養低く、且當初は興奮乃至恐怖の念に驅られ、時に統制を紊るものありしも、時日の経過と共に漸次沈靜し、目下特に警戒を要するものなし。彼等の大部分は食餌の粗惡缺乏、給料の不拂等、物質的不満を動機とし、寧ろ此苦痛を免れんとして投降せるものなり。從て投降後定時に定食を給せられ、他方安堵の心理と相俟て頗る満足を感じ居るもの如し。其中適任者を以て班長、副班長を命じ、彼等相互自治精神の向上に努め、且人情心を以て待遇しあるため、休戦後の就職斡旋を願出づる者ある等、全く我軍を信頼する状態に在り。從て克く指導者の統制に服し、行狀一般に温順なり。然れども支那人の通有性として恩に馴れんとする傾向あるを以て、恩威平行を主義として指導しつつあり。

右は陸海軍双方の俘虜收容状況を綜合したるものなるが、海軍の俘虜取扱状況に關しては、別にドワットヴィユに開示したる左の記事がある。

俘虜取扱状況

一。俘虜の現状

現在帝國海軍に於て取扱ひつつある俘虜は准士官二名、下士官四名、兵二十名、計二十六名なり。

上海武昌路三〇六番地三元宮寺院を收容所と爲し、收容所長帝國海軍陸戰隊虹口方面部隊指揮官溝口海軍少佐以下憲兵二名、在郷軍人七名を以て之を取扱監視に任せしめあり。

第三款 俘 虜

二。俘虜の取扱

一九〇七年陸戦法規慣例規則中俘虜に關する條項並に一九二九年俘虜取扱に關する國際條約（本條約に對しては帝國は未だ批准しあらざるも、同條約の精神に鑑み自發的に之を實施しつつあり）の規定に依り俘虜の取扱を爲しつつあり。

三。日課及給與

俘虜の日課は起床午前六時、朝食九時、體操十時、夕食午後五時、點呼八時、就寢九時とす。又毎週食事に關しては毎食共我海軍陸戰隊員と同一食物を供しあり（朝食のみは支那人の習慣に依り粥食とす）。又毎週月、木曜兩日は慰安日として特に茶菓を給す。何れも我厚意を極めて感謝し居り、行狀概して温順なり。

四。居住及び被服

准士官は獨房に、下士官兵は集團して收容す。

被服は俘虜收容當時炎暑の候にして何れもその用意なかりしを以て毛布、褌袴、其の他必要被服を貸與しあり。

五。使 役

准士官は之を使役せず、健康者たる下士官兵のみ掃除等軽度の労働に従事せしむ。現在特定の作業に従事せしめ居らず。

労働に従事せる場合は特に労働食として食物を増與す。

六。衛生狀況及び治療

現在急性腸炎二、頭部濕疹並に頸部淋巴腺炎一、計三名の輕症患者あるも、其の他一般に衛生狀況良好なり。

收容所は一日一回消毒を行ふ外、毎日午前九時三十分頃海軍陸戰隊虹口方面部隊所屬軍醫官並に醫務部員收容所に出張し、診察並に治療を行ふ。

當時講者は上海に在りて帝國艦隊の國際法事務に參與し居れる關係上、海軍側に屬する右の俘虜收容所は勿論とし、楊樹浦眉州の陸軍のそれをも廣瀬陸軍軍醫大佐（義夫氏）の好意に依り、共に巡視するの機會を得た。而してその孰れも所内極めて整頓し、俘虜の取扱方に於ても何等間然する所なきを目撃した。尤も收容俘虜の數は海軍側二十六名、陸軍側二十一名といふ極めて僅少の數に過ぎざりし當時であつたから、法規慣例の命ずる所に則りて之を取扱ふに格別困難を感じざりしならんが、兎に角該事變の初期に於ける在上海帝國陸海軍官憲の收容及び取扱振に就ては、寸毫の遺憾だに無かりしものであつた。

その後海軍側には、敵兵を新に俘虜とせるもの幾許もなかつたが、陸軍には敵の大部隊との累次の大戦闘と共に俘虜も相當數に累計せられたことと察する。上海戦の如き陣地戦にありては、敵は退却に方り概ね村落を焼拂ひ、殆ど一兵を残さずして撤退するの餘裕もありしなるべく、随つて陣地戦に於ては俘虜の割合に少なきは想像すべきが、山野の運動戦となると包圍も追撃も行はれ、その間には敵の乞降兵も相應にあつたであらう。その俘虜は如何に之を取扱へるか。徐州方面の戦闘の一通信記事に『午後六時「五月十九日」までに判明した報告に依れば、徐州にては約三千人、臥牛山で一千人、宿縣附近で二千人、固鎮で一千人と相次いで我軍への敵大量投降者が續出し、我軍はその收容に大童になつてゐる』とあるが（讀賣新聞社編、支那事變實記第十輯、第一七二頁）、俘虜に關するこの稀有の記事も、その收容後に於ける皇軍の俘虜取扱狀況には觸れてない。その後の大小會戦毎に、新聞通信の上に現はれたる戦闘そのものの記事の詳細なるに比較し、俘虜に關するそれは常に割合に乏しかりしを感ずる。

皇軍は對支戦に於ても俘虜の取扱に關し如何に國際法則の遵由に忠實なるかを講者は全世界に紹介せんと

欲し、必要なる資料を獲んと努めぬではなかつたが、事實全然之を入手するに由なく、又新聞紙の報道記事とても、稀に捕虜の支那將兵の皇軍禮讃の談片を掲ぐる以外に、凡そ俘虜に關しては殆ど傳ふる所ありしを見ない。徐州陥落の直後、同地の北郊に『徐州交戦抑留者收容所』なるものが舊支那兵舎跡に出来て、現在〇〇〇名の俘虜が收容されてある由當時一新聞の通信に見えたが（昭和十三年六月十七日「讀賣」）、收容の俘虜数の如きは之を明示するに利あればこそ害は無き筈と思はるるに、故さら之を伏字にせる理由は解し難い。稀には特定の戦鬪に於ける俘虜数を公然報道したのもある。例へば南京の攻略戦中烏龍山及び幕府山附近に於て皇軍の俘虜とせる支那兵数を大阪朝日は一萬四千七百七十七人、中に將校少なくとも十人あり、筆頭は教導總隊參謀沈博施なる者と報道したるが如き（昭和十二年十二月十八日の同紙所載、横田特派員の南京發通信）、又軍發表の公報にありても、例へば南京攻略戦に於ける支那兵俘虜を概數一萬零五百と報じ（同年十二月二十九日上海軍發表）、又廣東の攻陥後、同方面の俘虜数を二百六十六（昭和十三年十一月五日大本營陸軍部發表）、更に武漢攻略戦に於けるそれを五千二百七十（同年十一月八日同上）、又昭和十四年春の敵の謂ゆる四月攻勢を反撃したる皇軍の四月中の戦果を公報したるものに捕虜約二百三十とつた（同年五月十一日大本營陸軍部發表）。この外にも毎次の戦鬪に於ける俘虜に關する公報があつたかも知れぬが、概して世に多く知られてない。

殊に物足らなく思はれたのは、俘虜の取扱方に關する公報の缺如たることであつた。支那兵を捕獲したる皇軍の當該各部隊にては、孰れも之を人道的に取扱ひたるに相違なからんも、捕獲後俘虜を何處に收容し、如何に勞務を課し、將校は如何に處置せしや詳でなく、隨つて大に皇軍の仁慈を内外殊に歐米の國際法學者

の間に紹介せんとするも、據るべき官の公刊記事の殆ど見當らぬ憾があつた。察するに支那兵俘虜の多くは、捕獲軍に於てその儘現地の各種の勞役に使用せしなるべく、而して俘虜彼等自身も、その受くる賃銀にて食足り、生命も安全であるから、孰れも之に満足したものであらう。これは善い方針であつたに相違ない。一九三九年の獨逸の波蘭攻略戦に於て波蘭兵の俘虜は七十五萬と稱された。波蘭の總兵力は約一百萬であつたから、その四分の三といふ俘虜の數は聊か過大の感あるが、兎に角獨逸筋の情報にはそうあつた。この七十五萬の中には俘虜となる直前に適法に殺害された者も多數ありしなるべく、純俘虜として獨軍に收容された者の數は詳でないが、それにしても夥しき數であつと思ふ。この俘虜は大部分その儘占領地の主として耕耘に使役せられたやうである。獨軍は敵地を攻略する前に、自國の農民にて編成せる勞働大隊（Arbeitsbattalion）なるものを用意し置き、陥落と共に之を占領地に前進せしめ、之をして俘虜を督勵使役するの任に當らしめたと聞く。この組織的編成の下に俘虜は、その全部ではあるまいが、大部分は現地の耕作に當り、その結果は双方に取り少なからず利便を齎したに相違あるまい。

支那兵俘虜は前述の如く多くは之を現地の勞役に使用し、而して勞役の用なきに至つた者にして性行善良との認定を受ければ、釋されてその儘現地の農夫にもならうから、捕獲軍としても敢て俘虜を内地に後送するに及ばず、又收容所を特設して彼等をそこに抑留し置くを須みず、自然の間に俘虜の身柄は解消となり、隨つて陸戦法規や俘虜待遇條約などの適用を要せずして済むといふ利便もあり、これ等は支那俘虜の特異性を商量し、便宜取捨するに勿論妨げない。支那兵俘虜を收容せる我が或部隊にては、その抗目的迷夢より覺めて新支那建設に献身する旨を誓へる俘虜を支那新政權に引渡して解放したのもあつたやうである。例へば

上海戦にて俘虜となり、爾來渡邊部隊に收容となれる支那兵百五十餘名は、右様の宣誓の結果として該部隊にては昭和十四年二月その身柄を上海市政府に引渡し、市政府は之を浦東の警士教練所に入れて警士に養成することにしたと報せられた(同月七日『上海毎日』記事)。これなども支那兵俘虜の處分方として善い臨機の一方法たりしを失はない。然しながら孰れにしても、これ等の好處分は我が政府の宜しく進んで大に内外に披露すべかりしものでなかりしか。しかも本問題に甚大の關心を有したる講者としては、資料不足のため世の國際法學者の參考となるべき記事を此に稿する能はざるの遺憾を告白するの外ないのである。

八五〇 第二次大戦に於て兩交戦國の互に收容せる敵の俘虜数は、本講執筆の際には尙ほ詳知するを得なかつたが、一九四〇年五月のフランダース地方の戦鬪に於て獨軍の手に落ちたる俘虜は、當時(六月三日)獨逸側の發表したる所では、英佛軍三十三萬(中に佛國の第一軍司令官ブリウ大將以下將官十數名ありとか)、白耳義軍五十萬、和蘭軍四十萬、合計百二十萬餘を算した。三週日を出でざる短期間の戦鬪に於て俘虜に斯く驚くべき夥多の數を示したのは、蓋し古來の戦史に破天荒のことであらう。斯かる夥多數の俘虜を獨逸が如何に取扱ひしかは尙ほ資料を缺くが(ヒットラーは『蘭軍將兵は公明正大に戦ひ且獨軍の負傷兵及び俘虜を厚遇せり』との理由で、その即時の解放方を命令したとある——六月一日伯林發『同盟』)、これだけの俘虜を果して國際法則の要求に遵由して取扱つたものとしたならば、そのみにても獨逸の名譽は長へに世界の戦史の上に傳はるべきである。

八五一 俘虜の中には敵軍に参加し來れる中立國人が混在することもあらう。斯かる中立國人は俘虜として敵國兵と同様に取扱はるべきこと論なきが、曾ては南阿の役に、中立國人たる俘虜が敵國人たるそれと共に氣候不馴の熱帶地に收容されたといふ所から、その中立國政府より之を該收容國に抗議したること(少なくも抗議すべき訓令を自國代表者に下したること)の例がある。

即ち當時、英軍が南阿にて捕へ錫蘭に押送したる俘虜中に米國民と稱する者二十二名ありとの情報があつたので、米國務長官は一九〇〇年十月在倫敦米國大使に、

『本報道にして事實なりとせば、錫蘭島の如き氣候不良を以て有名なる所に風土不馴の米國民を押送せることに伴ふ生命及び健康の危険に對し米國政府は不關心たるを得ない。俘虜を虐待するを許さざる公法の原則は、避け得る危険に原因の何たるを問はず之を曝すべからざることをも包含するもので、この公認の原則は疾く一七八五年及び一七九九年の米普條約第二十四條にも明規してある。…米國民にして南阿共和國及びオレンヂ自由國の軍隊に一時服役する間に於て俘虜となりたる者が事實遠隔且氣候不良の地に輸送せられたりとのこと立證せらるるに於ては、而して今日自由に又は宣誓の上之を解放することの許されざるべき事情あるに於ては、速に之を何れかのより健康の收容地に移さるべきことの本政府の期待を通告せらるべし。尤も米國民にして一時他國の國旗の下に勤務する者は少數に止まるが如し』(Moore, Digest, VII, § 1128, pp. 2925-6)

との訓令を發したとある。之に關し在倫敦米國大使の調査及び對英交渉の結果がどうであつたか詳でない。**八五二** 之を取扱ふに人道主義を以てすべしといふ俘虜は専ら敵の祖國の將兵(及び敵軍参加の中立人)のそれに限られ、自國軍の脱走兵が敵軍に加擔し、それが自國軍に捕へられたる場合には、俘虜の待遇が與へらるべき限りに在らざること勿論である。これ等は當然軍規に問はれ、嚴刑——概ね銃殺——に處せられる。帝國陸軍刑法第七十七條(及び海軍刑法第七十六條)に『敵ニ奔リタル者ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ處ス』とあるが、同様の規定は何れの國の軍事刑法にも概ね之を見ざるはない。

第二次大
戰に於け
る聯合軍
の俘虜敵軍参加
の中立國
人たる俘
虜脱走兵に
して自軍
なる場合

八五三 俘虜の一身に属する物品は、たとひ官給の制服、下着、靴類、望遠鏡、その他雑品にありても、俘虜自身の所有品として取扱はれる。但し兵器、馬匹、及び軍用書類は、假にそれが私有品であつても、將校の刀劍短銃以外は實際殆ど私有品たるものはあるまい。その取扱を受けざることに第四條第三項の規定する如くで、それ等は俘虜を捕獲したる軍の戦利品となる。(馬匹とは必しも狭く馬のみに限るべきでなく、例へば駱駝を乗用に又は物資運搬に使用する軍にありては、駱駝をも之に準せしむべく、要は *burden* のことと廣く解すべきである)。一九二九年の俘虜待遇條約の前掲第六條には、軍用兜及び瓦斯豫防マスクは俘虜の所有品となつてあるが、マスクは兎に角、軍用兜を私有せしむる理由は解し難い。これは軍用装具の一として當然戦利品に組入れ得べきものと思ふ。

俘虜の私有品に關しては、日露戰役當時我が第二軍の制定したる『俘虜取扱手續』には『軍用ニ供セラレザル俘虜及戰死者ノ携帶品ヲ掠奪スルハ勿論、好意上ノ讓與モ之ヲ受クルヲ嚴禁ス』(第十三條)とあつた。即ち俘虜(及び戰死者)の携帶品を掠奪するが如きは勿論のこと、好意上の讓與すらそれを受けては相成らずと嚴命したもので、以て如何に皇軍の軍紀の嚴肅なりしかが判かる。

八五四 斯くの如く俘虜の私有品は之を尊重すべきであるが、俘虜收容國政府は須要と認めたるときは、一時之を取上げて政府に保管するは妨げない。我國に於ても、明治三十七年二月十四日の陸軍省達の『俘虜取扱規則』の第九條(竝に同月十七日の海軍省達の同規則第一條及び第二條)に『俘虜トスベキ者ヲ捕獲シタルトキハ直ニ其携帶品ヲ検査シ、兵器彈藥其他軍用ニ供セラルベキ物件ハ之ヲ沒收シ、其他ノ物件ハ特ニ之ヲ領置スルカ又ハ便宜本人ヲシテ之ヲ携帶セシムベシ』とある。殊に俘虜にして大金を所持する場合に

一時の保
管は妨げ
ない

は、以て逃走心を促す基とならぬとも限らぬから、官で一時之を保管するは必要の措置と云へる。これはブルッセル宣言案の當該條項の解釋として當年の議事録に留められてあるのみならず、例へば米國の一八六三年の『陸戰訓令』にも、第七十二條の第一項に先づ俘虜の私有品を侵すべからざることを規定したる次の第二項に於て『然れども俘虜の所持金が巨額なる場合には之を取上げ、本人の必要費を控除したる上その剩餘は、政府の反對の命令あるに非ざる限り、指揮官の指圖を承け之を軍の使用に充當することを得。俘虜所持の大金にして輻重中に發見且取上げられたるものは、たとひ本人の私荷物中に藏有せられたるものと雖も、本人に於て之を私有品として請求することを得ず』としてある。尤もこの規定で見ると、俘虜の所持する大金は之を私有品と看做さないで、官有品と認めて沒收することになるが、元來俘虜にして大金を所持する場合には、ホルランドが『俘虜の身又はその行李中に發見せられたる大金は事實その私有財産なるや疑問なるべし』と云へる如く(Holland, *Land War*, p. 21)、一應は疑問を挾むの餘地があらう。けれども大金であるからとて、直ちに之を私有財産に非すと斷ずるは早計なるべく、要は本人の身柄その他諸般の事情を篤と調査し、謬らざる推定の下に適宜之を處理するの外あるまい。而してそれが確に本人の私有財産でなくして敵の官有物たる事が明瞭となつた場合には、之を沒收すること勿論妨げなきが、然しこの場合に於ても、ジアコメーは領收證は之を交付するを要すと説く(Jacomé, p. 32)。

八五五 將校たる俘虜には、その自用の刀劍及び銃を身に帶ぶることは許されざるも(殊に彈藥は當然取上げて沒收する)、自身の所有品として保留するを許さるるのが古來多くの例に見たる所である。けれども近代にありては、總ての將校に之を許すことにはしないので、特定の將校に限りて之を許すといふのが慣例と

特定の俘
虜將校に
刀劍携帶
許可

なつた。日露戦役當時の陸軍省達の『俘虜取扱規則』の第十條には『俘虜將校ニシテ特ニ其ノ名譽ヲ表彰スルノ必要アル者ニ限リ、軍司令官又ハ獨立師團長ハ本人所有ノ刀劍ヲ携帶セシムルコトヲ得。前項ノ場合ニ於テハ其ノ氏名及事由ヲ大本營ニ報告シ、大本營ハ之ヲ陸軍省ニ通報ス。携帶セシメタル兵器ハ俘虜收容所ニ於テハ領置スベキモノトス。』又第二十九條には『俘虜ノ所有品ニシテ帝國官衙ニ領置シタルモノハ解放ノ際之ヲ本人ニ還付ス。』とあり、當時の海軍省達の同規則第二條の第二項及び第三項にも、刀劍の佩用及び領置に關し同様の規定がある。即ち名譽を表彰するに必要な將校に限り、且刀劍に限り、之を携帶するを許すも、但し俘虜收容所に於て之を領置すと爲した。當年の露國俘虜は總數約八萬で、中將校は約二千三百、その中にありて右の規定に依り帶劍を許されたる將校五百五十三名を算した。而してその帶劍は孰れも配屬の各俘虜收容所にて領置し、前掲の第二十九條に依り本人歸國の際之を還附したものである。

八五六 然るに旅順の開城に依る俘虜將校の帶劍を松山收容所に於て領置せんとするに及び、彼等と收容所官憲との間に端なくも一問題が起り、遂に彼等將校中の若干名は公力にて營倉に投ぜらるるの騒ぎとなつた。要は收容所官憲に於て前掲第十條第二項の規定に依り彼等の帶劍を領置せんとしたるに對し、旅順開城規約第七條の『日本軍ハ露國ノ勇敢ナル防禦ヲ名譽トスルニ依リ、露國陸海軍ノ將校及所屬官吏ニ帶劍(To wear swords)』及直接生活ニ必要ナル私有品ノ携帶ヲ許サルベク、又前記將校、義勇兵、及官吏ニシテ本戰役ノ終局ニ至ルマデ武器ヲ操ラズ、如何ナル方法ニ於テモ日本國ノ利益ニ反對スル行爲ヲ爲サザルコトヲ筆記宣誓スル者ハ、本國ニ歸還スルコトヲ承諾ス。』の前段を楯にして之を收容所官憲に引渡すを拒んだことから起つた紛議である。

旅順の俘虜將校の帶劍に關して一問題

これは然しながら、彼等の側に於て畢竟旅順開城の際に於ける帶劍特許の意義——少なくとも我が攻圍軍當局者の解釋——を了解せざりしことに職由せるものであつた。前掲第七條(の前半)は、同要塞の防守に奮闘したる露國將校及び附屬官吏に對し特別の待遇を與へ、他の一般俘虜の如くその刀劍を取揚ぐることなくして之を帶有せしめ、武人の名譽を維持して同要塞を退去するを許したに止まる。本開城規約は素と攻圍軍司令官の職權を以て締結したるものであるから、攻圍軍の管轄區域以内に限るものと解釋すべく、但し俘虜として内地收容後に於ては、政治的判斷にて適當斟酌するの餘地あるもので、同第七條の後半に依り宣誓の上歸國するを爲さず、俘虜として我國に留まることを自身選擇して俘虜收容所に入りたる將校は、當然我が俘虜取扱規則の一般規定、殊に將校の特定の場合に本人所有の刀劍携帶を許すも、携帶せしめたる兵器は俘虜收容所に於て領置すべきことの規定に服すべきである。我が俘虜收容所官憲はこの規定に依り收容所の取縮上その帶劍を許さないで解放の時まで之を收容所に領置し、宣誓解放又は交換に依り戰役中歸國せしめらるるか又は終戦に依り本國に歸還する場合に、第二十九條に依り領置の刀劍を他の領置品と共に本人に還附すべきものとの見解の下に取扱つたのである。當時露國俘虜將校は右に關し三百名以上の連署したる抗議書を在東京佛國公使を経て本國筋に送り、一時は外交上の問題に移るべきかと思ゆる形勢でもあつたが、我が陸軍官憲の發したる説明書にて事情は内外に判明し、爾後格別の問題とならずして済んだ。

然しながら由來降伏規約に於て帶劍を許す場合には、その帶劍の語は多くは“empporter épée”、“conservé l'arme”、“emporter les armes”等、即ち劍を持參するといふ意味の文字を用ひ、必しも身に之を帶有するを許すの意と爲さざるを常とする。然るに本開城規約に於て之を“to wear swords”としたのは、恰

も身に之を帶有するを許すと規定したものと解釋し得るの餘地が無いでもない。且たとひ我が攻圍軍にては開城規約にて許容したる事項をその管轄地域内に限るの解釋であつたにしても、文字の上からは必ずしも爾く限局的の意味には取られ得ない嫌もある。故に彼等俘虜將校として内地收容後に尙ほ且帶劍を主張したのは、必しも無理ではなかつた點もあらう。この紛議は、畢竟文辭に稍々の確を缺ける結果であり、後の降伏規約の立案の任に當るものには多少の參考となるべきものであつた。

八五七 俘虜は其中に重態の傷病者あらば、捕獲國の軍醫官に於て同じ俘虜中の健康者を拉し來りて之に輸血を行ふことあるべきを想像し得るが、敢て俘虜仲間の傷病者に限らず、捕獲國自身の傷病者に就ても、人種が大體同じで且血型種の同一に屬するものにおいて、敵の俘虜を輸血の目的に利用するの要も考へらるべく、これは俘虜の收容後に於ても勿論であるが、殊に戰場に於て重態の傷病者の應急看護の場合に、その必要を一層適切に感ずることであらう。將來俘虜の取扱を論究するに方りては、このことは必然検討を要する問題たるべきかと思ふ。

第四項 俘虜の收容及び自由拘束の範圍

八五八 俘虜は收容國政府に於て之を或場所に留置するの必要を感ずることあるべく、之に關しては陸戦法規慣例規則の第五條に『俘虜ハ一定ノ地域外ニ出デザル義務ヲ負ハシメテ之ヲ都市、城寨、陣營、其ノ他ノ場所ニ留置スルコトヲ得但シ己ムヲ得ザル保安手段トシテ、且該手段ヲ必要トスル事情ノ繼續中ニ限り、之ヲ幽閉スルコトヲ得。』の規定がある。この規定は立案者に於て、俘虜を侮辱の標的と爲さしめじとの念入

戰場の傷病者に對し俘虜の輸血利用の

俘虜留置の要否

りの注意の下に起草したもので、殊に但書中の『且該手段ヲ必要トスル事情ノ繼續中ニ限り』との一句は、右の趣旨から一九〇七年の第二回平和會議に於て新に挿入せられたものである。

留置は『スルコトヲ得』("peuvent être assujettis à l'internement"; "may be interned")であるから、俘虜は必しも之を特定の場所に留置すべきものと限つてあるのではなく、例へば俘虜將校にして逃走しないことを宣誓すれば、その名譽に鑑みて之に普通の下宿住を許すも妨げない。然しながら概言するに、俘虜の逃走して再び本國の兵力に加はり、又は收容國官憲に對して不穩の動作に出づるのを防ぐため、之を特定の場所に留置し、その自由に適當の制限を加ふるのが普通である。その留置所としては、多くは内地の留守師團又は要塞の監理の行届く附近の適當な所を以て之に充てる。曾てはブルッセル宣言案討議の際『俘虜は不健康の地方に留置するを得ず。』との一項を加ふることの提案も出たが、俘虜は人道を以て取扱ふべしとの條句は當然その意味を含蓄すべしとの論もありて、右の提案は不採擇となつた、尤も一九二九年の俘虜待遇條約には、第九條第二項に『不健康地ニ於テ又ハ溫和ナル土地ヨリ來レル者ニ對シ有害ナル氣候ノ地ニ於テ捕ヘラレタル俘虜ハ、成ルベク速ニ一層良好ナル氣候ノ下ニ移サルベシ。』と規定し、留置地方の健康地たるべきことを間接に要求してある。

又俘虜にして一定の地域外に出でざる義務を遵守せず、その他單に留置だけでは以て保安を期し難しと認むべき事情あるに於ては、前掲但書の如くその事情の繼續する期間を限り、一步進んで之を幽閉(enferrer)するに妨げない。但し俘虜は元々犯罪人ではないから、犯罪人を繋ぐ所の刑務所に投ずるを得ずで、ただ投獄以外の方法にて適當の所に幽閉し、一時その自由を拘束するに止まるのである。

俘虜收容所の所在地

八五九 俘虜を留置する場所即ち收容所の所在地は、從來は單に收容の俘虜の日常行動に對する監督の便否を按じて取捨したものであるが、今日は敵の落下傘部隊や謂ゆる『第五列』の來りて款を俘虜に通じ、内外相應じて策動するの危険をも顧慮せねばならず、隨つて收容所も、之をその危険なき隔絶の孤島にでも選ぶの外なきに至るべきか。斯かる煩をも顧みず交戦國は果して夥多數の俘虜を人道的に收用且保護するであらうかは、或は一疑問であるかも知れない。

收容所の設備

八六〇 收容所の設備に關しては、陸戦法規慣例規則には特に規定する所ないが、俘虜待遇條約には第十条に『俘虜ハ衛生及保健ニ付出來得ル限りノ保障アル建物又ハ假建物内ニ宿泊セシムベシ。該宿泊所ハ濕氣ヲ完全ニ避ケ、充分ニ保温セラレ且照明セラルベシ。火災ノ危険ニ對シテハ一切ノ注意ヲ執ルベシ。寢室(總面積、最少程度ノ空氣量、設備、寢具)、ニ關シテハ捕獲國ノ留守部隊に對スルト同一條件タルベシ。』と詳細に規定する。

中立國代表者に依る檢分

八六一 俘虜收容國政府は、收容所が諸般の設備に於て缺くる所ないことを示すには、中立國の當該官憲の希望に應じ自由に之を檢分するを許すに若くはない。この先例——蓋し以前には無かつたことと思ふ——は第一次大戦中英國に於て開かれた。英國政府は開戦後程なく、在倫敦米國大使館附武官に獨逸俘虜の收容所を檢分することを許し、佛國政府も同様の措置に出でた。而して英國政府は獨逸に於ける英國俘虜の取扱が面白からずとの情報に接するや、米國政府を通じ獨逸に向つて英獨双方の各俘虜收容所の中立國代表者に依る檢分方を交渉した。在伯林米國大使も之に對する承諾方を伯林政府に向つて勸告した。獨逸は暫し不關心の態度であつたが、結局交渉二ヶ月半に亙りたる末、一九一五年三月之に同意した。在伯林米國大使が英

國の右の提案を齎して獨逸政府に交渉したる始末に就ては、同大使の手記に面白き左の一節がある。

『予は獨逸の收容俘虜の檢分に關する何等かの確定方法に獨逸政府をして承諾せしめんと無駄骨折的に折衝したが、予の獨逸政府に宛てたる書翰が何等の回答なくして久しく打捨てられたる後、而して外相に特に私信を送りて荏苒日を送ることは他國收容の獨逸俘虜に不利を招かしむるの事實を記してその注意を促したる後、遂に親しく宰相ベートマン・ホルウエヒを訪問し、俘虜に關する予の累次の書翰は獨逸外務省より軍務官憲に移讓せられたること、且予は外務省吏員以外に、本件を親しく處理する所の當該係員と接見するの機會を得る能はざることを彼に語り、願くは外交上の常例を離れ直接本件を裁斷し得る所の軍務官憲と折衝するを許されたと求め、尙ほ彼に向つて「予は予の俘虜關係提案に對する回答に接するまでは、予は貴官邸の前に椅子を持出し、蒼天を仰ぎつつ街頭にいつまでも坐してお待ち申すべし。」とまで述べた。斯くして漸く話合の機會を得、漸くにして英獨双方に於ける俘虜收容所の相互檢分の相談が纏まじつた。』(Gerard, My Four Years in Germany, pp. 159—160)

次で同様の合意は佛獨間にも、又露獨間にも成立つた。當時獨逸國內に於ける聯合國側の俘虜の收容所は幾百を算し、萬遍なき檢分は容易でなかつたが、米國の該檢分員は在伯林大使館附武官、當該地方駐在領事官、軍醫官、食料検査員等多數であつたので、大體洽く行はれ、時には俘虜監督官に向つて注意を促し、それが納れられたのもありて、好結果を齎したやうである。

八六二 第一次大戦に於ては、各交戦國に於て收容せる俘虜は従前の戦史に見るなかりしほどの夥しき數に上つた(第二次大戦に於けるそれは或は更に多いかも知れない)。開戦後の二年目なる一九一六年八月一日に獨逸政府の發表したる所に依れば、英佛露等の聯合國側に於ける收容俘虜數百六十九萬五千に對し獨逸等中歐諸國側のそれは二百六十七萬八千で、中にありて獨逸のみに收容せるもの將校一萬六千五百六十九、下

第一次大戦に於ける俘虜收容状況

士卒百六十四萬六千二百二十三、合計約百六十六萬三千を算し、その内譯左の如しとあつた。

將 校	下士卒
佛 兵	三、四八、七三一
露 兵	九、〇一九
白耳義兵	六五六
英 兵	四一、七五七
塞耳比兵	二九、九五〇
合計	一、六四六、二二二

この數は爾後の戦闘毎に増加せること論なく、現に一九一八年十月二十八日英國下院にて公表せられたる所では、開戦以來英國にて收容の俘虜數は三十二萬七千四百十六、その中獨逸兵は二十六萬四千二百四十二と云へるに對し、獨逸側にありては、翌一九一七年五月の調査に依れば、獨逸のみに收容する俘虜實に百六十九萬有餘となつた (Garner, *Int. Law & the W. W. I.*, p. 1, footnote に據る)。

英佛獨諸國に於けるこれ等俘虜の收容狀況に關しては、英國外相の在倫敦米國大使宛の一九一四年十二月二日付書翰に記する所に依れば、『英國に收容の敵國俘虜は將校と下士卒とを區別し、將校は田舎家か又は兵營内の將校寮に入れ、特に飾立ててはないが、家具に不自由なく、俘虜中より擇べる從卒をも附す。』とある (Hist. Parl. Pap., Misc. No. 7, 1915, p. 21)。佛國にては、俘虜將校は城塞寺院等に收容し、光線通風等も相當で、俘虜側からも、又之を檢分せる中立國代表者からも、格別苦情は無かつたやうである。獨逸側にありても、概して俘虜は將校と下士卒とを區別し、殊に將官には居室の外に寢室をも供し、參謀將校には一人

一室を與へ、一般將校は概して數人一室なるも、中には一人一室のもあり、孰れも將校五人乃至十人に俘虜たる從卒一名を附せしめ、殊に衛生施設には相當注意することになつてあり、空氣量も一人に付十五立方突(一般兵士のそれは五立方突)といふ規程であつた。ただ俘虜の英國將校中には、斯かる規程の單に文字のみで實際に行はれ居らざることと不平を訴へた者もあつたやうに聞く。けれども概言するに、獨逸に於ける俘虜將校の待遇は、少くとも當初は甚しく悪い方ではなかつたやうである。

一般兵士の收容所に就ては、英國の例へばニューベリーのそれは設備に甚しく缺陷ありとて獨逸側より非難を受け、漢堡の醫師團は一九一四年十一月、英國の同業者に宛てたる公開狀に於て、衛生施設を極めて不完全なりとして大に攻撃したことがある。又獨逸のルーエレーベン外數ヶ所所在の英國俘虜兵收容所も、英國側より同様の嚴しき非難を受け、英國政府は米國官憲を通じ抗議を伯林政府に提出したことがある。殊にウキッテンベルグの收容所の如き、腸チフスの叢淵と云はれし低地に臨時に建築したる粗末なバラックで、英國政府筋の取調べた所に依れば、僅に十エーカー半(大約十町歩)の地積に建築のバラックに一萬五千乃至一萬七千の俘虜を收容し、百二十人定員の一建物に百八十人乃至二百人を入れたる所もあり、嚴寒の折にも暖房の設備なく、温水の給與なく、剩さへ俘虜となつた際に着用の外套は概ね奪去され、靴は破れ又は失へるが儘にし、僅に藁片にて足を纏ひ、寢床は數足らず、概して三人に一床當りで、ために一床の上に英、佛、露の三國俘虜兵が相擁して僅に眠を取り得る所もあり、床蟲は勿論、惡疫媒介の昆蟲類は無數に蔓り、防疫に何等手を下すなく、チフス患者の如き旬日にして一千に上り、一日五六十人の割合にて蔓延し、死者日々續出するも殆ど顧みるなく、慘狀實に言語に絶せりとある (Hist. Parl. Pap., No. 10, 1916, Cd. 8224)。

McCarthy, *The Prisoners of War in Germany*, Ch. VIII; Gerard, *My Four Years in Germany*, p. 173 等参照)。同様の惨状はガルデレゲンの俘虜收容所に關しても傳へられた。

當時獨逸の俘虜收容所の俘虜待遇振に關する英國側の苦情は種々あつたが、その一は國籍の相異なる將兵を一つのバラック内に收容し、殊に下士卒にありては、英佛兩國兵の外に露兵、塞耳比兵、甚しきは阿弗利加兵までをも一室内に雜居せしめ、更に甚しきは、前述の如く彼等を一寢床に混臥せしむるといふことであつた。彼等は言語相通せず、且文化を異にし、日常の慣習を異にし、衛生思想を異にする所から、往々相争ひ、時には毆合をする。ウキッテンベルグの收容所にてはチフス患者は殊に露兵の間に多いので、英佛の俘虜兵は彼等との隔離方を係員に申出でたが、聽入れられず、それがためチフスは收容所全般に蔓延するに至つた。獨逸の俘虜收容所を檢分したる米國視察員は俘虜を國籍別に分収すべきことを獨逸官憲に求めたが、要領を得ないので、改めて在伯林米國大使より之を獨逸外務省に照會したるに、同外務省は一九一五年一月十一日付の回答に於てその要なき旨を述べ、殊にその中に於て『英國は獨逸に敵抗せしむべく凡ゆる人種の有色兵を使用して憚らぬのであるから、その均しく共同戦線に立てる僚兵を俘虜收容所に一緒に入れたらるとして、英兵側に於て苦情を申立つる理由は無い筈である。』と答へた。一九二九年の俘虜待遇條約に於て『交戦者ハ同一收容所内ニ異人種又ハ異國籍ノ俘虜ヲ收容スルコトヲ出來得ル限り避クベシ。』(第九條第三項)と規定したのは、第一次大戰當時の右様の状態に鑑みた結果に外ならない。

その後獨逸に於ける佛國の利益保護の任に當れる在伯林西班牙大使館の館員が上司の命にてレツヒフェルド(獨逸東南部所在)の俘虜收容所を視察(一九一八年八月二十一日)したるその報告に依れば、俘虜の收容状

態は左の如き不満足のものであつたとある。

『本員等は俘虜收容家屋の施設がベルヌ條約に規定する條件に全然合格せざるの事實を目撃し、不幸にして極めて悪き印象を得た。懲戒場として特に定められたる場所の非衛生的なる、肺結核患者を速に他に移すを爲さずして不必要に長く一所に留置するが如き、孰れも傷はしき印象を受けた。監房の如きは密にベルヌ條約の條件に合せざるのみならず、衛生上の極めて初歩の法則すら捨てて顧みず。在房の俘虜十五名は戸が鎖され、曾て運動を許されぬ。外部よりの光線は極めて弱く、讀書は爲す能はず、強て之を爲さば眼を甚しく傷める。且手洗盥の備へなく、會々あるも水なく、隨つて俘虜は食事に用ひたると同じ鉢にて手を洗はざるを得ない。用便としても屋外に出づるを許されずして、無蓋の容器にて行はざるを得ず、その容器の中實の棄てらるるは日に二回のみ。

『收容所を距ること五百米突の所にサナトリウムと稱する建物ありて、此處に肺結核患者は收容せらるるのである。患者中には病症の甚しく進める者三人ありたるが、一體に患者の取扱振りは極めて悪い。戦時の食物制限の結果として、又肝油その他強壯劑の如き藥品の缺乏に因り、長く收容の續くほど病症は進むのみで、現に同患者たる佛兵二名は最近に死んだ。餘の患者を救助するためには、ベルヌ條約の規定する如く、速に彼等をコンスタンヌ經由にて瑞西に轉送するを必要なりと認む。……』

『俘虜は孰れも營養の不足を量に於ても實に於ても痛切に訴へる。減食は病人に對しても常慣的懲戒法で、且之を甚しく濫用するの證據もある。收容各屋の入口には、俘虜にして官に屬する什器、切地類、又は家具を汚し若くは毀損したる證據あるときは罰するに減食を以てすることが五ヶ國の語にて揭示してあること事實である。俘虜の言ふ所に依れば、彼等の間には、殊に教育の低き輩ありては、飢を凌がんとため塵芥箱の殘パンをだに探す者すらありといふ……』(Janasch, *German Militarism*, pp. 38—40)

實狀果してこの報告の如くであつたならば、獨逸の俘虜收容所の設備は海牙規則の要求に副はざるのみな

らず、人道を距るの甚だ遠きものであつたと云はざるを得ない。俘虜待遇條約が第十條及び第十三條乃至第十五條に於て俘虜收容所の設備、殊に衛生保健の諸施設に關し詳細の規定を設けたのは故なきに非ずだ。

八六三 想ふに當年の大戦に於ては、双方の交戦國共にその收容せる敵兵の俘虜は夥しき多數に上りしに加へ、その俘虜中には國籍の相異なる幾種かの敵兵を網羅するといふ事情もありて、隨つて俘虜の收容、勞役、給養、その他一般取扱方に關し、敢て獨逸と限らず英佛側に於ても、かなり缺陷があつたに相違ない。殊に双方共に敵國の違法行爲に對する報復手段として、留置の俘虜に故さら虐待を加へたる事實の如きは、交戦の法規慣例から見ると人道上から云ふも、到底恕すべからざる蠻行であつた。例へば英國は獨逸の潜水艦戦を以て違法の行動と爲せる見地から、獨逸潜水艦の乗員たる俘虜を留置するに方り特に禁錮的に拘束するの舉に出づるや、獨逸側にては之に對する報復手段として英國の俘虜將校三十九名を營倉に投じたるが如き、又佛國が獨逸兵の俘虜を戦線の程近き所に使役することあるや、獨逸側にては報復的に佛國の俘虜兵を同様に使役し、又佛國が地中海航行の病院船に獨逸の俘虜參謀將校を人質的に搭載せしむるや、獨逸はこれ亦報復的に佛國の俘虜將校をば空爆を受くる危険の多き工業地帯に留置したるが如き、この類のことは他にも多々傳へられた所で、甚しきは、埃國の軍司令官が上空より宣傳ビラを散下せる敵國飛行士を死刑に處すべしとの軍令を出すや、佛國政府は斯く死刑に處せられたる自國の飛行士一名に對し埃國の俘虜飛行士二名を同刑に處すべしと警告したこともある。更に甚しきは、コベットの記事に

『獨逸は報復の手段として英人俘虜二千を露國方面の戦線に押送した。これは獨逸の最高司令部の故意に出でたる行爲である。一九一七年二月二十五日、彼等中の五百名はリバウを發し、吹雪の中を三十五軒の遠きを歩いて塹壕へ

と逐ひやられた。中途疲勞に堪へずして歩行に躊躇する者は護送の兵士鎗や鞭にて威嚇し、落伍して仆れたる者は後より種が來りて之を運んだ。着後の宿營は砲火地帯にある凍れる澤地に假設の一大テントで、中には火の氣なく、設備不完全を極め、飲むに水なく、食物は粗且少、荷物の携帶は許されてない。彼等は砲火の下に塹壕の勞働に使役せられ、服せざる者は水點以下の原野にて之を足高く柱に縛すること二時間に及び、その或者は番兵に射殺せられ、或者は彈片にて重傷を負ひ、又は凍傷して不具となり、或者は餓死した。而して獨逸軍憲は之をば報復手段として當然受くべき報酬なりと公言した』(Cobbett, *Leading Cases*, II, p. 159)

とある。報復は國際法の容認する、少なくとも寛恕する、一の適法手段としてあるも、政府の違法行爲そのものに無關係の俘虜に對し斯かる報復を行ふことは、國際法は曾て容認も寛恕も爲すことあるを聞かない。大戦の酣なりし一九一七年四月、英獨政府間に俘虜は五に戦場の前後三十軒以内にては使役せずとの協定が出来た。しかも獨逸は依然之を無視すとの報道は當時頻々傳へられた。又同じ一九一七年の七月、兩交戦國の代表者は海牙に於て交渉し、報復は對手國に四週間の豫告を爲すに非ずんば行はざること、といふ申合を爲したが、この申合は四週間の豫告さへ爲さば俘虜に對し報復的虐待を加へて可なりとも解せられ、格別の福音ではなかつた。

のみならず當時交戦國は、敵國政府の行はんとする報復手段を不都合と認めたる時、その報復手段の行はることを豫防せんがため、それが行はるべしと豫想する危険の方面に敵の俘虜又は在留民を豫め留置するといふ謂ゆる豫防的報復 (prophylactic reprisals; reprisals in advance) も盛に行はれた。豫防的報復なるものは普佛の役にも、南阿の役にも、既に二三の例はあつたが、第一次大戦となりては更に頻々とは行はれた。即ち英佛兩軍がガリポリ砲撃に着手せんとするや、土耳其政府は君府在住の英佛兩國國民約二千名を捕へ

て同地に送り、之を砲火の下に暴さしめんとし、在土米國大使の故障に依り結局之を五十名に減じたが、兎に角土耳其政府は彼等を豫防的報復の具に利用した。又英佛の航空機がカールスリュエに爆撃を加へ、尙ほ之を續行せんとするや、獨逸は兩國の俘虜を同地の停車場その他空爆の目標となり易き所の附近に留置し、或は夜中特にそこだけに點燈し、以て之を故さら危険の下に立たしめたるやに報ぜられた。この類のことは英國側にも、一九一八年に入り或程度に行つたやうである (Spaight, Air Power, pp. 1337-7 参照)。斯かる豫防的報復手段が果して敵の攻撃を牽制するに就て如何なる程度に奏效せしや詳ならざるも、又交戦國は苟も作戦上絶對必要と見れば同胞俘虜に斟酌せず、之を犠牲にしても爆撃を斷行するに相違ないから、豫防的報復は格別實效あるものに非ずといふ見方もあれど (Ibid., p. 335)、兎に角敵の俘虜を故さら砲爆彈の障壁に利用するが如きは、人道に鑑みて稱すべきでない。陸戦法規慣例規則の俘虜條項中之に關する規定の存するなき缺陷に鑑み、俘虜待遇條約が第二條第三項に於て『俘虜ニ對スル報復手段ハ之ヲ禁止ス。』と明規し、又第九條第四項に於て『俘虜ハ如何ナル時タルヲ問ハズ戰鬪區域ノ戰火ニ曝サルベキ地域ニ移送サルコトナク、又其ノ所在ニ依リ或地點又ハ或地域ヲ攻撃外ニ置ク爲ニ利用セラルルコトナカルベシ。』と規定せるは故なきに非ずと信ずる。

俘虜の氏名階級の訊問應答

八六四 俘虜はその氏名及び階級に關し捕獲者より當然訊問を受ける。その場合には實を以て答へざる可らざることは、陸戦法規慣例規則の第九條に『俘虜其ノ氏名及階級ニ付訊問ヲ受ケタルトキハ實ヲ以テ答フベキモノトス。若此ノ規定ニ背クトキハ同種ノ俘虜ニ與ヘラルベキ利益ヲ減殺セラルルコトアルベシ。』とある如くである。即ち訊問を受けたる俘虜にして實を以て答へざる時は、右の後半にある如く、例へば同じ

軍情に關しては應答の義務なし

大尉でありながら俘虜たる他の大尉と同様の待遇を與へられざることもなる。尤も制裁はそれだけで、事實の答を爲したるの故を以て特に懲罰に附せらるるのではない。又階級より劣等の待遇を受けるのも、氏名及び階級に就ての訊問に對し實を以て答へざる場合のことで、その他の事柄に關する訊問に對しては、たとひ之に答へず、答ふるに事實を以てせずとも、右の末段の制裁は受くべきでない。

八六五 俘虜は捕獲者に於て當然聽取せんと欲する、又非人道的手段に依るに非ざる限り如何なる方法にて聽取せんとするも勿論妨げなき所の、俘虜所屬國の軍情等に關する訊問に對しては、是非共實を以て答へしむべき權利は捕獲者に無いと共に、實を以て答へざる可らざる義務も俘虜は負ふものでない。第一次大戰中、獨軍に俘虜となれる米國の一中尉は、俘虜係の獨逸將校から『佛國に出征せる米國兵の數は大凡幾何なるや。』との訊問に對し『少なくとも五百萬あり。』と答へて訊問者を啞然たらしめたといふ話がある。又同じく獨軍の俘虜とせる佛國の一飛行士は、佛國の航空機に關し種々訊問を受くるや、『何ともお答へ申さぬ、若し是非共答へよと強制せらるるならば、自分は嘘を言ふのみである。』と答へ、それきり何も訊問されずに済んだといふ話もある。又中には、米國に俘虜となれる獨逸の一飛行士にして、己れの所屬隊の有する航空機數や飛行場の位置等を訊問に應じ包み匿さず答へたが、それは悉く嘘八百であつたなどもある。故に俘虜を通じて敵の軍情を探知せんとする場合には、直接の訊問應答の結果は餘り當てにせず、主として收容所内に於ける俘虜同志の私語の間より推定することに努め、之がため或は屋内に潜に擴聲器を備付け、或は俘虜中の或者を買收して私語の内容を内密に報告せしめ、或は囹にかけるやうな質問を以て應答を誘ひ出すといふが如き、凡ゆる間接的の探知法が自然行はれる。訊問に強制性なく應答が義務的でないとなれば、勢ひそう

するより外に道もあるまい。

八六六 俘虜は祖國のために戦ひ、力盡きて敵手に落ちた者で、元々罪人ではない。故に收容國に於ては之を留置するに方り、公安上絶対に必要と認むる以外には、その身體を拘束すべきでない。然しながら俘虜は收容國にありて秩序を尊重するの義務を有し、随つて收容國の諸般の法令に服従すべきものたるは論を俟たない。陸戦法規慣例規則の第八條には之に關し「俘虜ハ之ヲ其ノ權内ニ屬セシメタル國ノ陸軍現行法律、規則及命令ニ服従スベキモノトス。總テ不從順ノ行爲アルトキハ俘虜ニ對シ必要ナル嚴重手段ヲ施スコトヲ得。」の規定があり、俘虜待遇條約にも大體に於て之を踏襲してある(第四十五條)。

即ち俘虜は收容國の陸軍の現行の諸法律、諸規則、及び諸命令(Lois, réglemens et ordres en vigueur dans l'armée de l'Etat . . .)に服従すべき義務を有することが孰れも高調されてある。國に依りては、法規命令が他國のそれに比して一層峻嚴なものあらう。帝政時代の獨逸の陸軍の軍紀風紀に關する法規命令は、かなり嚴肅を以て名あつた。(今日の獨逸のそれも蓋し當年に勝るも劣るまい、第二次大戰に於ける獨逸の壓倒的大捷は、やはり一は軍紀風紀の嚴肅に由來したに相違なかるべしと信ずる)。曾ては普佛戰役中、佛國兵の俘虜にして醉餘獨逸の一少尉を毆打したのがあつた所、獨逸の軍法會議では軍規に照し之を銃殺に處した。獨逸の『陸戦慣例』には「俘虜は之を捕獲したる國の法令に服従すべきものとす。俘虜兵と俘虜將校との關係はその俘虜たるの間は停止し、俘虜將校の從卒は私的從僕の性質のものとなる。俘虜將校は之を捕獲兵の上位に立たしむることなく、反對に監視の任にある捕獲國の兵の命令の下に立つべきものとす。」とあり(Morgan's Eng. transl., p. 70)。寬嚴の相違は別とし、俘虜を收容國の軍紀の下に立たしむるは各國を通

收容國の
法令に不
從順の俘
虜

じて一である。日露戰役當時の我が陸軍俘虜取扱規則第四條には「俘虜ハ帝國陸軍ノ規律ニ依リ取締ヲ爲ス . . .」、又同戰役中の明治三十八年二月二十八日公布の俘虜の處罰に關する法律第七條には「軍法會議ニ於テ俘虜ノ犯罪ヲ審判スルトキハ其ノ階級ニ應ジ帝國軍人ニ關スル規定ヲ準用ス」とありて、即ち俘虜は帝國陸軍の規律に服従し、犯罪者は帝國軍人に關する規定を準用して之を處罰することが明規せられてある。俘虜待遇條約には、第四十六條に「俘虜ハ捕獲國ノ軍事官憲及裁判所ニ依リ同一事實ニ付該國軍隊ノ軍人ニ對スルト異ナル罰ヲ課セラルコトナカルベシ。懲罰を受クル俘虜タル將校、下士、又ハ兵卒ハ同一階級ニ付捕獲國軍隊ニ於テ同一罰ニ關シ定メラレタルモノヨリ不利ナル待遇ヲ受クルコトナカルベシ。」とあるが、我國にては夙にこの精神を以て當年に處したのである。

謂ふ所の「不從順ノ行爲アルトキハ俘虜ニ對シ」と「必要ナル嚴重手段」の字句には、聊か説明を要するものがある。

先づその後者から云へば、必要なる嚴重手段("Les mesures de rigueur nécessaires; "such measures of severity as may be considered necessary")とは、必しも刑罰でも懲戒でもなく、要は從來よりも一層嚴重なる取締の意味である。例へば從來一家屋内に自由に起臥せしめた者をば該家屋内の一室内に閉居せしめるといふが如く、自由を一層狹隘に制限するが如きを精神とし、必しも懲罰の制裁を要求するのではない。それから前者であるが、必要なる嚴重手段を施すべき對手は不從順の行爲のあつた當の俘虜その者とは限らず、本人は勿論とし、本人が逃走でもした場合には、殘りの俘虜に對しても豫戒的に嚴重手段を施し得るのである。これは佛原文に "Tout acte d'insubordination autorisé, à leur égard, les mesures de rigueur